

して生活難の聲漸く大ならんとする現時の經濟界に於ては、卸賣又は仲買の如き中間商人の媒介を省略するを利とすべき場合なきにあらず、又商品に依りては多少卸賣商人を省き得たるもの之なきにあらずと雖も、而も卸賣商人の必要は永へに存在すべきを疑ふ能はざるなり(商業の利益參照)。

今卸賣買の重なる特色を考ふるに、次の如し。

(一) 卸賣は、商賣的なり、卸賣は商人を顧客とするものなるを以て、其取引總て商賣的にして、貨物の引渡代金の支拂の如き、大に小賣と趣を異にし、貨物積込、引渡の場所、期限等に就ても、後に述ぶるが如き種々の習慣あり、代金の支拂は多く信用拂にして、此際手形を用ふること少からず、現金拂の場合にても、小切手を用ふること多く、其廣告は特種の商人に知らしむるを目的として、一般消費者に及ばず、帳簿の組織及記入法は取引の大なる丈け、殊に整然たるを要するがゆえに、複記式に依るの必要多し。

(二) 卸賣の賣買單位は、多額なり、賣買貨物の數量多きがゆえに、普通多量の單位を以て相場を建て、之に依りて賣買するがゆゑに、取引比較的簡單なるを得、例へば

綿絲の一俵、酒の十駄、米の一石、石炭の一萬斤等の如し、小賣も亦單位なきにあらず、例へば酒の一升、米の壹圓に付き、何升替、石炭の一俵の如き類にて、卸賣と雖も必らずしも、相場建の單位以下の數量を賣らざるにあらず、又相場建の單位と現物の單位と符合するものにあらず(例へば米は一石建なれども、現物は何俵とし、茶は一貫目建なれども、別量の箱入なり)と雖も、卸賣には普通相當の最小量ありて、小賣の如く幾何にても需要者の欲するがままに、分賣するが如き類にあらず、(三) 卸賣の營業範圍は、廣し、卸賣は小賣の如く附近の消費者を顧客とする者にあらず、廣く各地の商人に賣込み、殊に輸出入貨物を取扱ふ者の如きは、規模一般に大にして、或は内地の生産品を集めて之を海外各國に販賣し、或は海外諸國の生産品を仕入れて、之を内地の諸商人、製造業者等に販賣するがゆゑに、店舗の所在地は自由、に選擇し得べしと雖も、常に内外各地の生産状態、貨物の需要の程度に注意し、時々店員を派遣して之を調査せしめ、貨物賣込に當りても、或は見本を携へて、得意先を巡廻せしめ、仕入の爲め店頭に集る各地の商人を響應するが如き政策を採らざるべからず。



(四) 卸賣商人は、特に商品相場の變動に注意せざるべからず。凡そ商品の市價は常に變動して已まざるものにて、小賣商人の如きも仕入に於ては其影響を受けざるにあらざるも、賣價は直に之に應じて高低せしむるを要せず、或期間に販賣すべき商品の仕入を終りたる後は、假令卸賣の市價に著しき變動あるも、依然從來の値段にて之を小賣することも、珍しからざれど、卸賣に於ては需要供給に基く市價の高低は、直に仕入代價に影響すると同時に、亦賣捌代價をも左右するものなれば、最も機敏に之を洞察して、利益を圖り損失を避けざるべからず、是れ(一)卸賣の數量が多額なる爲め、賣價の些少の差異も其利害少からざると、(二)賣買頻繁にして、仕入れては賣り、賣りては之を仕入るゝと(三)利害に敏なる商人又は製造業者の如き者を相手とする爲めにして、小賣の如く右に商人を相手とし、稍多量に仕入るるも、其仕入は斷續的なるに、左は少額を需要し、從て市價の高低に無頓着にして、其變動を喜ばざる一般人を相手とする自然の結果なりとす、即ち齊しく商賣なれど、小賣に投機的分子少く、卸賣に投機的色彩多き所以にして、卸賣商人が純取次の業務の外、往々積極的に投機賣買を試むる理由なるべし。

〔註〕卸賣相場と小賣相場 一般物價の變動する場合に於て、卸賣代價は概して小賣代價に比し、墜落の時期早く、且つ其高低の程度も多きを常となす、是れ物價墜落の常則にして、卸賣相場の中にては、原料品(銅、鐵、棉花の如し)は製造品に比して墜落激しく、齊しく原料品にても、織物は農産物、林産物等に比して激し、食料品其他の消費財は生産財に比して手堅く、製造品と原料品とは墜落の方向に類似の點あれども、原料を異にするも、用途を齊うする製成品の墜落が歩調を一にする程度一層大なりとす、例へば生絲が下落すれば、之を原料とする羽二重も亦下落すべきも、羽二重は一般織物、就中他の絹織物(生絲を原料とせざる銘仙の如きもの)の市價に左右せらるゝ程度多きが如し、而して株券、就中所謂花形株は最先に激しく墜落し、商品之に次ぎ、不動産は更に遅れ、實銀も亦商品若くは不動産より後れ、俸給は更に後れ且程度も少きを通則とす。

(五) 卸賣商人は、多額の資本と信用とを要す。卸賣商人は多量賣買を業とするを以て、概して多額の資本若しくは信用を有するものならざるべからず、卸賣は小賣の如く、何時にても客の需要に應ずべく、商品を所持するの必要なく、注文に應じて仕入を行ふことを得ざるにあらざるも、而も相當の荷物は之を擁せざるべからず、又季節物ならんか、其出盛りの低廉なる時期に仕入れ置くの必要あり、殊に輸出入貨物の如きは、多くは其時期ありて、此際殊に巨額の資金を要すること言



を俟たず、而して卸賣商又は問屋は、産地の荷主へは前貸若くは現金拂と爲し、小賣商人へは延賣を許して、一種の金融機關と爲るもの珍しからず、又問屋が産地へ前貸を爲す必要がある場合に於ては、之に要する資金も尠少なからざるべし、小賣の如きも、彼の百貨店（デパートメント、ストア）の如きは、規模大ならざるものと雖も、比較的多額の資本を要せざるにあらざれども、多數の小賣商店は小規模小資本のものなること、一般に見る所の如し。

【注】金融と危険負擔 卸賣商は製造業者又は農家の如き生産者に對して前貸を行ひ、或は荷爲替の取組に應じて、金融を助け、或は生産者には現金にて支拂ひ（延拂もあれど）小賣商に對しては掛賣を行ふ者少なからざるを以て、前後の者に對して金融機關と爲るも、小賣商は後者なる消費者に對して、金融機關と爲ることあるのみなれば、單に信用の媒介者と爲るに過ぎず、而して卸賣商は、自己の店舗又は倉庫に於て、或は倉庫會社に託して、多量の商品を保管するを以て、此間保管の責に任じ、保管料を負担する外、商品の物質的減損、品質の低下に對する損失を免れず、且つ市價の騰落より生ずる損益の危険を冒さざるべからず、小賣商も亦消費者の爲めに保管、市價變動の危険を負ふも、其程度極めて少なきを常とす。

(六) 利益歩合と販賣費を異にす 小賣商の利益歩合は商品に依り區々にして一定

せるものにあらずと雖も、普通二、三割位にて、多きは四五割に及ぶものあれど、卸賣商の利益は比較的少く、問屋の如きは其手数料内外共に五分乃至一割位のもの多きを常とす、卸賣商は市價騰貴の際に於ては、巨利を博することあれども、低落の場合の損失多きを以て、平均すれば問屋の手数料程度に過ぎざるもの、或はそれ以下のものも少からざるなり、然れども營業費も亦小賣は卸賣に比して著しく多きを以て、純益歩合は双方共に意外に少く、往々純損失とさへ爲る者も珍しからざるなり、小賣の營業費が卸賣に比して比較的多きは、仕入及販賣費管理費、不動産等の経費が多く、取引金高少き割合に手数要し、且つ顧客に對する種種の役務を提供する爲めにして、米國の或調査に依れば、経費の五割は賃銀及俸給なり、此他資金の廻轉度數が少きことも、亦其重要原因なりとす。（早稻田商學第三卷第二號、抽稿、商人排除論を評す、參照。）

(七) 卸賣は専門的なり 卸賣は小賣の如く附近の事情に左右せられず、廣く各地方の商人に販賣するものなるを以て、各専門的に従事することを得、分業上の種々の利益に浴することを得べし、例へば齊しく吳服物にても、木綿は木綿、絹は絹、絹



物の中にも、京都物、桐生物等を主業と爲すものあるべく、又金物商店の如きも小賣は一般に各種の商品を販賣するも、卸商は鑄物、刃物、銅器、ニッケル、アルミニウム等それぞれ専門的に分岐するが如し、是れ一つは賣買高の多き爲め、各種の商品を取扱ひ得ざる爲めなれど、分業は資本勞力の節約に於て、商品の性質、生産、販路、流行、市況を知る點に於て利益あり、從て商品の仕入、販賣、商店の經營上利する所少からざればなり、小賣の如きも亦分業を利とするがゆゑに、大都會に於ては針のみ、櫛のみ、めりんすのみの如き専門商之なきにあらねど、概ね附近の者を相手とすると、専門商店の賣込には、多少の年月を要する等の爲め、寧ろ已むを得ず各種の商品を陳列するに至れるものなり。

然れども、卸賣商は専門に分るゝと同時に、其専門品に就ては、各地各製造元のあらゆる商品を蒐集して、小賣商の仕入に便ならしめ、此點に於ては買集の任務(Assembly)の任務を行ふ者なり、例へば木綿問屋は各地の木綿を仕入れ、酒問屋も亦各地の酒、若くは上方の各種の酒を用意するの類なり、而して貿易商中には例へば支那貿易、印度貿易の如く分業と爲し居る者ありて、是等は商品に依りては

區別せず、苟も賣買上の利益あれば、之を取引する者なきにあらす

(八) 卸賣は聯合し、易し、卸賣は數量多く、商人の數も亦少きがゆゑに、聯合して賣價を定むるが如き、協同行爲を採ること容易なるを常とす、小賣商も亦全く協同し得ざるにあらざるも、其程度は僅に一町内の者が、共同賣出を試むるが如き、一時的低度のものに過ぎず、其數の大なる、取引關係、販賣區域の區々なる、規模の異なる、到底充分なる聯合を望むこと能はざるを常とす。

(九) 貨物の通貨の流通に於て異れり、貨物集散の徑路より、卸小賣を觀察するとき、は生産者は之を數多の水源地に譬ふべく、卸賣は其供給を受けて之を分配する貯水池又は大鐵管に比するを得べく、小賣は更に之を分散する鉛管若くは水甕と見るを得べし、貨物の水源涸渴せんか、其の供給忽ち減少すること當然なれども、貯水池たる卸賣商の持荷は一時の供給を持続し、小賣の水甕は更に之を補ふを以て、生産高の多少が消費に影響する程度は直接のものにあらず、但し現今は通信、運輸の便ある爲め、米國、印度、支那等に於ける産棉の不作は、幾干もなく綿絲の小賣代價に影響し、染料藥品の輸入杜絶は、直に其店頭賣價を左右するが如き



事情なきにあらずと雖も、而も尙ほ卸賣の市價の如く、直接的にあらざるなり。

更に通貨の點より考ふるに、假りに商業環と其外部の一般社會とを區別するときは、小賣商は此商業環と消費者環との接觸線に位するものなるを以て、商業環内の者は、小賣商なる無数の吞吐器若くは小孔を通じて、一般社會の通貨を吸収するの作用を爲すものなり、而して此小孔が之を集むるや、現金又は短期の掛拂なるを常とし、地方には毎半年即ち盈暮の二期に支拂ふが如きものあれど、概して月末のもの多し、小孔が其集めたる通貨を、商業環内の卸賣商に引渡すは、三十日、六十日等、多少の信用期間を有するを常とす、卸賣商が、別區域なる生産環に交付する場合も亦然り、然れども這は唯理想的の分界にして、生産環の者も又商業環の者も、皆一面に於ては消費者なるを以て、此關係は事實上錯雜すること、言を俟たず、要するに一般に散布せられたる資金は、各種貨物の提供に依りて小賣商なる吞吐器を通じ、實業環に流入し、茲に始めて實業取引に供せられ、信用の基礎と爲りては、小切手、手形の流通を盛んならしめ、株券、社債に化しては、生産資金を供給するものとす。是を以て一般景氣の好不況に由て、直ちに影響を蒙る者

は、消費者を相手とする小賣商にして、卸賣商は稍遅れ、且間接に其影響を蒙るの差あり、又附近の者のみを顧客とする小賣商は、其地方局部的の景氣に因りて、著しく損益を蒙るものなれど、廣く各地を得意とする卸賣商は、一地方の不振は、他地方の好況に依りて補ひ得るの利あり、而も卸賣商は専門的のもの多き爲め、或る部分的の障礙に由り、致命傷を蒙ることあるも、諸種の貨物を販賣する小賣商は、單に一、二種商品の如何に由りて、大損害を蒙るが如きこと之なきものとす、例へば洋紙の暴落は、其卸賣商店には大影響を來すべきも、和洋各種の紙、文房具等を販賣する、所謂小賣の紙屋には、比較的影響少きが如し、而して卸と小賣とを問はず、一般の景氣如何に由りて左右せらるゝ程度は、其商品の必要品なるや、奢侈的流行品なるや否やに由りて、自から異ならざるを得ざるものとす。

(十) 卸賣に成功せんには、資本の外、特別の修養を要す。小賣商店の經營にも亦特別の知識と、實際上の修養を要せざるにあらざるも、卸賣の如く、或商品に關する深く且つ廣き知識を要せず、新に顧客を得ること困難にあらずと雖も、卸賣に於ては、其取扱商品の性質、生産、販賣等に關し、充分なる知識を要し、且つ多少の年月を



費して、其營業に慣れざるべからず、是れ小賣商店が往々無經驗の者に依つて經營せられ、卸商人が純商人より出づる所以の一なり、小賣も亦相當の技倆を要するものにて、此技倆は學識の外實地の經驗に俟たざるべからず、世人往々小賣の經營を輕視し、資金だにあらば之を營み得べしと即了し、匆卒開業して半歳若くは年餘に閉店の不幸を見るは、此理を解せざるに由るものなれど、而も尙ほ小賣は卸賣の如く入り難きものにはあらざるなり、但し齊しく小賣と云ふも、煙草の小賣あり、雜貨店あり、酒屋あり、呉服屋あり、陶器屋ありて、中には容易に指を染め難きものも之なきにあらざれども、概言すれば上記の如く論斷するも大過なかるべきなり。

(十一)卸賣商は概して地位高し 卸賣も小賣も同じく商業賣買にして、是等の法律關係は異なることなしと雖も、商人としては稍趣を異にすることあり、例へば卸賣商人には商法の所謂小商人なる者、事實上殆んど之なしと雖も、小賣商には小商人少からず、隨て商業登記商號及び商業帳簿に關する規定を適用せらるゝの義務を免れ、又國稅たる營業稅及び所得稅を納附せざる者少からず、社會上の地

位も亦一般に低きを常とす、英國にては往々 Merchant と Tradesman とを區別し、前者は紳士たる商人なれども、後者は概ね然らず、前者には尊稱 Esq. 後者は多く Mr. と用ふるが如き區別ありと云ふ。

【註】小商人……我商法第八條に「戸に就き又は道路に於て物を賣買する者其他小商人には商業登記商號及び商業帳簿に關する規定を適用せず」とあり、茲に小商人とは資本金五百圓未満の者を云ふ。

(乙)小賣 (Retail trade [英]; Kleinhandel oder Detailgeschäft [獨]) は上來屢述べたる如く、小賣商人が直接に一般消費者に對し、貨物を販賣する場合にして、其貨物の數量少く、賣價は亦大體上一般相場の變動に伴ふも、習慣又は定價に依りて、一定せるが如きもの珍しからず、其高低少きを常とす、代金の支拂は現金のもの比較的多きも、又帳簿附込と爲し、毎月末若くは半期拂等と爲すことあり、顧客の多數は其附近の者なれば、需要の消長を知ること容易に、顧客は亦多く所謂素人なるを以て、相場の變動を知らず、卸賣の如く機敏なる商人を相手とする者の比にあらず、其資本も亦少額にても營むことを得るの便あり、是れ小賣が素人にて容易に指を染め得る所以に



して、卸賣は普通多額の資本と商品其物並に仕入販賣に關する經驗を要し、常得意を得ること困難なる爲め、容易に着手すること能はざるを常とす、但し所謂百貨店通信販賣の如き小賣は、大に趣を異にするべきや言を俟たず、而して小賣業は元來競争少からざるものなるに、近年是等小賣大商店が廣告手段に依りて行ふ販賣、其支店制度の擴張、出張販賣、製造業者自ら小賣を營むこと、並に消費組合の發達、公設市場の増設等は、益小賣の利益を減少せしむるの觀あり、小賣商業の革命をさへ唱ふる者あるに至れり。(下卷、商品販賣法參照)。

### 第三項 賣買者が本人なるや否やに依る區別

或る貨物を賣買するに當り、本人自ら之を行ふや、又は他の者に依頼するやに依りて、賣買を區別するときは、直接賣買及び代理賣買の二種に分つを得べし、而して本人自ら行ふときは自己の計算に於てし、他人に依頼するときは、其實行者は即ち他人の計算に於てするものなるがゆゑに、此區別は亦自己の計算に依るや否やの區別と見るを得べし。

一、直接賣買 (Direct Sale (英); Direkte Verkauf (獨)) とは賣買の本人自ら、自己の計算を以て行ひ、賣買に因る損益を自ら負擔するものにして、一般人の賣買は云ふまでもなく、商人賣買の多數は之に屬するを見るべし、是れ其賣買に由りて利害を感ずること最も深き本人自ら行ふときは、最も適切に希望を充し得ればなり、而して直接賣買は此の如く利害の觀念深き爲め、仕入販賣共に全力を擧げて之に當るの利益あり、又機に臨みて迅速に處理するの長所あれども、自ら行ふときは却て手数を要するか、若くは危険ある場合、遠隔の地に賣買する場合、取引所若くは正米市場の如く自ら賣買し難き場合に於ては、他人をして之を行はしめざるべからず、是れ即ち商業上廣く代理賣買の行はるゝ所以なりとす。

【註】直接賣買……の英語に Direct selling なる語ありて、之れを取引所賣買に對せしめ、或は生産者の消費者に對する販賣、時としては小賣商への販賣を指稱することあれど、茲に所謂直接賣買にあらず、又獨逸語には Eigenhandel なる語あり、自己賣買の義なれば、上記と同意義なり。

使用人をして賣買せしむること、亦或る意味に於ては代理賣買に相違なけれど、自己の手足として活動する使用人の賣買は、亦直接賣買の一部にして、他の獨立の商人例



へば問屋、仲立人の如き者に依頼する場合を代理賣買と稱するを常とす、然れども左の如く見るも、亦便益なきにあらざるべし。

狭義の直接賣買……本人親しく行ふ場合  
普通の直接賣買

仕入係の仕入  
使用人の賣買……販賣係の販賣  
其他店員の賣買

二、代理賣買 (Sale by agents) は所謂手数料賣買 (Sale on commission (英); Kommissionshanfel (葡)) にて、或貨物を販賣し又は買入るゝに當り、他人をして其勞を採らしめ、之に對し一定歩合の報酬を支拂ふものを云ふ、此の如き賣買を營業とする商人は、即ち問屋又は仲立人若くは代理店の如き仲介商人にして、是等の商人は製造家其他の生産業者、若くは他の商人の依頼を受け、貨物賣買より生ずる損益に關せず、専ら手数料を獲ることを目的とする者なれば、商品市價の高低に基く損益を負擔するの危険なきと同時に、割よき利益に浴すること能はざるの短所あり、然れども例へば賣上金高の一分又は二分、二分五厘と云へるが如き手数料にても、賣上金高にして多からんか、其収益決して少からず、生絲賣込問屋の如きは、其手数料僅かに百分の一

半なれども、假りに一箇年の賣上金高八百萬圓(一萬梱)あるものとせば、此手数料の収益約十二萬圓に上るを見るべし、而も賣買上の損失を負擔することなき筈なれば、此點より觀るときは、最も有利なる商賣なりと謂はざるべからず、而して運輸交通の發達、商品の品質統一、荷造の改良、問屋の競争等の結果、一般に委託販賣より自己賣買に變化する傾向之なきにあらざれども、問屋の立場より觀るときは、(一) 腐敗性の商品にて途中及着荷後變質損傷の虞あるもの、(二) 就中遠隔の土地より入荷し管に品質の損傷あるのみならず、相場の変動激しきもの、(三) 市場價格が一般に知らるゝもの(例へば穀物)にて、荷主が安心して販賣を委託し得るもの、(四) 問屋の組織せる公開の市場ありて、何時にても貨物を處分し得べく、且つ曖昧なる取引が行はれざるもの、類は、委託販賣と爲すを利とし、荷主も亦之を便とするものとす。又荷主より觀るときは、市場の知識乏しき遠隔の地に貨物を送致して、之を販賣せんとするに當り、支店、出張所の設けなき場合に於ては、多少の手數料を支拂ふも、之が賣買に慣れたる第三者に依頼するを便と爲すべし、而して問屋は自ら損益を負擔せざるを以て、或は市場の形勢を等閑に附し、其他營業上多少不忠實なるの嫌なきに



あらずと雖も、問屋にして顧客たる荷主の利益を度外視するが如きことあらんか、俟ち信用を失し、依頼する者も亦減少すべきがゆゑに、問屋は自己の利害上より、荷主の利益を圖るを常とす。

然れども、問屋營業にも亦次の如き短所ありて、相當の資金信用と取引の經驗ある者にあざれば、有利に經營し能はざるものとす。

(一) 荷主が問屋へ貨物の販賣を依頼するに當りては、荷爲替を附し、銀行を介して前貸金を求むること珍しからず、或は問屋が出荷前直接に前貸金として資金を融通し置くことあるを以て、問屋は着荷を待ち之を回収するの必要あり、爲めに不利の相場をも顧みず賣急がざるべからざることあり。

(二) 荷主の見込高きに過ぐる爲め、其満足を得ざることあり。

(三) 荷主の意見に依りては、空しく荷物を堆積せしめ、問屋自身の金繰を妨げ、荷主に對しては、金利倉敷の負擔を多からしむることあり。

(四) 市價暴落の爲め、前借金若くは荷爲替金を回収すること能はず、遂に貸倒れの損失を負はざるべからざるに至る、抑も問屋が荷主に對し、前貸金等資金の融通を

與ふる所以のものは、之に依りて利子の差額を收めんとするよりは、寧ろ顧客を拘束して他の問屋に依頼せざらしめんとするの商略なれば、亦已むを得ざる方法なるのみならず、荷主に於ては、原料仕入等必要の資金を調達する上に於て、頗る便益あるがゆゑに、古來廣く行はるる所にして、問屋營業が資金を要するは、其信用を維ぐ外、是等の目的に供するに在るものとす、而して商品市價の騰落は概ね常なきものなるを以て、勉めて内輪に貸出すの習ひなれども、市況の如何に依りては、一部若くは大部分不回収に終り、性質上損益に關與せざる筈なる、問屋自ら事實上損失を負擔すること、爲るの實例少からず、是れ或種の問屋業に於て最も苦痛とする所なるべし、殊に此場合問屋が法律上の救済手段に依りて、荷主に臨み、荷主爲めに倒産の悲境に陥るが如きことあらんか、滞貸金の多くは必ず純缺損と爲り、遂に回収の機會之なきに至るを以て、問屋は隱忍更に貸出をも承諾して、荷主の營業を持続せしめ、以て徐ろに取立の策を講せざるべからず、是れ最も危険の伏在する所なりとす。

(五) 荷主の爲めに其生産物の販賣に努力し、得意先を増加するも、他の問屋に変更せ



らるゝの危険あり。

(六) 小賣商人其他の買手に對し、掛賣を許すの必要あるときは、其代金の回收上に困難あり。

(七) 問屋が卸賣を兼ねるときは、市價の激變に因る損失を免れず。

(八) 農家、製造業者等の資力増加するときは、前貸金等に依りて左右すること能はざるに至り且つ往々直接販賣の方法に變更せらるゝの虞あり。

更に荷主の側を観るも代理賣買には亦次の如き不利あるを以て、近時生産者中には、既述の如く、自ら直接販賣を行はんとする者あるに至れり。

(一) 問屋の中には、自己に利益多き荷物のみを先きに賣捌き、利益少きものを放棄し置くが如き者あり、又前記(一)の如き場合不利の相場にて賣捌かるゝことあり。

(二) 問屋自らの利益を圖らんが爲め、虚偽の掛引を行ふことあり。

(三) 荷爲替貸を喜ばず、又之を承諾するも、貸出歩合を低減し、日歩も亦比較的高き不利あり。

(四) 問屋の收むる手数料は往々法外に高きことあり、假令此歩合にして相當なるも

賣上金高きときは、問屋に收めらるる収益(即ち荷主の収益を減せらるる割合)決して尠からざるなり。

(五) 問屋は多く卸賣を兼ね、自己の計算に於て引取ることを得るを以て、市價上向きの際には自ら買取り、低落の際には委託販賣と爲すが如き弊あり、往々他人に販賣したる形式を装ひ、低價に仕切りたるを、手数料を收むる者さへ之なきにあらず。

(六) 此他(一)市場の形勢を偽りて報告し(二)着荷の損傷を過大に計算し(三)他人へ販賣したる場合に於ても、其賣價を偽り(四)諸掛を多く記入して、虚偽の仕切書を送付する者あり(五)市場に於て販賣する場合、秘密に賣價を定むるが如き袖の下に手を握り合ひ種々の弊害之なきにあらず、其一原因は荷主が遠隔の地に在る爲め、斯る利得を目的として、不良性の商人が斯業に従事する爲めなれども、荷主の利益と信用とを重んずる者、殊に長く得意關係を持続する者には、此種の惡弊あるを聞かず、亦問屋仲間の規約と制裁とに依り、是等の者は漸次淘汰せらるゝを常とす。



以上は主として代理販賣に關して述べたれども、其他代理仕入もあるがゆゑに代理賣買には次の二種あるを見るべし。

(A) 委託販賣 (Consignment (英); Konsignation (獨)) とは生産業者又は商人が貨物の販賣を問屋に依頼し、賣上金高の若干歩合、若くは一個に付き若干の賣捌手数料 (Selling commission) を支拂ふものにて、我邦の生絲、羽二重、茶、燐寸等の輸出は、多く此方法に依るものゝ如し、仲立人を介する販賣も、亦一種の委託販賣たるに相違なきも、普通委託販賣と稱するものは、問屋の手を経る場合を指すを常とす。

(B) 買附委託 (Indent (英); Indent (獨)) は問屋が他人の依頼に依り、其計算に於て、貨物を買入れ、買入原價及び諸掛合計金額の若干歩合、若くは一個若干の買付手数料 (Buying commission) を受くるを以て目的とす、外國商館が本國商店の依頼に依りて生絲、米其他本邦の産物を仕入れ、三井物産、高田商會の如き貿易商が内地商店、官衙の注文に依りて、外國品を輸入するが如き場合には、此方法に依ること少からず、買付委託も亦仲立人を介する仕入を含まざるを常とす。

三、賣買の仲立人 とは物の賣渡又は買入の周旋を爲す者にて、廣告、保險、船舶等の

周旋人に對し、之を次の三種に分つ。

(一) 商品仲立人 (Broker of Produce (英); Produkten Makler (獨)) とは商品の賣買を周旋する者にして、所謂仲買人と稱する者は其一種なれども、俗に仲買人又は「ブローカー」(外國にても)と稱へ、全く自己の計算に於て行ふ者も少からず、即ち自ら其資本を以て任意に買入れ、又之を任意に賣渡し、其損益を自ら負擔する者あれども、是等は商法の仲立人にあらず、仲立人は商行爲の媒介を爲すに止るものとす、是等の仲買人が甲なる買主又は賣主と、乙なる賣主又は買主との間に立ちて、需要供給を適合せしむる其仕事は、周旋には相違なきも、自己の計算に於て行ふものなれば、仲立人にあらざると同時に、普通の貨物賣買業者の如く、店舗に於て一般人を相手として販賣するものにあらざれば、其性質は兩者の中間に在り、但し法律上は物品賣買業即ち普通の商人と異なる所之なきものとす。

又仲立人は商品の賣買を周旋することを營業とする者なれば、時々周旋を行ふも仲立人とは爲らず、一定の商人の爲めに働く者にあらざれば、代理商にもあらず、自己の名を以てせざるがゆゑに、問屋にもあらざるなり。



仲立人の中、商品仲立人の適例は、砂糖其他の商品の「ブローカー」、正米市場の仲立人等なれども、米穀又は商品取引所の取引員の如きは取引所法に依り、特別の責任と制限を加へらるるがゆゑに寧ろ問屋に類す。

外國にては砂糖、茶、咖啡、木綿等、各種重要商品の仲立人も少からずと云ふ、本邦徳川時代には於ける「スロイ」(牙僧)の如きは一種にして、外國にても羅馬時代に於て、現に之に關する一二の規定あり、中古時代には之を行ふ者漸く増加したるより、完全なる證明に供ふる爲め、之を以て一種の公職とし、商業階級より任命して誓約せしめ、自然一種の獨占營業と爲りたることありしが、獨逸の如きは、今尙ほ政府任命の商業仲立人なるものあり、之に關して精細の規定を設けありと云ふ、但し私の仲立人も亦大體公の仲立人の規定に準ずるものとす。

我國には不動産の周旋人あり、船舶の世話を爲す者ありと雖も、之を常業と爲す者稀に、取引所取引員は特別法の規定に依り、爲替仲立人の如きも、尙ほ甚少き現今に於ては、商法の仲立營業に關する規定を適用せらるる者は、尙ほ比較的少しと謂はざるべからず。(但し世界大戰中著しく増加せしが、財界の不況と共に減少したるが如し。)

【註】砂糖「ブローカー」東京に於ける砂糖問屋には、組合を組織して之に屬する者五十名と、屬せざる者との別あり、此他精糖會社の代理店等が取引者にして、「ブローカー」(東京にては公認二十人)は是等の間を駆け廻り、代理店側の入電(海外よりの)を開き賣意向を確め、其「オツプア」を得て、得意先を持廻り、或は電話にて報告し、取引成立するときは、契約書を作成し、双方の記名捺印を求め、月末に至り、双方より一俵に付一錢宛の口錢を收むるものとす、近頃精糖の不振と共に、取引減少し、市場組合の取引高は一日一萬俵乃至二萬俵に過ぎず、取引員の月收、多きも二三百圓に過ぎざれども、好況時代には、一日平均十萬俵に上り、「ブローカー」の月收平均三千圓に上れりと云ふ。而して組合の公認せる「ブローカー」は、組合に屬する問屋間の仲介機關と爲り、非公認の者(約十名)は是等の問屋と、組合外の問屋若くは地方の問屋との間を謀介する者なりと云ふ(大阪の組合は十八人、名古屋に數人、下關に四五人、小樽及函館に各二人あり)。

(大阪に砂糖取引所の設立を見たるも、上場物品は爪哇分蜜原糖のみなりと云ふ)。

- (二) 有價證券仲立人 (Stock-broker [英]; Effektenmakler [獨]) とは公債、株券、社債券の如き有價證券、手形、地金銀などを賣買する者を含む、即ち株式取引所の取引員 (Stock-broker) 爲替仲立人 (Exchange broker) 等なれど、株式取引員は取引所に屬し、特別の資格、保證金を要し、賣買に關し取引所に對して一切の責任を負ふ問屋の一種也。
- (三) 不動産仲立人 (Broker of real estate) は地所家屋等の賣買を周旋する者にして、之



を専門的に營む者は稀なるが如し、船舶賣買の周旋人も亦此一種と見ることを得べきも、是は單に賣買にのみ限らざること次に述ぶるが如し。

四、其他の周旋人 とは賣買以外の商行爲、即ち備船、保險、廣告等の周旋を行ふものを云ひ、内外共に重なるものは次の三種なり。

(一) 保險周旋人 (Insurance broker) : Versicherungsmakler (獨) は保險契約の取結を周旋する者、即ち獨立して(會社員にあらずして)保險の周旋を爲し、契約金高又は保險料の若干歩合を收むることを營業と爲すものにて、外國にては近年まで殆ど海上保險即ち船舶又は積荷に對する保險の周旋のみに限られたれども、現今は火災其他の保險にも、之を見るに至れりと云ふ、是れ生命、火災の保險の如きは、所謂勸誘員又は代理店制度に依りて之を達し、海上保險の如く船主又は荷主よりの申込を周旋するの必要少く又保險其物も海上保險に比し簡明なるが爲めなるべし、然れども此海上保險周旋人なる者(英國)は、自己の名に於て保險會社と契約し、船主又は荷主を代表しながら、宛も自ら本人の如き立場に在るを以て、純粹の仲立人にあらざるなり、想ふに英國にても單に慣習上「ブローカー」と稱するものなるべし。

(二) 船舶周旋人 (Ship broker) : Schiffsmakler (獨) は海港に在りて、船舶出入港の手續、運賃の集金、備船契約の取結等を行ひ、又運送會社の爲めには、備船、若くは船舶賣買等を周旋する者にて、其周旋料は備船なれば、例へば運賃の五分と云へる如く、略一定するも

港と時とに依りて異なることを俟たず。

(三) 廣告取次人 (Advertising agent) : Anzeigengent (獨) とは商人と新聞雜誌社、其他の間に立ち、廣告の取次を爲すものにて、一見仲立人の如く見ゆるも、多くは仲立人にも亦代理人にもあらず。茲に之を列擧するは便宜上より出でたるものなり、例へば、新聞廣告なるときは、依頼人へは新聞廣告の定價又は多少の値引にて契約し、新聞社より更に相當の値引を得るもの、換言すれば若干の代價にて新聞廣告權を買入れ、自己の計算に於て之を依頼者へ賣渡すもの多きが如し(下巻廣告の部參照)。

此他税關貨物扱人 (Custom-house broker) の如く、通關手續の周旋を行ふ仲立人の如きも、亦「ブローカー」又は仲立人にあらず、單に一種の代理人たるものなるべし、要するに、英語の「ブローカー」の意義明確ならざる上に、習慣上の用法少からざるを注意すべし。

五、支店 (Branch office) : Zweiggeschäft (獨) 商人若くは會社は商品の販賣又は仕入に關し、主たる營業所の外、分枝的營業所を設置することあり、即ち支店なるものに、之に對して前者を本店 (Head office) : Haupthaus oder Stammhaus (獨) と稱す、普通は他の都市に於て、自己の營業が既に地盤を造り得たるか、又は將來發展の見込ある場合に、之を設くるものなれば、所在地を異にするを常とするも、東京大阪の如き大



都市に在つては、銀行商店等にて、同一市内に數多の支店を設くる者も少からざるが如し、而して支店の行ふ營業は本店と同様なることあり、又一部に止まることあるも、一方本店の身内として、親密の關係を有すると同時に、又全く別個の商店たるが如き趣なきにあらず、殊に獨立會計と爲す場合に於て然りとす。

支店は法律上一個の人格を有するものにあらず、單に營業所を區別するのみに止るも、其支店長たる支配人は營業上に關し、總て本人たる主人なり、會社なりを代表するものなるを以て、之と取引する者は、宛も本店と同様に見て行ふことを得、從て支店への貸は、即ち本店への貸と爲るの理なり、然らば本店と支店との間、若くは各支店間の貸借の如きは如何と云ふに、是等は内部關係に止るを以て、假りに貸又は借と記入し置くも、そは法律上の貸借とは爲らざるの理なり。

個人又は組合商店の支店は、之を登記するを要せざるも、本店の所在地に於て登記したる事項は、支店に於ても亦登記せざるべからず、又支配人の選任解任の如きは、支店と雖も登記すべきものなり、外國會社の支店に就きては、嘗て述べたる所の如し。

支店を設置するとき、之が爲めに地所、建物、其他の創業費を要し、店費、給料、其他の經營費を要するのみならず、土地遠隔なる爲め、往々にして監督充分なること能はず、支店に長たる者其人を得ば、營業の發展上利益少からざるも、若し其人を得ざるに於ては、曾に營業上の成績を擧ぐるに能はざるのみならず、其浪費、投機、私利等を誘ひ、爲めに意外の損失と不信用とを來すこと珍しからず、是等は最も留意すべき事なれども、支店を設置する地方は、概ね繁榮にして有望の地たるを以て、(一)營業の發展、(二)同業者と競争上の便利、(三)自家廣告、(四)信用増加、(五)掛貸廻收、(六)店員養成等種々の利益あるのみならず、銀行、外國貿易商店、海運業者、保險會社の如く、廣く全國又は世界に互つて營業する者に在つては、營業の必要上必らず各重要地に之を開設せざるべからず、隨て(一)開設の土地を選び、(二)時期に投じ、(三)支店長以下の人選に注意し、(四)報告書調査、監督者巡廻、交迭等の手段に依りて之を監督すること、(五)統一を圖ること等に注意し、充分其能率を増進せしむると同時に、之が弊害を防止せざるべからず。

支店の經營法に従屬主義と獨立主義との別あり、前者は多く支店をして販賣又



は仕入等一部の事務を採らしむる場合に行はれ、其會計を本店に従屬せしめ、支店に於ては、雜費内譯帳、金銀出納帳、商品賣上帳の如き、補助簿の一部を備へしむるに止り、經費の如きは、少しく多額のものも本店に於て支拂ひ、支店は單に經常雜費を支拂ふに止り、賣上金の如きも、本店名義にて毎日之を預入せしむるものにて、恰も本店の販賣係又は仕入係たるに止るものなり、獨立主義は之に反し、營業に關するあらゆる事務を行はしむる場合に用ゐられ、宛も別個の商店の如く、複式記入法に依る總ての帳簿を備へて整理せしめ、單に決算の際之を本店に合併するに止るものとす、支店の多くは後者に屬するが如し。

支店を設立する場合、從屬主義と獨立主義の中孰れに依るべきやは、前述の如く支店設置の目的に依りて同じからず、又内地にても遠隔の地なるか、又は海外なるときは、必らずや獨立主義を採らざるべからずと雖も、大體より觀察すれば、獨立主義は監督不充分、隨て營業上の危険多く、統一に困難なるが如き弊あると同時に、支店をして思ふがまゝに活動し、營業上の發展に便ならしむるの利あり、之に反して從屬主義は危険少きこと、統一上に便なること、資金の融通上便利なること、等の利

益なきにあらざるも、一々本店の制肘を受くる爲め、行動放活なること能はず、殊に其地方の事情に通せざる本店當局の指揮なれば、往々不利不快なる命令を下すことなきを保せず、爲めに營業の發達を妨げ、且つ絶へず報告するが如き煩累あり、又此の如き職分を以てしては、有能の人物をして支配せしむること能はざるを以て、製造會社の「仕入」又は商店又は製造會社の「販賣」と云へる如き一種類の事務には、場合に依り適することあるも、一般の支店には不適當なりと謂はざるべからず。

六、出張所 (Branch office) 我邦には「出張所」又は「出張店」なるものあり、支店を設置する丈けの必要なきも、さりとて、代理店に託して顧みざるが如き見込なき土地にもあらず、將來に至り營業發達の形勢に依りては、或は支店とも爲さんと云へる如き場合に設くるものにて、外國語にては、矢張「支店」と同意義のものを用ふるの外なし、又實際上本店の分枝營業所たる點に於ては、支店と異ならず、異なる所は規模の小なると、建物も賃借せるもの少からざると、其司宰者が必らずしも支配人たる權限を有せざるに在り、又其會計も從屬法に依るもの多きが如し。

代理店は他の商店に委任して、商品賣買又は其他の取引を行はしめ、手数料主義



に依るものにて、別に營業所を設くるの必要なければ、手数料以外の經費を要せざるを以て、商品の販賣にても、又保險契約の如きものにて、之に依るの利益なる場合なきにあらず、會社に依りては、主として此方法を用ゆるもの之なきにあらざるが如し、但し是亦營業の性質に依るものと知るべし。

七、支那の間屋 支那商買の重なるものは(一)行棧(二)字號商(三)零賣商の三種にして行棧は又棧房とも稱へ、宛も旅館の如き建物にて、普通四五名の共同出資より成るも、地方に依りては、十人乃至五十人にも及ぶものあり、出資者の中其所在地の事情一般商務に熟達せる者を擧げて行東とし、店務を處理せしむるか、又は商務に通せる支配人を聘して一切の事務を委任す、即ち大掌櫃なるものにて、資本金は小なるは數千兩より、大なるは三四拾萬兩に及ぶ。

行棧は仲立業及問屋業を本務とし、兼ねて之に便する爲め、倉庫業並に旅館業を營むものなり、即ち賣方買方の間に介立して雙方を聯絡せしめ、或は其地方の商人の依頼に依りて貨物を販賣し(此際前貨を爲すことあり、想ふに荷爲替の如きものなるべし)又は之が仕入を行ひて手数料を收む、是れ即ち行棧の本色とする所なれ

ども、此外地方商人は自から、又は人を派して行棧内に宿泊せしめ、其商品の賣捌又は仕入を行ふ場合少からず、仕入も販賣も各商品それ々々時期のあるものなれば、賣方買方多人數宿泊し、宛然一大旅館たるの觀あり、又此取引に便する爲め、自ら倉庫を有して貨物を保管し、保管料を收むるのみならず、荷造及び貨物の運搬を周旋し、又銀行事務若くは税關との交渉を行ひ、時に人を派して各取引商間を訪問せしめて商況を視察し、注文を集めしむ(即ち商業旅行人に當る)。

地方商人自ら宿泊して賣買を行ふ場合には、雙方共に相手の如何に拘らず、行棧を信じて取引を行ふの習ひなるがゆゑに、例へば貨物引渡後三四週間を経て、代金を支拂ふ約ある場合、買主は直に歸郷して在らざるも、期日には行棧より支拂を受くるの類なり、行棧が賣買に對し責任を負ふは、稍取引所に類するものとす。

八、買辨 とは外國商人が其商品を支那の内地へ賣込む場合に使用する支那人にして、才能信用あり商業に慣熟せる者を選びて之に委嘱す、即ち一種の販賣使用人にして、商業旅行人の如き者なるが、之を呼んで「コムブラドル」と稱す、此語は西班牙語の Comprador より來れるものなれど、西語の販賣人は Vendor にして Comprador は



却て仕入人に當るは奇なりと謂ふべし、其起源は往昔西班牙、葡萄牙の商人が、始めて支那と通商を試むるや、其嚴重なる鎖國主義の爲め、一步を内地に容るゝを許さず、已むを得ず支那商人中才幹ある者を僱用するに至りしものなるが、此任務を執れる支那人は、歐洲商人が支那内地の事情に通曉せざるを奇貨とし、不正の利益を貪る者少からざりしが、右の如き事由ある外、(一)支那語の學習困難なること、(二)支那の取引は概ね内地銀行の手形拂にして、其支拂期限長きこと、(三)支那の取引は内地の風俗習慣を熟知する者にあらざれば行ひ難きこと、(四)度量衡貨幣、手形が混亂して、之を判別すること容易ならざること、(五)買辦の團結たる組合ありて、其勢力侮り難きものあること等種々の原因より、現今に於ても、尙ほ之を使用し居る者少からずと云ふ、願ふに我邦往時の商館番頭に類する者なるべし。

買辦の職務は店主の爲めに商業上諸問題の顧問と爲り、最好市場を探求して、最も有利なる取引を行ふに在り、其任期、身元保證人等は一定せざれども、各外國銀行に於て使用する買辦は之を無期限とし、何時にても解雇し得べく、其人員は或は一入とし、又は正副二人を置き、一箇月の給料は大戦前に於ては、月五拾兩乃至百兩貳百兩にて、副買辦は正買辦の半額なるを常とす。

九、會館 は又、公所と稱し、之に官吏の同郷出身懇親會又は社交俱樂部の如きものと、商人の組織せるものとの二種あり、商人の會館にも、亦例へば廣東會館、兩廣會館と云へる如く、同郷の商賈を聯絡するものと、茶業の會館、糖業の會館の如く、同業者の聯絡組合たるものとの別あり、支那商人は各地に同業者の組合ありて、之を幫と稱し、是等の茶幫又は紙幫の如きものが設置したる會議所を、會館又は公所と稱す、即ち重要商業都市に之を設け、老練にして重望ある者を擧げて幹事と爲し、或は輪番を以て二三名の幹事を置き、以て館務を處理せしむ、毎月一回又は二回の定期會合の外、重要事件の起りたるときは、臨時に召集して商務會館、館員(會員)に關する事件を協議し、又端午、仲秋及歲始の三節には懇親會を開くを常とす、其目的は次の如くにして、宛も同業者又は同郷者の商業會議所若くは重要物産同業組合に當るものとす。

- (一) 館員一般の商業を保護増進すること。
- (二) 館員を督勵して館規を守り、商務を擴張すること。
- (三) 自己一人の利益の爲め館員全體の利益を害せざらしむること。



- (四) 館員に關する商務上の紛争を和解せしむること。
- (五) 他より侵害を蒙るの虞れあるときは之れを豫防し、既に蒙りたるときは之れを除去すること。
- (六) 館員に不正失信の行ひあり、又は倒産の不幸あるときは、之れを處置すること。
- (七) 學識名望ある者を備聘して、館の顧問とし、商務に關して、諮詢する外、地方官衙、他の會館に交渉せしむること。
- (八) 會館の經費は、館員をして分擔せしめ、或は任意の出捐とす、分擔の場合にも平等のもの、取引額に應ずるもの、其他商貨に課するものとの別あり。

右の如き商業會議所風のもの、外會館と稱し、同業者の販賣組合の如きものあり、會館を設くる能はざる小商人も、亦同業組合を設け、毎年二三回會合し、規約を設けて之を勵行し、工業者も亦一種の組合を設く、是等會館及同業組合の外茶館と稱する者あり、是れ亦市内一地區の同業俱樂部にして、毎日又は隔日に、某々茶店に會合し、煮茶晤談の外、相場を上下し取引を行ひ、同業を傷けて私利を營む者あるときは、之を同業全般に通告するを常とす、而して是等の同業組合は、更に相互の連絡を保ち、隨時交通して商況を探查し、以て敏活の行動に資するは、實に豫想外なるのみならず、會館の大なるものは、往々其地の市政を左右し、市には自ら入市税、船舶税、貨

物税を賦課して市政を行ふものあり、往々地方長官に抵抗して、時に自ら取引を絶ち、商業を停止する等の強制手段に出づること珍しからず、本邦商品に對し嘗て「ボイコット」「不買同盟」を行ひたるが如き、畢竟會館の勢力を利用したる、彼等の慣用手段に外ならざるなり。

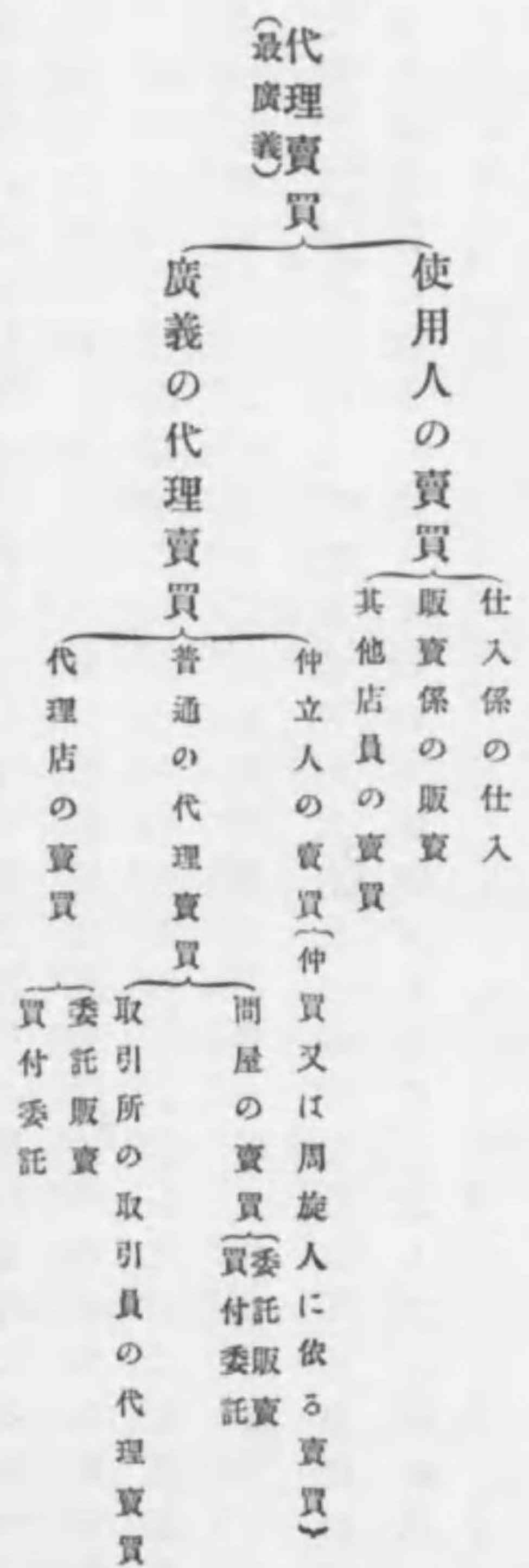
今是等會館又は同業組合の夥多にして、團結鞏固なる所以を考ふるに、一は支那の法律不完全に施行宜しきを得ず、官吏の暴戾、私利を逞ふものある爲め、之を防衛するの手段として組織せられたるものなるべしと雖も、又一は同國商人が商利を圖るに忠實にして、之が爲めには相互團結信義等を守り、相倚り相助くるに如かざるを悟れる爲めなりとす、之を我邦が政府先づ法律を設けて同業組合の成立を促し、商人は法律の教示に由りて始めて組織するものに比し、大に趣を異にする所なくんばあらず。

十、代理店の賣買 此他或商店を代理店又は一手販賣所と定め、自己の商品を販賣せしむることあり、即ち代理商なれども、商法の所謂代理商は必らずしも商品販賣に限りたるわけにあらず、商人の爲めに平常其營業の部類に屬する商行爲の代理



又は媒介を爲す者なれば、彼の某保險會社の爲めに、契約取結の媒介を爲す代理店の如きも、亦其一種に屬するものとす。

上來述ぶる所に依り、代理賣買には次の如く廣狹種々あるを知るべし。



【注】問屋と仲立人……問屋 (Commission merchants) は他人の依頼を受け、其者の計算に於て、己の名に依り、貨物を賣買する者なれど、仲立人 (Broker) は他人の依頼を受け、其者の名及び計算に於て、貨物を賣買し、若くは其他商行爲の媒介を爲す者を云ふ(次章参照)

十一 組合賣買 (Sale on joint account (獨) ; Verkauf auf Partizipations-rechnung (獨)) とは二人以上の者が、或る貨物の共同販賣若くは仕入を爲さんが爲め、一種の當座組合を

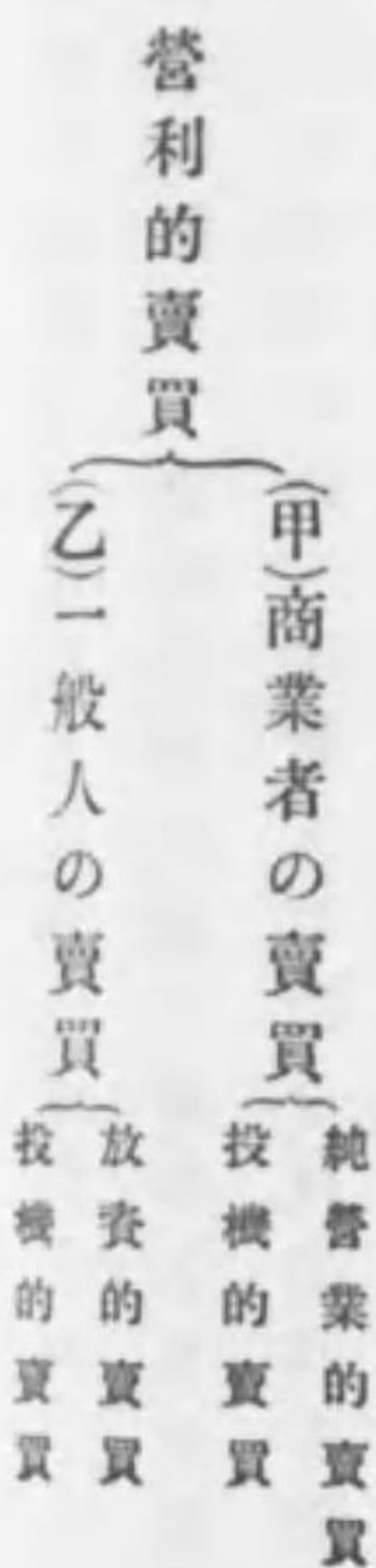
組織し、金銭其他の有形財産若くは勞務を出資と爲し、之に依りて得たる損益を、一定の割合に依りて分配するを以て目的とす、此賣買は例へば遠隔の地に商品を積送して販賣するが如き危険多き場合、自己の出資のみにては不足の場合、若くは出資として金銭其他の財産は之を提供するも、賣買の勞務は他の者をして採らしむることを便とするが如き場合に行はる、而して單に共同して普通の仕入若くは販賣を爲すものならんには、特に勞力に對する報酬の問題を生せず、唯事務員に給料を支拂ひ、各自事業上の損益を負擔すればそれにて可なれど、若し甲地の商人Aが自己の所有せる商品若くは新に仕入れたる物にても可なりを、乙地の商人Bに送りて其販賣を依頼し、Bをして専ら販賣の任に當らしめ、而も其報酬は之に對して支拂ふべき販賣手数料のみに止めず、A B 共同の事業として、之より生ずる利益をも頗ち與へんとする約束なるときは、A は亦一種の委託販賣を試むるものなれども、B は受託販賣と直接販賣とを兼ね行ふものと見るを得べし。

### 第四項 賣買者の目的に依る區別



凡そ人が或る貨物を買入るゝは、種々の目的に出づべしと雖も、之を大別して營利的賣買と非營利的賣買との二種と爲し、營利的賣買を更に分て、投機賣買と普通賣買の二種に細別することを得べし。

一、營利的賣買 とは他日之を轉賣して利益を獲んが爲めに買入るゝ行爲にして商業上の賣買は總て之に屬するも、商人其他商業者の賣買と雖も、其使用の器具其消費の食料品を買入るゝが如き場合に於ては、營利的賣買を行ふものにあらず、又商人以外の者が、偶相場の騰貴を見込みて、株券、米若くは地所の如きものを賣買するが如きは、營利的賣買なることを俟たずと雖も、一定の收入を得んが爲めに、株券、地所の如きを買入るゝも、是亦一種の營利賣買に屬し、單に住居の目的にて地所を買入るゝとは、趣を異にするものとす、是を以て營利的賣買を分て、次の如く區別するを便とす。



商業者の純營業的賣買とは、例へば白米商が時價に依りて必要の正米を買入れ若干の口錢を得て之を小賣するが如き類を云ひ、其投機的賣買とは、將來の騰貴を豫想して、多量の白米を買入れ置き、他日機を觀て之を賣却するか、若くは取引所の清算取引に依り、單に相場の高下に依る差金のみを利せんとするが如きを云ふ。投機的賣買も亦需要供給を投合せしめて、自から物價の調節を圖るが如き、經濟上客觀的の利益なきにあらず、商人の側より觀るも掛繫(Holding)の方法に依りて、市價の高低に因る危険を轉嫁せしめ得るが如き便之なきにあらず(下卷取引所參照)又將來の騰貴を見込みて現物を買置き、若くは下落を慮りて賣放つが如きは、寧ろ商業の常態なりと雖も、卸賣商と小賣商とを問はず、取引所に出張して差金取引(Speculation in differences)の暴利を貪るに至らば、本業たる純營業は自然放棄せられ遂に倒産の悲境に陥るなきを保せず、純營業夫れ自身既に多少の危険を伴ひ、投機的性質を帶ぶる其上に、更に不測の大危険を負はんとするは、薪を負ふて火に投ずるに異らざるべし、純投機賣買必ずしも不可ならずと雖も、這は願ふに投機専門業者に委すべきものなるべし。



一般人が營利的に商品を賣買することは極めて稀なれども、若し之れありたらんには、皆多少投機的に賣買するものにて、例へば農家が米價の下落せるとき之を買入れ、轉賣し、呉服商が株式賣買に指を染むるの類なり、呉服商は固より商人なれども、自己の營業以外の賣買を行ふ時は、是亦後の部類に屬するものと見ざるべからず、而して一般人が有價證券又は不動産を賣買する目的には、二種の別あり、一は之を所有して年々若干の定期収入を收めんが爲めに買入るゝ場合、他は其收入を度外に置き、後日轉賣上の利益を獲んとするものなり、前者は所謂放資的 (for investment) 〔英〕: fur Anlage 〔獨〕 賣買にして、後者は即ち投機的 (for speculation) 〔英〕: fur Spekulation 〔獨〕 賣買なり、放資の目的なるときは、買主は主として之に依りて享くる定期収入が、支出金額に對して果して幾何歩合に當るや (即ち利廻の多少) に着眼し、且つ資産として確實なるを期待すべしと雖も、投機の目的の出づる場合は、買入と賣放の期間多く短き爲め、利廻の多少を問ふを要せず、専ら相場の高下に因る利益を望むに止るを以て、却て相場の變動多き物を選ぶの傾ありとす、齊しく投機賣買又は放資的賣買にても、株券と地所とは、種々の點に於て趣を異にすること、次の如し。

(一) 株券の賣買に於ては、將來の騰貴又は下落孰れにもても、見込だに立てば有利に行ひ得るも、地所は下落を見込むと云ふが如き例少きこと。

(二) 株券の賣買は普通取引所に於てし、證據金並に手数料のみにて可なれど、地所は所謂手金賣買の外、多くは現實に買入れ所有權を移轉せしむる必要のあること。

(三) 取引所に於ける株券の取引高は十株以上は任意なるも、地所の金額は普通大なること。

(四) 株券の取引期間は短少なれど (長期にても二箇月) 地所の騰貴は戦後暴騰の如き異例の場合の外、少くも二、三年若くは五年、十年を待つ必要あること。

(五) 株券は一般財界就中金融の如何と、會社自身の財政状態に因りて市價を生ずるも、地所は交通の便否、土地の繁榮、農村の景氣等に因りて高低し、財界の影響は比較的少きこと。

(六) 株券の市價は騰落常なきも、地所の下落することは稀なること、又下落するも其割合少きこと。



(七)株券には配當金ありて、利廻稍多きも、地所の利廻は極めて少き習ひなれば、放資の場合、其時價の漸騰を待つ必要あり、隨て時價の居据りは、下落を意味する場合あること。

(八)株券中取引所の上場株は容易に換價し得べく、又擔保として借入るゝに便なれど、地所は稍不便なり。

此の如く兩者種々の點に於て差異なきにあらずと雖も、之を放資の目的物として見るときは、地所と確實なる會社の株券、若くは公債とは酷似する所多しとす。

**二、非營利的賣買** とは、吾人が營業以外に於て、使用若くは消費の爲め、衣服、器具、食料の如き物を買入れ、又は不用品を賣拂ひ、或は住居の爲め、地所、家屋を買入れ、家政整理の爲め、書畫、骨董、器具、有價證券若くは不動産を處分するが如き場合を云ふ、製造家が原料、燃料を買入るゝが如きも、其目的消費に在りて轉賣には非ざれど、是亦營業上の目的に出づるを以て、營利賣買に屬するものと看做すを便とす、非營利賣買に於ては金錢的打算の觀念薄きを以て、其買入に於て往々高價を貪られ、若くは不用の貨物を賣附けられ、其賣却に於て法外の廉價を強ひらるゝの弊あり、殊に非

營利事業に従事する者に於て然りとす、是れ購買者の欲する所は利益にあらずして、物の效用に在り、又賣却に當て現金を得るに急なるか、又は不用品を始末するを目的とする爲めなれども、此點は一般人の最も留意すべき事共なり。

其他、人に關する區別には(一)私人の賣買と政府其他公共團體の賣買(二)能力者の賣買と無能力者の賣買(三)單獨賣買と共同賣買など種々あるも(一)(二)は法規に審なれば、本書は次章に於て(三)のみを説明すべし。

### 第五項 賣買者の意思に依る區別

凡そ物の賣買は普通所有者の任意に行ひ得る所なれども、法律の規定に依り、其意思に反して強制的に行はしめらるゝことあるがゆゑに、賣買を分て次の二種と爲すことを得べし。

**一、任意賣買**(Ordinary or voluntary sale) とは當事者が任意に行ふ賣買にして、即ち普通の賣買なり、茲に任意と云ふは、次に述ぶる強制賣買に對するものにて、法律の範圍内に於ける任意なれば、法の禁する貨物、法の禁する賣買は固より行ひ得ざるも



のとす。

二、強制賣買 (Compulsory sale) とは法律の規定、國家の處分又は法律行為の結果として、必らず行ふべき賣買を云ふ、固より例外の場合にして、例へば破産者の財團は必らず競賣せらるゝが如き(動産は相對にても可なれど)鐵道用地として、當事者の意思に反し、田畑を買上げらるゝ公用徵收の如き、戦時必需品を徵發するが如き、共有物を分割し能はざる場合には、必らず之を賣却するが如き(裁判所は其競賣を命ず)裁判所より財産管理者に賣買を命ずるとき、若くは不動産に付て買戻又は賣戻の權利あるときの如き、即ち是れなり。

【註】私賣と公賣……是亦法律上の用語にして、公賣とは裁判所の手を経て行ふものを云ひ、之に裁判所に於て賣買を命ずる場合と、單に監督する場合との別あり、是亦一般の賣買の規則に依るも、場合に依り特別の規定に依ることなきにあらず、私賣は即ち公賣に對して普通の賣買を指稱したるに過ぎず。

## 第二節 目的物に關する區別

### 第一項 目的物の種類に依る區別

賣買せらるゝ物を賣買の目的物と云ひ、之を大別して有形物及び無形物の二種と爲すことを得、無形物の賣買とは特許權、版權、得意關係等の賣買にして(詳説は第三章に譲る)有形物の賣買とは、普通の貨物、商品を始め、有價證券、不動産等の賣買を謂ふ。

一、貨物賣買 (Sale of Goods [英]; Warenhandel [獨]) は貨物即ち普通謂ふ所の物品若くは商品、其他一切の動産(無記名債權の如きものを除く)の賣買にして、賣買の大部分、商業の過半は之に屬し、俗に商業と云ふときは、専ら貨物賣買のみを指すを常とす、有價證券賣買の如きも、漸次廣く行はるるに至りたれど、之を貨物賣買に比するときは尙ほ遠く及ばざるの觀あり、不動産賣買の如きは、假令其金額は大なるもの之あるにせよ、其取引の稀なる、到底貨物賣買に比すべくもあらざるなり。

貨物賣買は其種類に依りて、更に之を細別し、衣服賣買、化粧品賣買、薪炭賣買、食料品賣買、青物賣買、家具賣買、金物賣買、書籍賣買等に區別することを得べく、又日用品賣買、奢侈的流行品賣買に分ち、若くは外國品賣買と内國品賣買とに區別し、或は菓子、靴の如き製造賣買と純賣買とに區分することを得べし、又近時學者に依りては



顧客の購買動機より區別し、便宜商品、選擇買商品、特別商品、及工業用品の四種に大別する者あり、貨物賣買は前述の如く、賣買の主要部分を占むるを以て、賣買の區別其他以下本書に論ずる所は、多く之に關するものと爲るなり。

二、有價證券賣買 (Transfer of bills and securities (英); Wechsel-und Effektenhandel (獨)) 有價證券とは公債、株券、社債券、物權證券、及手形を云ふ(第四章參照)各國財政多端にして、公債を發行すると多く、株式會社の増加は、株券、債券の流通を加へ、諸國軍備の擴張に伴ふ財政困難、並に地方行政費の膨脹は、國債、地方債の發行を促し、國際金融の接近は、相互各國の證券を賣買して、所謂國際證券 (International securities) なるものを生じ、船荷證券、倉庫證券の如き貨物の代表證券は、貨物の轉帳増加するに従ひ、愈其流通を加へ、手形小切手に依る資金の融通益熾ならんとする、現時の經濟社會に於ては此種の賣買が商業上重要な地位を占むること、多言を要せざるなり、是等證券の讓渡は一般商品の如く、單に引渡のみに依りて之を行ふことを得ず、無記名のもの、外は裏書、若くは書替を要するの不便なきにあらずと雖も、賣買最も多き株券、社債券の如きは、元來會社財産の一部を代表するもの、即ち會社の動産、不動産若くは收

益力が證券化したるものなれば、其賣買に多少の手續を要するは固より當然にて之を不動産の賣買の如く、登記を要し、登録税を納附するものに比すれば、尙ほ易々たりとす、而して有價證券中にも種々あるがゆゑに、其市價騰落の原因は、物に依りて同じからずと雖も、金融市場の景氣、即ち金利の高低に因りて、直に影響を受くるを其特色とし、隨て投機の具に供せらるゝこと、多きを常とす、有價證券賣買を區別して次の三種とす。

(一) 公債、株券の賣買 有價證券の普通の意義學問上の狹義は公債、株券、社債券の三種に限るを常とす、第一種は即ち是等證券の賣買にして、多く取引所に於て行はれ就中取引最も多き株券類は、相場の高低常なきがゆゑに、清算取引に依り、投機的に賣買せらるゝを其特色とす、取引所に於て賣買せらるゝがゆゑに、取引所取引員の手を経るの必要あり、其委託手数料(取引所の賣買手数料を含む)を支拂ふも、代價の一部に過ぎざる證據金のみにて賣買し得ることは、亦此賣買の特徴なりとす(但商品中にも、米、麥、生絲、綿絲、棉花、砂糖の如く取引所に於て賣買せらるるものは亦同じ、下卷「取引所の賣買」參照)。



(二) 手形の賣買 手形には内國手形と外國手形の別あり、内國手形の讓渡若くは割引の如きも、亦賣買と稱すること能はざるにあらざれど、手形の賣買なる語は、普通外國宛手形に限るを常とし、外國貿易業者と、外國爲替取組銀行との間に行はれ、爲替仲次人又は手形仲買人なる仲介者が、其間に立ちて周旋すること少からず、我邦に於て、外國爲替の仲立業が稍擡頭し來りたるは、大正四五年歐洲大戰勃發以後にして、其増加が著しかりしは、大正七八年の頃財界好況の時代なり、最初は二三外國人の「ブローカー」が開港場に於て多少の取引を行ふに過ぎざりしが、現今は大部分日本人にして、阪神、京濱に於て五十人内外ありと云ふ、最も多きは大阪にして二十人、東京も二十人内外、助手共、神戸に七人、横濱に三人ありて、神戸と横濱には外國人二、三人あり、銀行間の爲替賣買 (Interbank business)、商人筋と爲替銀行との輸入爲替 (Acceptance) 若くは外國送金取極 (Merchant business) 等の取引を仲介す、取引は一口の最少額が一萬弗若くは五千磅位にして、多くは數萬磅に及ぶ、爲替仲立口錢は、取扱金額の十六分の一「パーセント」なれども、弗及磅の外國送金は八分の一「パーセント」にて、外貨の手形を賣り、其の代り金を邦貨にて受取る銀行の負擔とす、好況時代には、

は、助手と二人の收入少きも月千圓、多きは五千圓に上れりと云ふ、而して我邦の「ピルブローカー」は手形の賣買より、主として「コール」の媒介を行ふものにして、紐育の Money-broker に當り、所謂 Running broker は店舗を有せず、主として馳せ廻る小仲立業者を指稱するものなり。

(三) 物權證券の賣買 (Sale of documents of title to goods) 物權證券 (Symbol of property) とは船荷證券、貨物引換證、及び倉庫證券の如き貨物を代表する證券の謂ひにて、就中倉庫證券又は船荷證券に依る商品の賣買を意味す、是等證券の取引は近時頗る増加したるの觀あるも、尙ほ未だ歐米の如く發達せず、歐米にては各種貨物の倉庫證券を競賣場、取引所等に於て賣買すること頗る熾んにして、海外より輸送中の商品 (所謂未着商品) を、船荷證券に依りて賣買する例も、亦少からずと云ふ。

三 不動産賣買 (Sale of real estate) は即ち土地建物の賣買にして、都會の地に在りては之を賣買すること頗る多く、土地の如きは、其賣買を營業とする者あり、地價の騰貴を豫想して投機的の賣買を試むる者ありて、是等の者より觀れば、一種の商品なりと考ふることを得べきも、其性質、讓渡方法等、商品有價證券とは、大に趣を異にする



所あるを以て、之を商業賣買中に含ましめざるを常とす、然れども不動産の買入、賣却等は、商工業上必要なるものなるがゆゑに、製造業者の如きは特に注意するの必要あり、此賣買の特色は(一)之を行ふ場合稀なること(二)金額概ね巨額なること(三)第三者に對抗せんには登記を要すること(四)隨て登録税を要し、又往々周旋料を支拂ふの必要あること(五)目的物を動かし難く、且つ不代替性なれば見本等に依り難きこと等に在り、船舶の賣買は不動産に準ずるも、是亦更に特異のものなりとす。

四、無形物の賣買 (Transfer of patent rights, goodwill, etc.) とは特許權、得意關係、商標權等の賣買にして、商業上之を行ふことは多からざるを以て、後に至り商標等を略説するに止むべし。

### 第二項 目的が特定せるや否やに依る區別

賣買の目的物が特に定りたる物なるや、或は單に種類のみを示したるやに依りて區別するときは、特定物の賣買及び數量賣買の二種と爲すことを得べく、數量賣買は更に之を細別して、見本賣買、標準賣買、名稱賣買、試用賣買及び條件賣買の五種

に分つを得べし。

(甲) 特定物の賣買 (Sale of specific goods) 凡そ特定物 (Specific or ascertained goods) (英) Specific (賣) とは債務の目的物が特に定りたる場合、例へば此雪舟の山水の幅、若くは此机を買取らんと云へるが如く、他物を以て代へ難き場合に於ける、其物件を謂ふものにて、單に越後上米百俵とか、第二號の机十脚とか云へるが如く、或る種類を限り、數量を示すに止るときは、之を不特定物と云ひ、其の賣買を數量賣買又は不特定物の賣買と稱するものとす。

今卸賣と小賣とに就て考ふるに、卸賣は多量賣買なるを以て、自から數量賣買と爲り、又一方より觀るときは、數量賣買なるを以て、多量賣買を行ふとを得べきも、小賣は場合に依りて同じからず、顧客自宅に在りて、商店に注文を發し、若くは御用を命ずるときは、單に種類品質を限るの習ひなれば、即ち數量賣買と爲れども、自ら店頭に就きて買入るゝ場合に於ては、同種類の物の中より、或る特定の物を指定すること少からざるを以て、此場合には特定物の賣買と爲ること言を俟たず、例へば電話を以て某呉服店に對し、上等白「モスリン」大幅一丈を持參すべきを命じ、或は其店



頭に到るも、單に「斯く々々の品を下さい」と申込み「はい」と承諾したるときは、孰れも不特定物の賣買なれども、自ら各種の白「モスリン」を見たる後、或る反を指定し、此中より切るべき旨を依頼したるときは、特定物の賣買と爲るなり、即ち不特定物を賣買するも、買主の面前に於て其中の或物を指定し、買主之を承諾したるが如き場合に於ては、爾後其物は特定せらるゝものとす、例へば、麒麟麥酒一打を買はんと云ひ、之を承諾したるときは、不特定物の賣買、即ち數量賣買契約が成立したるものにて賣主は孰れの麒麟麥酒を提供するも任意なれども、扱此函入を差上げんと云ひ、それにて宜しと承諾したるときは、引渡物件は其打函に限り、他の函を以てすること能はざるがゆゑに、茲に始めて特定せらるゝに至る、但し此場合に於ては、數量賣買が特定物の賣買と爲るにあらずして、數量賣買なる雙務契約に因りて生じたる、物件引渡の債務の目的物が、不特定物より特定物に變じたるに過ぎざるものとす。

特定物、不特定物の問題は、賣買に在りては所有權移轉の時期と、危險負擔 (Risk) の問題、並に引渡の場所及費用等に關係少からざるが故に、特に留意するを要す、茲に危險負擔の問題とは、買入れたる貨物が、未だ買主に達せざる間に、不可抗

力に因りて、滅失若くは毀損したる場合に、何人が其損害を負擔すべきやと云へる問題にて、實際上に於ても頗る必要の問題なりとす。(補遺(二)參照)

(一) 所有權の移轉 凡そ所有權は物權中の主要なるものにして、我民法の規定に依れば、總て物權の設定移轉は、當事者の意思表示のみに因りて、其効力を生ずるがゆゑに(民法第七十六條)賣買に因る所有權の移轉も、亦單に意思表示のみ、即ち「買はんと云へる」意思表示の一致(即ち賣買契約)のみに依りて行はるゝものとす、或法制の如く、特に物の引渡、若くは裁判所に於ける宣言等を要せざるなり、但し之を以て第三者に對抗せんには(イ)動産に在りては其物の引渡(ロ)不動産に在りては移轉の登記を爲さざるべからず(民法第七十七條及第七十八條)。

而して特定物の賣買に在りては、其契約成立と同時に、其物の所有權は直に買主に移轉すべきも、不特定物の賣買に在りては、賣主は單に契約に依る種類品質の物を、契約數量丈け讓渡すの債務を負ひたるのみにて、孰れの物と定むるやは賣主の任意なれば、所有權が移轉すべき理由なく、不特定物が特定物と爲りたる時、所有權は始めて買主に移るものとす、例へば吳服店の店頭に立ちて、此銘仙を一反買取



るべき旨を申出で、店員承諾したるときは、其銘仙の所有権は直に客に移り(即ち客の所有物と爲る)直に其場に於て代金を支拂ふと、約束又は習慣に依り月末拂に爲すと、將又物品を自ら携へ歸ると、翌日小僧をして配達せしむることに關せざるものとす、然れども、翌日更に同種の銘仙を電話又は端書等にて注文したるときは、之が特定せらるゝまで(例へば小僧が客の宅へ持參するまでは、所有権は移轉せざる筈なり)。

然らば不特定物(Unascertained goods [英]; Unbestimmte Sache [獨])は如何なる時機に於て特定物に變ずるやと云ふに、之に關しては二、三の主義あり。

- (A) 分別主義 (Auscheidungstheorie) は賣主が買主に對し、特定物を分別したるとき、又は書面に依りて此事實を買主に通知したるときに移轉すと爲すもの。
- (B) 引渡主義 (Lieferungstheorie) は賣主が貨物の引渡を爲すに必要な行爲を了りたるるとき、例へば運送人に交付したるときに移轉すと爲すもの。
- (C) 履行主義 (Erfüllungstheorie) とは履行し終りたるるとき、例へば物の引渡を了りたるときに、所有権始めて移轉すと爲すもの。

我民法は大體(B)の引渡主義を採り、其第四百一條後段に於て、債務者が物の給付を爲すに必要な行爲を完了し、又は債権者の同意を得て、其給付すべき物を指定したるときは、爾後其物を以て債権の目的物とすと規定したるを以て、物の引渡に關して、債務者たる賣主が、引渡に必要な行爲を完了したるときは、債務の目的物が特定し、所有権は此時始めて移轉するものとす、是れ單に賣主が自己の所有物中より取り分け、若くは其旨を通知するも、實際上尙ほ任意に變更するの餘地ありて、爲めに買主に損害を蒙らしむること之なきを保せず、又履行完了主義は遲きに過ぎ、現今の取引事情に適せざるのみならず、物の確定は必らずしも買主の受領を待つを要せざるが爲めなり、獨逸商法、英國賣買法の如きも、隔地者に對し運送する貨物に就ては、亦此主義を採るものゝ如し。

前記條文中買主の同意を得て(必らずしも立會を要せず)或物を指定したるとき、其物の特定するは、別に説明を要せざるも、給付を爲すに必要な行爲を完了したるときとは如何なる場合なるや、之を賣主買主同一地に在る場合と、土地を隔つる場合とに別ちて考察せざるべからず。



(A) 同、所、賣、買、の、場、合、 に於ては、前記條文後段の如く、買主の同意を得て或物を指定するか、又は注、文、品、を配達せしむるときは、其品物が小僧の手より買主に引渡されたる場合ならざるべからず、但し市内に於ても、第三者例へば小包郵便に托したるが如き場合に於ては、其場合に特定し、必らずしも買主の受領を要せざるなり、店員をして配達せしむる場合は、自己の使用人をして、自己の代理を爲せしむる内部の行爲と見るべきものなれば、引渡完了を以て特定すと爲さざるべからず。

(B) 他、所、賣、買、の、場、合、 に於ては、普通貨物を運送會社に托したるときに、移轉するものと解するを常とす、然れども這は注文に従ひて貨物を送附せる場合にして、賣主が任意に貨物を積送し、貨物到着の後買主が承諾するが如き場合に於ては、其際特定すること等を俟たず、又船荷證券を賣主又同人指圖先へ」と記入せしめたるときは、假令貨物を發送するも、證券の裏書讓渡までは、所有權移轉せず、所謂荷爲替付賣渡貨物の場合に於ても、亦文言に従ひ、手形の支拂若くは引受濟の上、船荷證券を讓受くるまでは、所有權移轉すること之なきものとす、蓋し是等の場合に於ては、證券上の權利を移轉するまで、其貨物の所有權は尙賣主に存する筈なればなり。

(二) 危、險、負、擔、の、問、題、 とは賣買の如く、特定物に關する物權の設定移轉を目的としたる雙務契約に於て、債權者債務者雙方の責に歸すべからざる事由、例へば不可抗力に因りて、物が滅失毀損したるとき、何人が責任を負ふべきやの問題にて、古來法學上議論の存する所なるが、我民法は債權者主義を採り、物の引渡を請求し得べき權利ある者が、之を負擔すべきものと爲せり(民法第五百三十四條)隨て特定物の賣買に於ては、買主之を負擔し、不特定物の賣買に於ては、其物の特定せられたるとき即ち所有權の移轉せられたるときより、買主の負擔に歸せざるべからず、所有權の移轉と危險の移轉とは全く同一にあらず、殊に此規定は、特約なき場合に關するものなれば、特に契約するときは、所有權を移轉したる後、債務者に於て危險を負擔することを得べし、例へば家具商が其店頭に於て、某顧客に特定の机を賣渡し、二三日中に送致すべき旨を約し、相當の注意を爲したるに、類焼の爲め燒失又は毀損したりとせば、普通の場合、債務者たる賣主には何等の責任之なく、代金未收なれば之を請求することを得べきも、若し、引渡までは商店自ら喪失又は損害を負擔する旨を約し(又は此慣習あるとき)たるときは、賣主に於て負擔すべきや言を俟たず。



民法の規定に依れば、債権の目的が特定物の引渡なるときは、債務者は其引渡を爲すまで、善良なる管理者の注意を以て、其物を保存することを要す〔第四百條〕とあるを以て、買買の場合に於ても、亦特定物なるときは、契約のときより、又不特定物なるときは、特定せるときより、善良なる管理者の注意を爲さざるべからず、茲に善良なる管理者の注意とは、自己を標準とせず、一般人を標準としたる精密の注意の謂ひなれども、此規定は公の秩序に關するものにあらざるを以て、是亦特約を以て輕減することを得べし。

不特定物の危険は、上述の如く其物の特定する場合に、買主に移轉するものなるを以て、如何なる場合に特定物と爲るやを注意するの必要あり、即ち、所有權移轉の項に於て之を詳述し置きたる所以なりとす、之を海外の法制に考ふるに、英國の如きは事實上我邦と大差之なきも、獨逸に於ては、特定物の賣買に於ては、契約取結と共に買主に移轉するも、不特定物の場合に於ては、原則として分別主義を採り、當事者雙方又は其代理人が立會の上取り分け、若くは買主の爲めに取り分けたる旨を通知するを以て足れりとし、唯、商品を隔地者に對し送付する場合のみ、運送取扱人、

運送人、其他運送に従事する者に引渡したるとき、買主の負擔に移るものと爲せり、獨逸に於ても亦賣主は特約に依り、特別の場所に於て運送品を引渡す旨を定め、運送人への引渡後も、尙ほ責を負ふべき旨を定め得るものと爲せり〔エンデマン〕商法論。

【註】英國法の解釋……英國に於ても、亦不特定物の賣買に於ては、其所有權は貨物の特定するまで、買主に移轉せざるも、特定物なるときは、契約當事者が之れが所有權を移轉せんとする其時に移轉するものとす、而して當事者の意思如何は契約條項、當事者の行爲、並に各個の事情に依りて之れを知るべきものなれども、特に之れを推知すること能はざるときは、次の箇條に照して、何時所有權が買主に移るやを定めざるべからず。

- (甲) 特定物の場合
- (1) 直ちに引渡すことを得べき状態に在る特定物 (Specific goods in a deliverable state) を無條件にて賣買したるときは、其貨物の所有權は契約成立と同時に、直ちに買主に移轉し、代金の支拂又は貨物の引渡、若くは双方が行はるゝと否とに關せざるものとす。
  - (2) 特定物の賣買を約し、引渡準備の爲め、賣主が何事かを爲すべき場合に於ては、此事を爲し、買主が其通知を受くるまで、所有權は移轉せざるものとす。
  - (3) 直に引渡すことを得べき状態にある特定物の賣買を契約せるも、賣主が代價を定むる爲め其重量、容積を定め、之れを検査し、其他貨物に關し何等かの事を爲すべき義務を



有するときは、是等を爲し、買主が其通知を受くるまでは、所有権移轉せざるものとす。  
(4) 試用の爲め (on approval or on sale or return) 又は之に類する目的にて、貨物を買主へ送りたるときは、左記の場合に所有権の移轉を見るものとす。

(a) 買主(荷受主)が賣主に對し、其是認又は承諾を示し、若くは其取引を採用する何等かの行爲を爲したるとき。

(b) 買主は特に賣主に對して承認せざるも、さればとて拒絶の旨も通知せず、在在貨物を保有するときは。

(一) 貨物の返還を定めたるときは、其期間の満了せるとき。

(二) 返還期の定めなきときは、相當の期間の後(相當の期間は事實の問題なり)

尤も一般の習慣は、此種の賣買に於ては、買主が取引を承認するまで、所有権が移轉せざるものとす、然れども、一旦所有権が移轉し、買主の諾否に依りて解除せらるる旨を約することを得べし、要するに條件に停止的又は解除的執れにも定むることを得るものなり。

處分権の保留 特定物の賣買契約を結び、又は其契約後に貨物を契約に充用したる場合に (appropriated to the contract) 於て、賣主は契約又は充用の條件に従ひ、特定の條件を充すまで、貨物の處分権を留保することを得べし、而して斯くの如き場合に於ては、貨物が買主に引渡され、若くは買主へ送達する爲め、運送人其他の受寄者へ交付せられたる後なるにも拘はらず、買主が買主の定めたる條件を行ふまで、其貨物の所有権は買主に移轉せ

ざるものとす。

(乙) 不特定物の場合

(1) 名稱に依り、不特定物又は先物 (Future goods) の賣買契約を取結び、其名稱の貨物が、直に引渡さるべき状態に在るとき、(一) 賣主が買主の承認を経(二) 又は買主が賣主の承認を経、無條件に、其物を契約に充用したるときは、(其契約に従ひ、物を取扱ひ、處理し) たるとき、所有権は買主に移轉するものとす(即ち特定せらるるとき移轉するの意なり) 而して此場合の賣主又は買主の承認は、明示なると又默示なると、將又充用の前後なるとを問はざるものとす。

(2) 賣主が契約に従ひ、貨物を買主へ送達せんが爲め、買主又は運送人其他の受寄者、若くは保管者に交付し(買主の指定せる者なると否とを問はず) 而も處分の權利を留保せざるときは、賣主は無條件にて、貨物を契約に充用したるものと看做さるべし。

賣主が貨物を積送するも、船荷證券面に、賣主又は其代理人の指圖先へ引渡さるべき旨を記載し置くときは、賣主は當然貨物の所有権を留保するものとす、而して貨物の賣主が、代金に對して買主宛に手形を振出し、手形の引受若くは支拂を求むる爲め、此手形及船荷證券を買主へ送付したる場合(船荷證券へ白地式の裏書を爲し銀行を経るを常とす)、買主が手形の引受を拒むときは、之を返還するの義務あり、不法に抑留するも、貨物の所有権は移轉せざるものとす、但し賣主が引受渡を承諾したる場合、買主が手形を引受けたるときは、特別の契約なき限り、貨物の所有権は買主へ移轉するものとす。



凡そ貨物の所有権が買主に移るまでは、其危険は賣主に存するものにて、所有権が買主に移ると共に、危険負擔も亦買主に移轉し、引渡如何に關せざるものとす、然れども貨物の引渡が買主又は賣主の過失に因りて遅延したるときは、之れが爲めに生じたる損害に對し、其者自ら責任を負はざるべからず、總て是等の事項は賣主又は買主が相手方の爲めに、貨物の受寄者又は保管者たる義務に影響すること之なきものとす (Chalmers: Sale of Goods, English edition, part II)

(三)貨物引渡の場所及費用　は後節に述ぶるが如く、契約又は取引の慣習に依りて定まるものにて、代金も之に依つて異なる筈なれば、取引上重要な事項なるを失はざるも、法律の規定に依るが如き事例並に法律問題となるが如きことは少きものとす、然れども試みに之に關する我民法の規定を見るに、

第四百八十三條　債權の目的が特定物の引渡なるときは、辨濟者は其引渡を爲すべき時の現狀にて、其物を引渡すことを要す。

第四百八十四條　辨濟を爲すべき場所に付き別段の意思表示なきときは、特定物の引渡は債權發生の當時其物の存在せし場所に於て之を爲し、其他の辨濟は債權者の現時の住所に於て之れを爲すことを要す。

第四百八十五條　辨濟の費用に付き別段の意思表示なきときは、其費用は債務者之れを負担す、但し債權者が住所の移轉其他の行爲に因りて辨濟の費用を増加したるとき

は、其増加額は債權者之れを負担す。

由是觀之、特定物は特約なき場合、引渡を爲すべき時の現狀にて、賣買契約取結の時の現在場所に於て引渡を爲せば可なり、更に商法の規定を觀るに、

第二百七十八條　商行爲に因りて生じたる債務の履行を爲すべき場所が、其行爲の性質又は當事者の意思表示に因りて定まらざるときは、特定物の引渡は行爲の當時其物の存在せし場所に於て之を爲し、其他の履行は債權者の現時の營業所、若し營業所なきときは、其住所に於て之を爲すことを要す。

(指圖債權及び無名記債權の辨濟は、債務者の現時の營業所、若し營業所なきときは、其住所に於て之を爲すことを要す。)

支店に於て爲したる取引に付ては、其支店を以て營業所と看做す(前條後段)とあるがゆゑに、商法も亦特定物に付ては、契約當時の現在場所に於て之が引渡を爲すべきものと定めたるなり、民法には單に「當事者の意思表示なきとき」とありて商法に「行爲の性質又は當事者の意思表示に因りて定まらざるとき」とあるも、民法の規定に依るも、行爲の(例へば契約の)性質上、引渡場所の定まるべきものは、之に依るべきの理なれば、此點は異らざれども、所謂「其他の履行」に於ては趣を異にし、民法は債權者(賣買なれば買主)の現時の住所に於て之を爲すを要するも、商法に就ては



其營業所に於てするを原則とし、營業所なきときは、住所に於て爲すべきものと爲せり、之れ營業所を設くる者は、専ら營業所に於て取引を爲すがゆゑなり。

【註】特定物の引渡 例へば店頭に於て苹果貳拾個を選擇して之れを買入れ、之を商店に托し置きたるときは、賣主は顧客の引渡を求むるまで、善良なる管理者の注意を以て、之れを保管するに止り、自ら之を顧客に送達するを要せず、又引渡の時までに（引渡を爲すべき時と、現實に引渡を爲す時とは、必ずしも符合せざれども、此例にては同一なり）腐敗を生ずるも、其責に任ぜざるものとす、但し斯く看做すは、特約なく、又賣買の性質上明かならざる場合なり。

不特定物の賣買に於ては、貨物の品質、數量のみを約するに止まるを以て、引渡の際契約に適合する物を、約束數量だけ引渡すべき理にて、引渡場所の如きも、賣買契約のとき之を定むるの習ひなれど、若し明かならざるときは、商法の規定に依りて買主の營業所に送附すべきものとす、今不特定物の種類を考ふるに（甲）金銭と（乙）一般貨物との二種ありて、顧ふに民法の規定は固より、商法の規定の如きも、亦主として金銭債務の辨済に着眼し、其貸主へ持參すべき旨を規定したるものなるべきも、金銭の支拂と貨物の引渡とは、自ら趣を異にするものなるに、之を、其他の辨済云々

として一律に規定したるは、穩當にあらず、蓋し金銭債務を、債務者として債権者の住所に送達せしむるは、從來の慣習に適すべきも、賣渡貨物の引渡は、假令不特定物と雖も、専ら賣主なる債務者の營業所に於てするの意思なること、普通の慣例なればなり、隔地賣買に於て運送會社に交附したるとき、危険を買主に移轉せしむるの規定の如きも、一は此主義に基くものなり。

獨逸民法の如きは、債務の履行に關して一般的の規定を定め、給附の履行を爲すべき場所が一定せざるか、又は事情に依り特に債務關係の性質に因りて之を定むることを得ざるときは、債務者は債務關係の發生せる時に有したりし住所に於て之を履行することを要す、義務が債務者の營業上に於て發生したるとき、債務者が住所の外に、他の地に於て營業所を有するときは、營業の在る地を以て住所に代用す、獨逸民法第二百六十九條と爲し、更に次條に於て金銭の支拂に關する規定を設け、疑ひある場合には、債務者が其危険及び費用を以て債権者の住所營業所あるときは營業所に之を送達すべきものと爲し、明かに兩者を區別したり、又英國の規定に依るも、



賣買貨物の引渡を爲すべき場所は、明示又は黙示の契約に依るも、若し明かならざるときは、引渡場所は賣主の營業所にして、營業所なきときは其住所とす、但し特定物の賣買に於て、契約當時其目的物が他の場所に在ることな、當事者が知り居るときは、其場所を以て引渡場所と定む。

即ち賣買貨物の引渡場所は一般に賣主の營業所と爲すを見るべし。(引渡の時に關しては、後節に述べし)。

我民法は別に引渡の費用に關する規定を設け、別約なきときは、債務者之を負擔すと爲せり、而して特定物は其現在地に於て引渡すものなれば、此規定は主として不特定物に關するものにて、前條に於て引渡の場所を債權者の營業所と定めたる當然の結果なるべし、然れども賣渡貨物に就ては、英獨の如く引取人たる買主に負擔せしむるを當然とす。

(乙)數量賣買 (Sale of unascertained Goods) は前述の如く、或る種類、品質の貨物を、一定數量だけ賣買するの謂にて、商取引の中卸賣は殆んど之に屬するものとす、而して貨物の種類又は數量の定まらざる賣買は、原則として成立せざる筈なるも、若し品質に關し、契約の性質若くは當事者の意思に依りて、之を知るに由なきときは、中等の

品質を有する貨物を給付すべき規定なりとす(民法第四百一條、獨逸商法第三百六十條)

不特定物の賣買を分て、次の五種と爲すことを得べし。

- 一、見本賣買 (Sale by sample [英]; Kauf nach Probe [獨]) 見本 (Sample or Specimen) とは、賣買の目的物たるべき農産物、製造品器具等の全體の品質を示さんが爲め、賣主より買主に交付せらるゝ、其物の一部分にして之に依る賣買を見本賣買と稱す、見本は賣買貨物の種類に依りて、次の三種に分つとを得るも、其性質は異るとなきものとす。
- (A) 見本 (Sample [英]; Probe [獨]) は最も廣く用ゐらるゝ語にて、全量の内の一部を以て示す場合、例へば穀物の見本、酒の見本の如きを云ふ。
- (B) 個別見本 (Specimen [英]; Probe [獨]) とは同種類の個々の貨物を、若干量賣買するとき、其内の一、二個を示して、以て全體の標準と爲すを云ふ、例へば瓶の見本、靴の見本の如きは、之に屬す、然れども是等も、亦 Sample と云ひ得ざるにあらねば、此兩語の區別は大體に止るものと知るべし。
- (C) 雛形 (Pattern [英]; Muster [獨]) は器具、肖像等の模型、織物の見本、其意匠、圖案等の類を



云ふ所謂見本帖 (Pattern-book (英) ; Musterbuch (獨)) は、織物、紙などの見本を類別して、帳簿に貼付せるものなり。

凡そ賣買に於て買主が親しく目的物の全體を觀察するを欲するは、人情の常なれども、之を觀るは主として品質上の疑あるに因るものなれば、此點に關し賣主に對し充分の信用を措くを得んか、特に貨物の現在地に出張して之を觀察するを要せざるべく、賣主買主が遠く地を隔つる場合に於ては殊に然りとす、また賣主より見るも、貨物の現在地に買主の出張を求むるは容易ならず、さればとて多量の貨物を、試みに買主の所在地へ送附するの煩勞、費用を投ずるの危険を負ふ能はず、即ち商品の一部を示して、以て賣買契約を締結する所以にして、單に一小部分の現品に依り、安んじて多量の取引を行ふことを得るは、商業信用の發達に待たざるべからざるなり、而して商品の名稱のみに依りて、賣買することを得るは、更に一段の進歩なれども、最初の取引は多く、見本又は雛形に依りて品質、模様等を示すの必要あり、礦産品、農産品又は海産品の如く、絶へず品質に差異を生ずるもの、並に種類、等級のみを以て品質を知り難き工産品に於ては、此種の賣買は常に必要にして、化粧品、書

籍等の廣告手段として用ふる場合に於て殊に然りとす。

賣買に於て見本を用ふるときは、賣主は當然全體の貨物も亦見本に等しき品質なるを擔保するの理なれば、信用上見本に異るが如き貨物を送附せざるを常とするも、實際に於ては往々見本違ひの貨物を送附すること之なきにあらず、此場合に於ては、當然其引取を拒みて契約を解除し、又は代金減額若しくは損害賠償を求むることを得べし、尤も此場合には直に其旨を賣主に通知せざるべからず、又賣主の善意なると、惡意なると、商人間の賣買と否らざる場合に依りて少差ありとす。(民法第四百十五條、第五百七十條、第五百七十一條、商法第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十條、並に本書後節「商品の品質及數量」を參照すべし。)

【註】英法の見本に關する規定……英國に於ては、見本を以て賣渡したる者は、暗に次の如き義務を負ふものとす。(英國貨物賣買法、第十三條及第十五條)

- (a) 全體の貨物は品質上、見本と符合するを要す (The bulk shall correspond with the sample in quality.)
- (b) 買主は全貨物を見本に比較する相當の時機を有せざるべからず (The buyer shall have a reasonable opportunity of comparing the bulk with the sample.)
- (c) 賣買貨物は、之を賣物と爲し得べからざるが如き瑕疵なきことを要す、但し瑕疵が見



本を相當に検査せば、發見し得べきものなるときは、此限にあらず。(The goods shall be free from any defect, rendering them unmerchantable, which would not be apparent on reasonable examination of the sample.)

(b) 見本と名稱又は説明とに依りて賣買したるときは、單に貨物の全體が見本に符合するのみに止まらず、尙ほ名稱にも一致せざるべからず。(If the sale be by sample, as well as by description, it is not sufficient that the bulk of the goods corresponds with the sample, if the goods do not also correspond with the description.)

二、標準賣買 (Sale by standard or type) : Kauf nach Type (獨) とは賣買貨物の一定の品質又は農業上の收穫物を現はす標準的の見本に依る賣買を云ひ、外國にては玉蜀黍、米、珈琲、砂糖其他の農産物を輸入し、未だ到着せざる場合(即ち未着商品)などに行はるゝこと多し、我邦にても、棉花、米などの輸入に之あり、此場合現品が見本より劣等なるときは、裁定に依る一種の値引を爲すを常とす、我國の米穀取引所に於ける建米と稱するもの、即ち武蔵中米(東京)、生絲の清算取引に於ける矢鳥格の如き、若くは海外にて砂糖の賣買に和蘭標本を用ふるが如きは、亦此一種に屬するものと見るを得べし、而して標準見本に依るときは、特約ある場合の外、現品は必らずしも之に符合するを要せざるの理なれば、見本より幾何等級優り又は劣れるやに依り、所

定の割合に依る増値又は割引を爲せば足れりとす。(下巻、取引所の賣買參照)

三、名稱賣買 (Sale by description) : Kauf nach Beschreibung (獨) 茲に名稱とは、廣く市場に表はるゝ、或商品の種類、品等を區別するに足るべき言葉、記號又は商標又は説明の謂ひにして、ライオン、齒磨、ミツワ、石鹼、蜂印、香竄、葡萄酒、印醬油、シンガー、ミシンの如き、或は取引所に於ける銘柄(取引物件の名稱)の如きは、皆其適例なり、英獨には(Brand)なる語あり、元來商品の品質を現す爲め、其樽又は箱などに施したる烙印の意なれども、又此意義より轉じて、單に商標の意に用ふることあり、例へば、コンデンスマイルクの Eagle Brand (鷲印)、葉卷煙草の Fine Brand (上等印)の如し、是等に依る賣買も、亦固より名稱賣買にして、英語にては是等を總括して Trade description (商業名稱)と稱し、商標條例(Merchandise Marks Act, 1887, 1891, 1894)に依り、商標と共に之を保護し、虚偽の商標又は商業名稱を使用する者を處罰することゝ爲せり、試みに英國の商業名稱に關する解釋を見るに、次の如し。

直接、間接に、次に列擧せる事項に關する名稱、文言其他の標識 (Indication) を商業名稱とす。  
(a) 商品の個數、分量、容積、標準又は重さに關するもの。



- (b) 商品を製造又は生産したる土地又は國。
- (c) 商品の製造又は生産方法。
- (d) 商品を組織せる材料。
- (e) 其商品に關し、現在有効なる特許權、特權、又は版權。
- (f) 商品に用ふる圖形、文字又は記號にして、商業の慣習上普通前記諸項の中の孰れかを表示するものと看做さるべきものにて、輸入品に關する税關申告書の如きも、亦之に準ず、

但し商品の品質に關するものは含まず、又商標 (Trade mark) とは、商標登録簿に登録し、又は其他の法規に依りて保護せらるゝ商標にて、商業名稱は同時に商標たることあり、又其一部を成すこと之ありとす。(我邦の商標は後節に述ぶ)

商品を賣買するに當りて、單に名稱のみを用ふるは、之に依り品質を明かにし得る場合に限り、買主は其名稱を表示する品質の貨物を要求するものなるがゆゑに賣主は之に適應する品質の物を引渡さざるべからず、例へば「札幌麥酒一打」と注文せる者あらば、之に代ゆるに麒麟麥酒を以てすること能はざるは、云ふまでもなけれど、札幌麥酒の「つめ替へ」たるもの、又は混濁せるものをも、提供すること能はざる筈にて、此の如き場合には、買主は之を拒絶することを得べし。

四、試用賣買 (Sale on approval; On sale or return (S&R); Kauf auf Probe (獨)) は又吟味賣買若くは試験賣買などと稱する者あり、譯語未だ一定せざれども、海外にては廣く行はれ、我邦にても漸く之を試むる者あるに至れり、其方法は賣主が試用又は嘗味の爲め、商品の一部又は全部を買主に送付し、買主は試用の上之を買入れ又は拒絶するに在りて、性質上小賣取引に限らるゝが如し、而して此方法には一定の期限を定め期間内に拒絶の旨を通知せざるときは、承諾と看做すと爲せるものあれば、又期限のなきものあり、英國貨物賣買法にては、期間のなき場合に於ても、相當の期間内(是は事實問題なれど)に拒絶の通知を發せずして、現物を保有するときは、買入れたるものと見て、賣主に代金請求の權利を與へ居れり(本項(乙)危險負擔中の(註)を參照せよ)即ち英國にては原則としては買主の承認又は事實上承認と認むべき場合に於て、賣買契約成立するものと見るものなれど、獨逸法の解釋に依れば次の如し。

試用賣買とは、賣買契約を締結し、又は締結したる契約を解除し、或は送附せる商品を受取り又は拒絶し、既に移轉したるものを保有し、又は返戻することが、全く買主の意思に拘るものを云ふ、果して此の如き賣買ありしや否やは事實問題に



して、之に關しては法律上何等の推定あることなし、此の如き賣買は、買主が商品  
を審査したる後に決定すといふ條件の下に在るものなり、此條件は或は契約の  
成立を停止し、或は之を解除するものなることを得べし、條件が孰れの種類なる  
やに付き争ある場合に於ては、商法は一の推定を設け、疑ある場合には解除的の  
性質あるものとす、即ち條件が明かに解除にあらざる場合に於てのみ停止條件  
附のもの認め、賣買契約が取結ばるべきか、商品が保有さるべきか、又は返戻さ  
るべきかと、買主の意思に存するものとす云々。

とあるを以て、此解釋に依れば、試用の爲め商品を送致し、直に之を拒絶せざると  
きは、賣買契約は一旦成立し、其後相當の期間内に買主の拒絶あるときは、契約解除  
と爲るものなり、尤も、買入の時は御通知相成度しと云へる文言ある時は、解除條件  
附にあらざるを以て、前記の如く買主の通知に依りて決せらるゝことゝ爲るなり  
之を實際の取引に考へ、且つ賣主の意思を推定するに、英國法の如く見るを適當と  
せざるべからず。

我邦に於ては未だ之に關する規定を見ざるがゆゑに、當事者の意思又は商業慣

習に依て決せざるべからざれども、將來之に關する争議を生ずるや明かなれば、英  
國の如く、豫め之が疑義を決するの條文を挿入せんことを望む者なり。或は之を  
以て賣渡の一方の豫約なりと爲す説あり、然れども斯くては期限の終ると共に効  
力を失ひ、賣買成立することなきを以て、販賣策としては不利なれども英國の如く、  
試用賣買の期限經過と共に、賣買成立するものと見ざるときは、一方の豫約と解す  
るを得べし(民法第五百五十六條)。

**五、條件賣買** (Conditional sale [\*]; Kauf a Condition [英]) は所有權の移轉、賣殘品の返還  
等に關し、條件を附するものにて、例へば月賦金皆済のとき、始めて所有權が移轉す  
るを約し、或は雜誌社が小賣店をして、其雜誌を販賣せしむるに當り、先づ若干の雜  
誌を送附し置き、幾日間に賣れざるときは、殘部を返戻せしめ、期間後は一切受取  
らざることゝ爲すの類なり、即ち十日發行の雜誌なれば、二十日までは殘本を受取  
ることゝ爲すが如し、此方法は一見委託販賣に類するも、委託販賣に於ては、普通期  
限を附すること稀なると(之も爲し得れど)委託されたる者(普通は問屋)は他人即ち  
本人の計算に於て爲すの差あり、換言すれば此方法に於ては、小賣商が前記の如き



條件こそ附すれ、全く自己の計算に於てするものなり。

然らば此條件の下に、雜誌社より小賣商へ雜誌を送りたるとき、兩者の間に賣買契約成立すべきや否や、是は事實問題にして當事者の意思如何に依るものなれど、普通の場合に於ては、此際一旦全部を買入れ、期間満了と共に、残部を返戻すと云へる條件を附したるもの、即ち残部の賣買を解除條件附にて爲したるものと見るを妥當とすべし、蓋し代價を定めて一旦五十部なり百部なりを交附せるときは、其危険は小賣商に歸せしむこそ然るべければなり。〔米國にても、月賦販賣の場合、代金普濟の上所有權が移るまでは、賣主の責任とす(下巻参照)〕

### 第三項 目的物が現存するや否やに依る區別

賣買の目的物が現に賣主の所有に屬するや否やに依りて區別するときは、現物賣買、未着品賣買及先物賣買と爲すことを得べし。

一、現物賣買 (Spot sale [英]; Tauschkauf [獨]) とは賣買の目的物が賣主の所有に屬し、且つ現に手許に存して、直に引渡すことを得る状態 (ready for delivery) に在る場合に、賣渡すを云ひ、代金の支拂は多く即時に行ふも、亦延拂と爲すを妨げざるものとす、普

通行はるゝ賣買は多く之に屬し、店頭に行はるゝ卸小賣の商業は、概ね此方法に依るを常とす。

二、未着品賣買 (to-arrive sale [英]; die Waren zur Vorschiffung [獨]) は輸入商業に行はるゝ慣習の一にして、輸入商が外國にて買入れたるも、未だ到着せざる商品を、其船荷證券等に依りて賣却するを云ふ、但し米國に於ては、往々穀物賣買に於て、到着市場に於ける代價を定めて、賣渡すことを指すことあり。(賣主が到着市場までの諸掛を支拂ふも、到着日の成行相場に依るときは、之を Delivered sale と稱す) 然れども買入れたる品物が、未だ到着せざるにあらずして、將來買入れて賣渡すが如き場合は、次に述ぶる先物賣買に屬するものと知るべし。

三、先物賣買 (Sale of future goods [英]; Sale by contract [英]; Lieferungscontract [獨]) とは賣買の目的物が賣主の手元に存在せず、將來他店より買入れ、又は製造して引渡すことを約するものを云ふ、例へば嘗て綿布輸出組合が三井物産會社をして、將來製織すべき品物を、代價を定めて支那商人に賣込ましめたるが如き、或は生絲製造家が生絲を輸出商に賣込むに當り、往々市價の下落を見越し、一二箇月乃至五六箇月の將來に



於ける期限を定めて、先賣約定を締結するが如き、或は紡績業者が輸入商に對し、外國棉の買付を委託する場合に、收穫又は出廻時期前に於て、積出の時期、産地、品名、記號、格付等に依り買入値段を約定するが如き類なり、農家が農産品を先賣するが如きも、亦之に屬す、先賣を買方より觀るときは、即ち先買約定なること固より言を要せず。

凡そ商品の賣買は現在の需要供給を満さんが爲めに行はるゝを常とするものなるがゆゑに、現物賣買の多きは當然なれども、賣方に於て將來相場の下落を豫想するか、又は其變動多きを厭ふ場合、若くは買方に於て、將來原料又は仕入商品の原價の騰貴を豫想し、若くは其變動を好まざる場合に於ては、豫め其契約を取結ぶを便とすべきを以て、扱こそ先物賣買の必要を見るものとす、即ち製造家、農業者の如く、其生産品の騰落激しきを喜ばざる者が之を行ふ所以にして、商人が其要求に應ずる所以なれども、商人自身も亦市價の見込と資金の都合に依りては、先物賣買を試むること珍しからず、而して此場合に於て、例へば卸賣商が將來の市價の暴騰を見越して製造家へ多額の注文を發するが如きは、投機的分子を含むこと少きも、單

に相場差額のみに着眼して、先物賣買を試むるが如きは、純然たる投機取引にして、取引所の清算取引を始め、取引所外の綿絲、砂糖、肥料其他諸商品の先物取引の如きは、即ち其適例なりとす。(外國爲替の豫約も亦其一種なり)

先物賣買に於ては、品質、數量、代價、受渡及支拂期日等に關し、精密に契約するを常とするも、又品質、數量若くは生産區域或は期間を概定し置き、輸入、製成又は收穫の上之を確定することあり、米國の農産物中の或もの、罐詰業我邦の米の平均賣、繭の先賣の如きは其例にして、斯る場合には俗に謂ふ賣買の豫約(法律上の豫約にあらざり)と爲ることあるべく、又は先物賣買と爲ることあるべし、而して製造家、農家等が先賣約定を爲す場合に於て、受渡時期に至り、市價意外に騰貴するときは、賣方に於て受渡の數量を減せんとし、又意外に下落するときは、買方に於て之に苦情を持出し、甚しきは引取を拒むことなきにあらず、是等は内外共通の惡弊にして、違約金の豫定、損害賠償等の方法に依りて、救済するの途なきにあらざるも、雙方共商業道徳を重んじ、勉めて是等の弊害なきを期せざるべからず。

先物賣買は法律の所謂供給契約若くは賣買なり、我商法は其第二百六十三條に



於て他人より取得すべき動産又は有價證券の供給契約を以て絶對的商行爲の一と爲せしも、他人の爲めにする製造又は加工に關する行爲は之を營業として行ふ場合に限り商行爲と爲し、(即ち相對的商行爲)之を區別したるが如く見ゆるも、獨逸法の解釋は一定の代金に對し、供給者が取得し又は創造すべき物件の交付を目的とする契約を「供給契約」(Lieferungsgeschäft oder Lieferungsvertrag)と稱し、賣買に關する規定を準用するものと爲し、英國法は之を先物の賣買と稱し居るが如し、尤も我邦に於ても、前記の供給契約に對しては、民法第五百五十九條の規定(賣買の規定は賣買以外の有價契約に準用す)に依り、事實上一種の賣買と見て可なかるべく、又製造を引受けて之を供給する行爲は、場合に依り請負と爲ることなきにあらざるも、普通は賣買と見るを常とす、尤も是は事實問題にて、仕事に重きを置くときは請負と爲り、製成品に着眼するときは賣買と爲るべし。

(註)獨逸法の解釋……前記の供給契約と供給賣買(Lieferungsgeschäft)とを區別し、後者は「目的物の交付若くは受領に付き、一定の期限を定めたる賣買なり」と爲すが故に、單に貨物の引渡を延期せる賣買を指すが如し。

契約の一種に「請負」(Contract) ; Werkvertrag (獨) ) なるものあり、此契約は請負人

が或仕事を爲すことを約し、注文者が其仕事の結果に對して報酬を與ふるものにて、普通の場合に於ては賣買と異なること明かなるも、例へば靴千足製造の注文を引受けたるが如き場合は如何と云ふに、若し注文者が材料を供給したるときは、普通請負と爲るべきも、請負人即ち靴屋が總ての材料を供給したる場合、即ち通常の場合に於ては、前記廣義の供給契約(又は條件附賣買なりと云ふ説あり)の一種と見るを妥當とす、(先物賣買には、例へば五月渡(五限)などの外、一―三物、四―六物などと呼び、此期間内毎月平分して受渡を行ふものあり、綿絲、織物には其例あり)。

### 第三節 賣買の場所に關する區別

賣買の行はるゝ地域を標準として區別すれば、當所賣買及び他所賣買の二種に大別し、更に之を次の如く細別することを得べし。

[甲]當所賣買 (Platzhandel (獨)) とは自己の所在地に於て行はるゝ賣買にして、交通の不便なりし時代に於ても、之を行ふことを得るものなるがゆゑに、洋の東西を問はず、往昔より廣く行はれたるものなること、嘗て沿革中に述べたる所の如し、現今に於ては、運輸交通の便普及せるを以て幾分其必要を減じ、都市の商店は地方の顧客



を吸収するに勉むと雖も、日用必需品の如きは、一々之を遠隔の地に注文すること能はざるが如き事情あるを以て、都市は固より、各地方に於ける此種の賣買も、今尙ほ盛んに行はれ居るものとす、之を次の三種に分つ。

(一) 店頭賣買 (Shop sale) : Ladenhandel (獨) とは自己の店頭にて行ふ賣買にして賣主は坐して客を待ち、買主は任意に賣主を選択し得るものなり、小賣卸賣共、古來廣く行はるゝ所にして、卸賣に於ては店頭の商品を陳列するの必要なきも、小賣に在ては、普通商品を以て店頭を飾り、種々の工夫を凝らし、以て顧客を吸収するを勉む、我邦にて商店を見世又は「たな」店と書くと呼ぶは、往昔商品を見世欄に陳列したるに淵源し、現今陳列窓の排列に苦心するが如き、一に皆顧客の購買心を挑發せんが爲めに外ならず、而して店頭賣買は、是等其他の廣告方法などに費用を要するを常とするも、其他に勞苦、出費を要すること少き代り、販賣が受働的なる丈、其賣上高を増加せしむるに困難なるを常とす。

(二) 行商賣買 (Pedler's sale) : Hausierhandel (獨) とは商人自ら商品を携へ、又は運送しつゝ、販賣するものにて、賣主が買主を求むるものを云ふ、是れ亦古來廣く行は

るゝ所にして、小なるは市中の豆腐、豆、野菜の販賣より、賣藥、化粧品、販賣、大商店の商業旅行人 (Commercial traveller) 等を含むものとす、隨て之を廣義に解して細別すれば次の四種と爲すことを得べし。

- (1) 呼賣商 (Hawker) : Hausierer oder Höker (獨) とは市中の豆賣又は藥賣の如く、少量の商品を携へ、高聲にて呼び歩行く者を云ふ。
- (2) 訪戸商 (Canvasser) : 又は化粧品、行商、藥賣行商の如く、顧客の家に就きて販賣する者にて、我邦にて有名なるは、幕府時代より今日に至るまで行はるゝ、富山縣の賣藥商人なるべし、普通は各地を旅行しつゝ、若干の賣藥を預け置き、其數量を記入したる袋を與へて、定期に巡廻し、使用高に對する代金を收むると同時に各戸の使用高を見て、それゝ使用の多少に應じ、更に之を補ひ置くを常とす。
- (3) 行商 (Pedler) : Hausierer (獨) とは商品を携へ各地を巡廻しつゝ、販賣するものにて、前記の訪戸商たることあれば又、(4)の商業旅行人なることあり、多くは前者を指すものなるがゆゑに、行商の區別は事實上三種と爲るべし。
- (4) 商業旅行人 (Commercial traveller) : Handelsreisende (獨) は又旅商とも云ひ商店に



使用せらるゝ店員又は之を専門業とする者が、主人の命に依り、若くは本人の代理人として、各地を巡廻し、見本雛形又は型録キヤタログを示して、注文を集むるを云ひ、即ち我國の「注文取」に當るものにて、其報酬は或は月給とし、又は賣上金高の若干歩合を與ふるを常とす(下卷「廣告」參照)。

(三)市場賣買 (Sale on the market) (英); Markt, Moss- und Börsenhandel (獨) とは一定の市場又は取引所に於て行はるゝ賣買にして、廣く需要せらるゝ商品を選び、賣主買主の多數が孰れにも屬せざる第三の場所に於て賣買するものにて、是亦古來廣く行はれたる方法なること、嘗て述べたる所の如し、此賣買の特色は入札、競賣等に依り、多數の者が競争して行ふに在り、隨て相場も亦比較的公平なるを得べく、又多量賣買にも適すと雖も定期に開かるゝ市場に在りては、其開期に至らざれば賣買を行ひ難き不便なきにあらず(下卷「市場賣買」參照)。

(乙)他所賣買 (Distanthandel) (獨) とは自己の營業所以外國内の他地方、又は外國の顧客に對して販賣するを謂ひ、之を大別して内國賣買と外國賣買との二種に分つことを得、外國賣買は即ち外國貿易 (Foreign trade) (英); Ausländische Handel (獨) にして、外

國貿易は客觀的に觀たる用語、外國賣買は之を行ふ商人より觀たる主觀的の用語に外ならず。

外國より買入るゝを輸入貿易 (Import trade) (英); Einfuhrhandel (獨) と云ひ、外國へ賣渡すを輸出貿易 (Export trade) (英); Ausfuhrhandel (獨) と云ふ一旦甲の國より仕入れて、乙の國へ賣捌くは所謂第三國間の貿易にして、斯る場合、自國を通過するときは通過商業若くは仲繼貿易 (Transit trade) (英); Transitverkehr (獨) なり、(下卷「外國賣買」參照) 外國貿易に自働貿易 (Active trade) (英); Aktivhandel (獨) 及び他働貿易 (Passive trade) (英); Passivhandel (獨) の別あり、自働貿易とは一國の商人又は製造家が、其の國人及び資本を使用し、自ら輸出又は輸入の業務を經營するを云ひ、他働貿易とは外國商人の來りて賣買するに任せ、自國商人は國內に於て、是等の者より仕入又は販賣するの制度なり、一國商業上の知識尙幼稚にして海外の事情に通せず、且つ其國の資本も人も、金融、運輸等商業上の機關も備はらざりし時代に於ては、自から受働的に賣買するに甘んずる傾向あり、一方進歩せる國民が他國民の無智無能、其國力の弱小なるに乗じて、横暴なる制度を作り、依て以て通商上の利益を占めんことを謀りた



るは、古來其例乏しからず中世歐洲に於ける「ファクトリー」、我邦維前の出島、維新後の居留地、並に支那の租界の如きは即ち此便益を得んが爲めに作られたる制度にして、本邦の外國貿易は、近年まで大部分是等居留地の歐米商館、若くは支那の商人に依りて行はれ居たるものなり、因襲の久しき現今と雖も、尙ほ之に依りて賣買せらるゝもの之ありと雖も、漸次本邦の商人が自ら直輸出を試むるに至り、生絲の如きは大部分本邦商人の手を経ることゝ爲れるは、洵に慶賀すべき事共なり、蓋し資本も人も乏しき時代に於ては、外國商人に依る、亦己むを得ざる次第なりと雖も、之が爲めに失ふ賣買手数料のみにても、尠少ならざるのみならず、其事横なる行動に委する爲に失ふ利益、之に依りて傷けらるゝ國威、共に輕視すべからざるものあればなり。

#### 第四節 賣買の履行に關する區別

##### 第一項 履行の時に關する區別

賣買を其履行の時期に依りて區別するときは、即時賣買、信用賣買、及び清算賣買の三種に分つことを得べし。

一、即時賣買 (Direct transaction [英]; Direkte Verkauf [獨]) とは賣買契約を取結ぶと同時に直に、目的物を引渡し其代金を支拂ふものにて、日常行はるゝ賣買の多數は之に屬す、此場合に於ては貨物は親しく検査することを得べく、又其所有權は直に買主に移轉し、代金も亦直に賣主の手に入るものなるが故に、問題を生ずること少きを常とするも、現品は充分検査して受領するを要す。(目的物參照)

二、信用賣買 (Sale on credit or Credit sales [英]; Verkäufe auf Kredit [獨]) とは賣主が先づ物を引渡すか、或は買主が先づ代金を支拂ひ、將來の或日を定めて、代金の支拂若くは物の引渡を行ふものにて、先づ物を引渡すときは之を掛賣買と云ひ、先づ代金を支拂ふときは之を前金賣買と稱す。(次項參照)

三、清算賣買 (Transaction for the account [英]; Termingeschäft [獨]) とは將來の或日を定めて、物の引渡及び代金の支拂を行ふものにて、取引所の清算取引の如きは之に屬す、俗に「延賣」と稱するものあり、一見此種類に屬するが如くなれども、普通は代金の支



拂のみを延期するものなるを以て、即ち掛賣買の別名なりとす。

## 第二項 支拂の時に關する區別

賣買を其代金支拂の時期に依りて區別するときは、次の五種に區別することを  
得べし。

一、現金賣買 (Cash sale [英]; Kasseverkauf [獨]) 賣買契約の成立と同時に貨物を受取り代金を支拂ふものにて、即ち前記の即時賣買なり、商人の立場より觀るときは、現金仕入と現金販賣との二種に分つことを得、現金仕入は掛買に比し多少低廉ならしむることを得、又價格の交渉に於ても便宜少からざれども、商業取引の實際に於ては、資金運轉の必要上、一箇月、三十日、六十日等の延拂と爲すこと少からず、而して現金販賣は卸、小賣共に、商人は直に資金を收むるの利あり、又貸倒の危険を避くることを得るがゆゑに、一般に低廉なるを常とし、隨て買主に於ても利益なる筈なれども是亦(一)顧客支拂の便宜を考ふると(二)賣上高を多からしむる必要と、(三)他店との競争等より、必らずしもしかすること能はざるの事情あり、實際上店頭に於ける小

賣の外、現金賣買の方法に依ること却て少きが如し。

現金 (Cash [英]; Kasse [獨]) とは普通内國の通用貨幣即ち金銀銅貨などの通用貨幣若くは兌換券を以て、直に支拂ふの意にて、小切手、手形の如き信用證券を以て支拂ふものは、亦一種の掛賣買に外ならずと雖も、小切手若くは一覽拂の手形、利札の如く直に現金に代へ得るものは、便宜上現金と看做して取扱ふを常とす、但し通貨の外は賣主に於て之を承諾せざるときは、強ひて受取らしむることを得ず、又通貨にても銀貨、銅貨の如き補助貨幣は、一定の金額以上(例へば銀貨は拾圓、白銅貨は五圓、銅貨は壹圓)を強制すること能はざる定めなりとす。

二、掛賣買 (Credit sale [英]; Verkauf auf Kredit [獨]) とは賣買契約取結と同時に目的物を引渡すも、其代金の支拂を後日に延期するものにて、小賣商店が常得意に對する場合、竝に商人間の取引には廣く行はるゝ所なり、支拂の延期を承諾するは、買主の信用を基礎とするものなるを以て、又信用取引 (Credit transaction [英]; Kredittransaktion [獨]) の稱あり、此取引は信用確實にして、圓滿に行はるゝ場合に於ては、種々の利便を與ふるものなれども、買主の信用状態即ち財産状態に異狀を來すか、又は戰亂、恐



慌の如き場合に於ては、損害を蒙ること少からず、其他平常に於ても、次に述ぶるが如き缺點なきにあらざるがゆゑに、之を利用するに當ては、特に留意せざるべからず、其期間には毎週、月二回、毎月末、三箇月末、每半年又は毎年と云へる如く、曆に依る場合と、取引日より一箇月、三十日、六十日と云へる如く、月數、日數の期間を以て定めたる場合、並に來る八月三十一日限りと云へる如く、一定の日を以てする場合などあり、或特殊の取引に於ては、此期間も三十日、二箇月等に略一定せるを常とす、而して外國にては、掛賣の約定を爲したる後、若くは習慣上一定の信用期限ある場合に之を現金にて支拂ふときは、年何分かの割合にて割引するを常とす。(代價及支拂参照)。

今掛賣買を現金買買に比較するに販賣者は之に依りて顧客を吸収し、得意關係を維持せしむることを得べく、又得意先を駕御するの利益を有するも、資金を停滯せしめ、往々支拂を延滞せられ、遂に貸倒の損失を蒙るの不利あり、翻て買方より觀るときは、貨物の仕入高を増加せしめ、資金の運轉を便ならしむるの利益なきにあらず、之が爲めに品質鑑別、格安仕入の便益を失ふこと珍しからず、又往々資力不相當なる多額の仕入を敢てし、之を賣盡さざるに、早く賣主への支拂期限と爲り大に狼狽して自から廉賣を敢てすることなきにあらず、要するに掛賣買は商人間に在ては利害相伴ふものなること、屢述べたる如くなるを以て、信用調査、取引條件等を仔細に觀察し、成るべく其弊を少からしめざるべからず。

扱一般顧客より見て、掛買即ち帳面買の利害如何と云ふに、是亦商人の場合と同様現金買なるときは、直に囊中の現金を支出するものなるを以て、充分品物を吟味し、且つ値切ることを得べく、若し爲し得べくんば、又不必要の品物を猥りに買入るの弊を避くることを得るの利益ありと雖も、掛買なるときは、直に現金を支出せざる爲め、品物に對する注意も輕忽と爲り、値押を試むるも困難にて、自然自己の資力不相當の貨物を買入れ、延て奢侈に陥るの缺點あり、然れども日用些末の品物まで、一々現金買となすは事實上煩勞少なからず、之が爲め婢僕を要するが如くんば、是亦不經濟と爲り、且つ手元に現金を擁する爲め、却て不必要の貨物を買入れ、或は享樂に消費するの虞もなきにあらず、俸給生活者の如く、毎月一定の收入に衣食する者は、月末勘定を便とするがゆゑに、帳面買も亦已むを得ざる次第なり、殊に米穀



薪炭、味噌、醬油の如き日用品を現金買と爲すが如きは、公設市場に依る家庭の外之を實行すること容易ならず、商人側も亦帳面販賣を便とするを以て、多少の弊害ありと知りつゝも、廣く行はるゝに至れるものなり、唯上記の如き弊あるを念頭に置き、勉めて之を避けざるべからず、殊に俸給生活者の中には、金銭的打算の頭腦乏しき者も珍しからざるを以て、此邊の用意に缺くる所少からざるを見るなり。

掛賣の一種に、月賦販賣法なるものあり、畢竟俸給生活者の如く、定期収入の者に對する顧客吸收策に外ならず、商人は之に依つて顧客を多からしめ、顧客は之に依りて數十百圓と言へる高價の貨物を買入れ、其支拂を分割するがゆゑに、支拂上の苦痛を感ずること少き利益あるも、是亦一般掛賣買と其利害を等ふし、商人には資金の固定並に貸倒の危険あり、顧客は不知不識贅澤品を高價に買入るゝに至らしむるものとす。(後章下巻、商品の販賣法參照)。

三、前金賣買 (Sale by payment in advance) とは賣買契約成立の時又は成立後、物品引渡前に於て、代金の全部又は一部を支拂ふもの、即ち前金拂 (Payment in advance) [英]; Vorauszahlung [獨] に依りて賣渡すものにて、最初の取引か、又は信用少き者に對する販

賣に於て之れを見るも、前金賣買の如く見ゆる荷爲替は、單に荷主即ち賣主が自己の金融の必要上、却て代金を前借するが如きものなり、蓋し荷爲替は荷主が貨物を買主又は問屋宛にて發送し、同時に其貨物代表證券(貨物引換證又は船荷證券)を銀行に差入れ、荷受主宛の爲替手形を振出して、代金の七八掛又は全部を前借するものなればなり。

四、手附賣買 (Sale by earnest money) 賣買の契約を締結したる場合に於て、其履行を後日に延期するの必要は實際上屢起る所にして、此場合將來の履行を確保する爲め、買主より賣主へ若干の金銭を交付し置くことあり、即ち手附又は手附金 (Earnest, Earnest money or Bargain money [英]; Handgeld oder Kaufschilling [獨]) なるものにして、内外共に古來廣く行なれたること、嘗て述べたる所の如し。

【註】手金……我邦にも俗語往々手金(てきん)と云ふ、獨逸語にても手金 (Handgeld) と云ふは一奇なりと謂ふべし、然れども、獨逸語の意義は想ふに「些末の金額」の意 (Hand は kleine の意に用ふ) なるべく、我邦の手金は契約取結の印の意なるべし。

買主手附金を交附したる後、契約期限に至るも、代金を支拂ひて貨物を引取らざるときは、賣主之を沒收することを得るは當然なれども、賣主手附金を受取り置き



たるにも拘らず、之を他人に賣渡したるときは如何と云ふに賣主は買主に對し相當の損害を賠償すべきのみならず、特定物の賣買なるときは、貨物の所有權は買主に移り、賣主は買主の爲めに保管するものなるを以て、更に別個の責任を生ずる筈なり、然れども契約の履行に着手せざる間なれば、買主は手附金を拋棄し、賣主は手附金の倍額を返還して、契約を解除し、別に損害賠償等の責任を生ぜざるは、法の明定する所なり、我民法第五百五十七條に曰く

買主が賣主に手附を交付したるときは、當事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主は其手附を拋棄し、賣主は其倍額を償還して契約の解除を爲すことを得（賣主が手附を交付することは稀なれど、若し交付したるときは賣主は手附を拋棄し、買主は其倍額を償還して、契約を解除し得るの意なり。）

とあるは、即ち此解除權を規定したるものに多ならず。

手附金の法律上の性質に就ては議論の岐るゝ所にして、(一)或は契約締結の證據なりと云ひ、(二)或は違約罰金なりと解し、(三)若くは代金の内拂也と云ふも、我邦一般の解釋は其孰れに屬するや、一に當事者の意思、若くは慣習に依りて之を定め、何等據るべきものなきときは、違約罰金と看做すべきものと爲すが如し、然れども手

附金と代金の内拂 (Part Payment) とは、一般に區別せらるゝ所にして、手附金は契約の履行を確實ならしむる爲め、金錢を渡し置くに過ぎざれども、内拂なるときは、代金支拂なる履行行爲の一部を行へるものにて、之を受取りたる賣主は、其二倍を支拂ふも、契約を解除することを得ざるに至る、但し豫定通り契約を履行する場合、手附金を代金の一部に振替ふるは、内外一般の習慣にして、斯くしたればとて、手附金が初より内拂と爲るにはあらざるなり、而して實際上に於ては、内拂の場合は金額比較的多く、手附金なるときは少きを常とするも、内入金なるや、將又手附金なるやは、其領收書に明記せしむるを安全とす。

手附金は一般に金錢を以て支拂ふも、法律上必ずしも然るを要せず、其他の動産にても差闕なきものとす。

手附金を用ふる賣買は、地所建物の如き不動産の賣買、先物賣買、取引所の賣買、競賣等にして、性質上賣買契約の履行を確實ならしむる目的を以て授受せらるゝものなれども、其結果は少額の資金を以て、巨額の取引を行ひ得るがゆゑに、買主は目的物の引渡を受くる前之を轉賣し得るの餘裕あり、之を買入るゝ者は更に轉賣す



るが如く、愈貨物の引渡を受くる時期に至るまでに、甚しきは十餘人の手を経るが如き例もなきにあらず、斯る取引は好況時代市價漸騰の場合には、各方面各種の商品は固より地所までもに亘りて行はるゝの風あり、即ち投機的氣分を濃厚ならしむることゝ爲り、此種の空需要は商品の市價を驅て、意外の程度に至らしめ、遂に其反動を招徠して、混亂を生せしむる場合之なきにあらず、然れども手附賣買は一種の信用取引なるを以て、運用宜しきを得ば、其効果も亦少からざるなり。

**五、賣買の豫約** (Onesided promise for a sale (英); Einseitige Versprechen für den Kauf (獨)) とは將來に至りて賣買契約を取結ばんことを、今より約束し置くものにて、之を双方の豫約と、一方の豫約との二種に別つ。(前記原語は「賣買の一方の豫約」の意にて、單に賣買)  
**(A) 双方の豫約** に付ては、法學上議論の存する所なるが、事實上次の二種に歸する筈なり。

(一) 將來或時までに、或る貨物に關し、賣買の契約を取結ぶべきことを約束するものにて、是は單に一種の双務契約に過ぎず、之を分析すれば賣方たるべき者は將來其物を賣る約束を結ぶべき義務を負ひ、買方たる者は、將來之を買入るゝ

の義務を負ふものにて、二個の一方の豫約が合併せし如きものと爲るがゆゑに、期限内に双方の中の孰れかより買入又は賣渡の承諾を爲せば、賣買は茲に成立する理なり。

然れども當事者の意思が、例へば來る九月末日に賣買の相談を爲すべしと云ふに在り、換言すれば、其時現物を見て、買主の需要に適し、又賣價も折合へば賣買すべしと云ふが如きは、一種特別の契約に過ぎざるべし。

(二) 契約の時、見本等に依り目的物の品質を定め、其數量を約して、代金も契約し、唯受渡及支拂を將來に懸らしむるときは、是は條件附又は期限附の賣買契約にして賣買の豫約にあらず、先物賣買の如きは即ち其の一種なり。

**(B) 一方の豫約** に就ても亦異論あり、之を(一) 契約の申込なりと爲す説又は(二) 期限までに更に申込を爲し、承諾を與ふべしと爲す説など之もあるも、我民法第五百五十六條は、片務約束にして、效力を生ずるもの、即ち約束者は之に依りて停止條件附債務を負ふものとし、相手方の申込に依り賣渡又は買受けんとする明示又は默示の意思表示直に賣買契約の成立するものと爲せり、即ち



- (一) 期限のあるときは、期限の到来、解除条件附なるときは、期限内にても其条件の成就、又は相手方の拒絶に依りて効力を失ふ。
- (二) 期限のなきときは、豫約者は相手方に對し、相當の期間、例へば一週間内に返事すべき旨を催告し、何等返事なきときは亦効力を失ふ、是れ英國などの試用賣買と異るところなりとす。

店頭、陳列品に對し客より買入れんと云へば、店主は必らず賣るべき義務ありやと云ふに、若し店頭陳列なる行爲を以て、賣渡の一方の豫約なりと見るときは、相手方の申込に依り、必らず賣渡すの義務あるも、之を申込の誘引 (Invitation) と解するときは、客の買はんとする申込に對し、店主の承諾なき以上は、賣買は成立することなきものとす、蓋し實際上後説を採るを穩當とすべきものなるべし。

### 第五節 賣買の方法に依る區別

賣買を其方法に依りて區別すれば、相對賣買及び競争賣買の二種に大別し、競争賣買を更に別つて入札賣買、競賣買及競買の三種に別つことを得べし。

**甲) 相對賣買** (Private sale; Sale by a private contract) とは賣主買主相對にて賣買契約を締結するものにて又「引合賣買」とも云ひ、本人直接に取結ぶと、第三者を仲介せしむるとを問はざるものとす、普通の賣買は多く此種類に屬し、取引所の相對賣買は仲介人を仲立せしむる一例なり。

**乙) 競争賣買** (Competitive sale) とは賣方又は買方が多數なるか、若くは雙方共多數なるとき、必要上行はるゝ賣買方法にして、魚類、野菜、書籍、書畫、骨董等の市場即ち所謂「いち」なる場所の賣買、並に商品、株式等の取引所に於ては、一般に此方法に依るを常とするも、其他官廳の賣買、差押物件の競賣等にも行はれ、多少の費用を要するも、其賣買價格は比較的公平なることを得るの利益あり、又多數の者をして競争せしむる結果、賣却には高價を獲、買入には低價ならしむるを得べきも、競争者に於て結托するときは (Mock auction) 必らずしも然る能はず、例へば官廳の拂下入札に於て入札者が相談の上、買入の最高價を低廉に打合せ置き、落札者をして、其過剰の利益を分配せしむるの類なり、此他他人を利用して故らに高價に糶らしむるが如き弊なきにあらず (Sham bidding) 英國に於ては共に刑罰に處せらるゝものとす、但後者の



場合は特に豫告するときは、之を行ふことを得、是れ最低價を維持するに便なればなり。

競争賣買に於ては、それ／＼規則又は習慣に依りて定まれる方法に依り、普通若干の證據金を差入れしむるか、會員組織と爲し、會員のみ又は其紹介したる者に限りて賣買せしむるを常とす、是れ賣主又は買主と爲りたる後、履行不能と爲るが如き弊を避けんが爲めたり、代金支拂は物品引換なることあり、又延若くは定期なることありて一定せざるものゝ如し。(下巻「市場賣買」參照)

一、入札賣買 (Sale by tender or written bid) とは記名の紙片又は札に賣買價格を記入して、一定の容器に投入せしめ、全部入札の後、立會にて開札するを常とす、普通買方多數なる場合に行はるゝ方法なれど、政府の購買の如く、賣方多數なるときも亦用ゐらる、此方法は内外共に廣く行はるゝ所にして (Bidding (英); Gebot (獨)) 豫め多數の者に對し賣買の目的物に關する詳細の事項、入札場、入札時間、保證金等を通知し、賣るときは最高價の入札者 (the highest bidder) に、又買ふときは最低價の入札者 (the lowest bidder) を以て當事者と爲すものとす。

二、競賣買 (Sale by auction or Auction (英); Versteigerung oder Auktion (獨)) 競賣とは賣主又は其代理人が廣告等の手段に依り、購入の希望者を集め、先づ低價より呼び、漸次高價に進め、遂に最高價を呼ぶ者に賣渡すを云ふ、外國にても羅馬時代より行はれ、最初は戦利品の處分に用ゐたるものなりと云ふ、我邦にても近年専門の競賣業者を見るに至りたれども、外國にては多く此種の専門業者 (Auctioneer (英), Auktionator (獨)) に依頼し、之に對し賣上金高の若干歩合を支拂ふものゝ如し。

普通の競賣は低價より高價に呼び進むものなれど、競賣人先づ高價を叫び、漸次之を低下しつゝ、申出人あるを待つ方法あり、我邦にても市中の雜貨販賣等に見る所なるが、外國にては之を和蘭競賣 (Dutch auction (英); Holländische Auktion (獨)) と稱へ居れり。

競賣に於て其場の最高價に落すべきや否やは、場合に依りて同じからざれど、賣主自身又は賣主の代理人などは、之に加ははることを得ざる習慣なり、而して特に最低代價 (Reserved price; Upset price (英)) ある旨を明かにしたるときは、此代價以下にては賣却せざることを得、英國の如きも亦其賣買法に於て之を規定し居れり、我邦



にては一部の俗語に、此制限あるを「極樂」と云ひ、如何なる低價にても、賣渡すを「地獄」と云ひ、市場の慣習に依り、或は地獄を本則とし、或は極樂を本則と爲すも、前者に屬する場合多きが如し、是れ限度を設けたる「糶賣」に於ては、購買者は充分の氣込を以て買入るゝこと能はざるがゆゑなり、而して此點は「糶賣」も入札も同様なりと知るべし。

【註】英國の規定 糶賣中賣主又は其代理人の糶買、及保留代價に關する原文は次の如し、  
(1) (1)は口別の件と、種の落下までは、買主が取消し得る旨の規定なり。

(3) Where a sale by auction is not notified to be subject to a right to bid on behalf of the seller, it shall not be lawful for the seller to bid himself or to employ any person to bid at such sale, or for the auctioneer knowingly to take any bid from the seller or any such person: Any sale contravening this rule may be treated as fraudulent by the buyer:

(4) A sale by auction may be notified to be subject to a reserved or upset price, and a right to bid may also be reserved expressly by or on behalf of the seller.

三、競賣買 (Sale by competition) 前記糶賣買は、或貨物を多數の者に賣らんとする場合に行はるゝものなれど、多數の賣主買主が一堂に會して互に競り合ひ賣買することあり、取引所の賣買中清算取引に行はるゝ競賣買は、専ら此方法に依りて行はる

ゝものなれども、其他には殆んど此種に屬する賣買あるを聞かざるなり、而して取引所の競賣買は、豫め定めたる順序に従ひ、賣買物件の種類及限月を市場に掲示し一定の時間に於て行はしむるものにて、各取引員若くは其手代等は、客筋より賣又は買の注文を持ちて市場に集り、一定の時刻と爲るや、各自大聲にて自己の賣物又は買物に對する相手方を求め、相手方ありて値段と數量とが定るときは、之を帳簿に記録し置き、後日所定の限月に至りて精算するものとす。(後章參照)

### 第六節 販賣の組織に依る區別

商品は普通單獨にて賣買せらるゝを常とするも、又往々多數の者が協同して販賣し、若くは協同して仕入を爲すことあるを以て、販賣の組織に依りて區別するときは、單獨賣買及び協同賣買の二種に大別することを得るなり。

#### 第一項 單獨賣買

單獨賣買とは一般個人商店、會社等が自己の單獨の裁量に依り賣買するもの



にて即ち普通の賣買なり、此賣買の利益は自己の獨裁にて處理し得ること、其手腕に應じて利益を多からしむること等にあれども、其規模の著しく大なるもの、外勢力乏しくして他に壓せらるゝの憂あるのみならず、經費も亦比較的多きに上るの弊あり、然れども商業の如く敏活の行動を要するものは、却て各自獨立の賣買を便とするのみならず、一々協同するが如きは、爲し得べからざることあるがゆゑに、一般に單獨賣買を行ふに至れるものとす。

### 第二項 共同賣買

共同賣買とは二人以上の者が共同して販賣し、若くは仕入れを行ふものなるを以て、之を共同販賣と共同仕入とに分ち、又共同の期間が一時的なるや持續的なるやに依りて、一時的共同賣買と持續的共同賣買とに區別し、更に完全に協同して賣買するものと、單に買價等を協定する不完全のものとのに分つことを得べし、即ち之を表示すれば



### 第一目 完全なる共同賣買

〔甲〕完全なる共同販賣 の中一時的のものは、例へば製造家又は商人が、臨時に共同販賣所を設けて、其生産物又は商品を販賣するが如きものにて、現今市中に行はる



所謂共同賣出なるものは、單に景品又は割引を共同にする、販賣條件の協同に過ぎざるを以て、寧ろ不完全なる一時的共同販賣に屬するものとする。

一、組合 共同販賣中持續的のものには、組合組織に依るものと、會社組織に依るものとの別あり、組合組織のものにも、普通の組合組織のものと、特別法に依り法人たる組合、即ち輸出組合若しくは産業組合の如きものとの別あり、又會社組織のものにも、合資株式等の別ありとす、而して是等の組合又は會社は、普通の組合若しくは會社の如く、商業又は製造を目的とし、其手段として賣買を行ふものにあらずして、單に販賣又は仕入のみの目的を以て組織せられたるものなるを注意すべし、而して輸出組合は同一商品又は同一市場を目的とする重要輸出品の共同販賣を目的として、(天正十四年三月同法發布)設立せらるゝ組合にして、産業組合中の販賣組合に依りて共同販賣を行ふものは、全國其例甚多く、殊に生絲、織物、花菱、真田、石油等の重要物生産者其他、近時蔬菜、果實、魚類、畜産物等の出荷組合に於て之を見るべし、又普通の組合組織とは、同業者が競争の結果、其弊に耐へざる場合に、之を防がんが爲めに起れる一種の「カルテル」にして、同一種類の製造業者が、其生産品を販賣せしめん

が爲めに、組合組織の共同販賣所を設立し、之に委するに注文の分配、販賣事務等を以てするものなり、嘗て我邦に於て組織せられたる製麻合同販賣所、精糖共同販賣所、日本綿布輸出組合、榮綿布組合、現在の銑鐵共同組合、其他種々の同業會の如きは、即ち其適例なり。

【註】(一)製麻共同販賣所 我邦の製麻會社は明治十九年以降三十一年までに、近江製麻、北海道製麻、下野製麻及び北海道麻絲の四會社なりしが、同業者は絶へず激烈なる競争を試み居たるに、日清戦後、過剰生産、市價暴落の爲め困憊甚しかりしが、同三十四年同業者の聯合會を開き、競争の激しき蚊帳用製絲に付き、(一)市價の協定、(二)生産の制限、(三)江越二州に供給するものに付き、共同販賣所を設けると爲せしが、各社より一人宛の委員を出して、諸般の販賣事務に當らしめ、是等の代表委員は、販賣所に於て品質を區別し、價格を評價し、各會社は、販賣所の指圖に隨ひ、豫て販賣所より各社に對し製造高に應じて交付し置ける一定の印紙を貼用したる品にあらざれば、販賣することを得ずと定め、其經費は各社一箇年の賣上高に應じて分配することとし、違約者に對しては、販賣の停止、信認金に依る損害賠償等の制裁を加ふることとし、爲せり。

其後明治三十六年三月北海道製麻を除きたる三會社が合併して日本製麻と爲り、更に四十一年に至りて兩者も亦合併して帝國製麻會社を組織し、完全なる製麻「トラスト」を形成することとし、爲りしが、大正三年日本製麻が設立せられて、兩者の競争と爲れり、而し



て好況時代には競争を持続して尙ほ相當の利益を収め得たるも、大正九年の財界反動以來、兩者共に經營難に陥り、遂に大正十一年に至り共同販賣所を設立し、兩者の主要製品たる蚊帳糸、疊糸、薄地、リソネル、其他洋服地等は、總て此販賣所を経て販賣せらるゝことゝ爲れり、兩者の代表者は販賣所に於て販賣を決定し、注文を受けたる場合には、兩社の生産能力に按分して製造せしむることゝ爲せり、斯くて大正十五年の秋頃に至り、日本製麻の財政難の爲め、此聯合は解散することゝ爲りしが、昭和二年六月帝國製麻は日本製麻を合併し、總生産高の九割を占むるに至り、尙ほ大正製麻をも其手中に收めて、再び製麻「トラスト」の發生を見るに至れり。(野田豊、經濟團體、第九章第一節、參照)

(二) 糖業共同販賣所 本邦精糖會社は明治四十一年頃に至り、大日本、神戸、及横濱の三會社鼎立することゝ爲りしが、當時宛も生産過剩、原料糖騰貴、輸出不利(銀價暴落の爲め)消費税の増徴等諸原因の爲め、著しく困難を感じたりしかば、救済策として、三社協定の生産制限、聯合休止等を行ひたりしも、競争は依然存在し、其弊少からざりしかば、大日本精糖主唱の下に、共同販賣所を組織することゝ爲せり、即ち組合組織の共同販賣事務所を設立し、大日本より六名、横濱より三名、神戸より二名の委員を選出して、重要事項を議決執行せしめ、日常の業務は常務委員をして執行せしめ、其取扱製品は内地販賣の精糖に限り、委員は各社の製品に等級を附し、最低價格を定め、之が賣約を爲すことを得るものとし、金利、倉敷料は各會社の負擔とし、販賣所の経費は一定の割合(大日本二〇、横濱五、神戸二・九)にて三社に負擔せしむることゝ爲せり、而して其共同販賣品には各社の商標

記號を附することを許せし、總て特製品に限り、東京及大阪に販賣事務所、門司、神戸、名古屋、仙臺、新潟、北海道等に代理店を設け、普通入札法を以て販賣せし、場所によりては、指定値段にて販賣することゝ爲せり、然るに幾干もなく、大日本精糖先づ其製品の投資を試みたる爲め、右協定は有名無實と爲り、四十二年同社の不始末暴露と共に、事實上破棄さるゝことゝ爲れり。

幾何もなく臺灣總督府の勸説に依りて、精粗兩糖業者の協定成立し、四十三年、臺灣糖業聯合會が組織せられ、後規約の一部を改正して「糖業聯合會」と稱し、精粗兩糖の市價維持不況対策、對政府關係の運動、對支政策等、各方面の中心的機關と爲り居れり。

(三) 日本綿布輸出組合 我邦綿絲紡績の產出着々進歩せるにも拘らず、明治三十九年頃には綿布機械僅に八千臺に過ぎざりしが、日露戦後紡績の激増と共に、之を原料とする織布を滿洲地方へ販賣するの必要を感ずる益切なるものあり、即ち當時本邦廣巾織機臺數の約四分の三を占むる(一)大阪紡績(二)三重紡績(三)金巾製織(四)岡山紡績(五)天滿織物の五大會社が綿布輸出組合を組織したる所以にして、當時滿洲は米國綿布の獨占市場なりしを以て、先づ之を驅逐するを以て目的とし、宛も横濱正金銀行が、政府の命令に依り、低利にて爲替資金を供給するの機會を利用し、一方三井物産會社を以て一手販賣人とし、同社の名に於て登録したる商標の製品を、同社の注文に應じて製造し、同社は最初二箇年は無手数料、其後百分の一の手数料を以て販賣することゝ爲し、此他鐵道輸送上の便宜をも與へられしが、米國綿布を慣用せる消費者は、俄に之を改むべくもあらざる



を以て、富業者は品質改良と技術の進歩に力を注ぐ外、親しく彼地に渡り、商況觀察の途上、有力なる支那商人に吹聴し、包装を米國製に模倣し、物産會社に其の各地の支店を利用して販賣に勉むると同時に、先づ損失を忍び、大割引を以て大量の投資を試みたるを始めとし、漸く米國品を壓倒し、遂に次の如き大成功を見るに至れり。

米國其他の外國品	三十七年	四十四年
日本	一一、一三〇、〇〇〇	五、〇八六、一四八
日 本 綿 布	三、八〇〇、〇〇〇	一、二七六、一四六

斯くて六ヶ年の後、販路開拓の目的を達したりとて、組合を解散することゝ爲せり、最初の規約は滿三ヶ年なりしを以て、一回繼續したるわけなり、組合が斯く新販路を開拓せる爲め、組合外の輸出高も亦激増し、三十九年には總輸出高の千分の六なりしもの、四十四年には千分の八百五十を示すに至れり。

此組合は(一)各社毎月少くも一千俵の綿布を各自の織機臺數に按分して製織し、之を三井物産會社に交付すべく(二)一臺壹圓の割合(百圓未満四捨五入)にて信認金を差出さしめ(三)三井をして學識經驗ある検査人を雇入れ、之に検査せしめ(四)組合員の綿布が見本より劣等短尺なるとき、並に出來期限延滞し、荷造不完全なるときは、賠償金を差出さしめ、之れを組合の共同収入と爲すなど、種々の規定を設けたりき。

(四)藥綿布組合 も亦三重及大阪の二大紡績會社及び金巾製織株式會社の組織に成る朝鮮輸出を目的とする組合にして、明治三十九年に成り、是亦三井物産會社を以て販賣

せしめたり。

(五)鉄鐵共同組合 は日本製鋼所、大倉鐵業、釜石鐵山、滿鐵及三菱製鐵の五會社が、各一萬圓宛を離出して組織したるものにて、其目的は原料の共同購入と鉄鐵の共同販賣に在り、各社より一名宛の理事を擧げて業務を執行せしめ、鉄鐵は特殊の場合を除き、總て組合の手を経て販賣せしめ、組合は三井物産、三菱商事、大倉商事等の指定販賣人をして、販賣せしむることゝ爲せり、而して組合は組合の會社より(一)特殊鉄鐵(二)滿洲、朝鮮及び北海道に於ける地賣(三)海外向小賣(四)製鋼原料として八幡製鐵所に引渡すものを除き、總て毎期(一月及び七月)組合員總會の決定したる價格にて買取る規約にして、八幡製鐵所が鉄鐵の拂下を爲すときは、其受託販賣を行ふものとす。

【註】産業組合 に依る共同販賣の一例として、上州碓氷社の成立と其の組織を述べん、上州碓氷郡磯部村地方は農家の副業として、盛んに座繰絲を産出し、初は桐生地方の織物原料たるに止まりしが、横濱開港後生絲が外國貿易品たるに及び、産額が増加と共に種々の悪弊を生じたるより、萩原某其他之を遺憾とし、明治十一年始めて合同販賣團體を組織したり、即ち碓氷精絲社にして、社員自家に於て繰絲したるものを、附近の共同場返場に送りて一定の整理を行ひ、更に本社直轄の整理工場に送りて、品等を検査して捻絲と爲し、再び色澤の検査を行ひ、各等位に準じて出荷の手續を爲し、横濱又は海外にて賣上済の上は出品高に應じて賣上金を分配するものとす、此組合が産業組合法に依りて組織を改めたるは明治四十三年四月なりしが、名稱も、有限責任信用販賣組合聯合會



確水社と改め、所屬組合の爲めに資金の媒介をも爲すことと爲せり、此他同縣甘樂社、下仁田社も亦同様の組織に依るものなるが、由來我邦の製絲業者が共同揚返所を設け、等級を分ち、同一商標を附して、横濱に出荷したるは、是等の組合に限りたるわけにあらず、信州地方の如きも、亦明治十年前後より此仕組に依り、事實上現今の産業組合の如き制度に依りて經營し居りたるものなり。(大正十三年末の販賣組合は八、一三五に上り、十二年の調査組合七、一三七の賣上金一億七千餘萬圓に上れり)。

【注三】出荷組合 我邦に於ける出荷組合は、産業組合、農會若くは任意組合等の組織に依り、政府は之に對して補助金を交付し居れり、大正十三年末の團體數八七一、其金額五八、四六二、五五〇圓に上るも、全國食糧の總生産額の見積十億圓に比すれば、僅々五分五厘に過ぎず。(下卷農産物販賣の部参照)

二、輸出組合 は大正十四年三月二十八日發布(九月一日施行)の輸出組合法に依り組織せらるべき特殊の法人にして、重要輸出品(絹織物及同製品、綿絲、綿織物及同製品、紡績絹絲、毛織物、莫大小及同製品、綿縫絲及、レース、絲、時計、陶磁器、瑠璃鐵器、硝子製品、セルロイド製品等)の輸出業者(同一種類又は同一市場を目的とする)の組合なり、其業務は(一)組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造其他の共同施設(二)組合員の營業上の弊害の矯正、取締及制限(三)海外市場の調査、新販路開拓

其他組合の目的を達するに必要な施設にして、之を設立せんには、地區を定め、組合員たる資格ある者の過半數の同意を得たる上、商工大臣の認可を経るを要す、爾來日本柑橋、京都重要物産、日本毛布、對露、日本産業組合柑橋、日本馬鈴薯等數組合の成立を見たるも、其數多からざるが如し、而して組合の資金は營業資金と輸出手形保證の二種にして、銀行が是等の資金を融通したるときは、其七割を限り、總額一億二千萬圓まで、政府が保證する方針なりと云ふ。

重要輸出品工業組合は製品の検査其他の取締、共同設備、營業上の指導、研究、調査等を目的とする法人なれども、往々製品の共同販賣を其目的中に加へたるもの之なきにあらず。

三、會社 上記の如き組織のもの、外、特に製品販賣の爲めに、合資又は株式の會社組織を以てするものあり、同業者の出資より成る獨立の會社を造り、製品の販賣を舉げて之に一任し、其利益の分配に與るものにて、之に二種の別あり、一は販賣會社が相當の價格(生産費に相當の利潤を加へたるもの)にて買取り、之を成行の市價にて賣却するものにて、他は各製造家が、其製品を販賣會社に委託するものなり、我邦



の販賣會社は多く後者に屬するが如くなれども、獨逸の如きは主として前者に屬し、此種の株式會社を特に *Verband Gesellschaft* (合同會社) と稱すと云ふ、但し其組織者が、之に屬する同業者たることは、兩者共異なる所なきものとす、要するに是等の販賣會社は、聯合中比較的鞏固なるものにして、カルテルより、トラストに移る一階段とも見ることを得べし、殊に獨逸式の會社に於て然りとす、我邦に於ては嘗て造られたる日本洋紙合資會社、共同洋紙合資會社、國油共同販賣所、人造肥料販賣會社、沖繩縣の砂糖販賣會社、其他製絲業に於ても、共同販賣の會社少からずとす。

【註一】共同洋紙株式會社 は主として新聞用紙の共同販賣を行ふ會社(資本金四百萬圓の四分の一拂込)にして、もと合資會社なりしを、大正十四年六月株式組織に變更したるものなり、組織者は王子製紙、富士製紙及樺太工業の三社なれども、我邦新聞紙生産額の約九割を占め(一割は北越製紙)各會社は其製品の委託販賣を爲して、一定の價格を保ち、必要に應じて生産制限を行ひ、巧に「カルテル」の機能を發揮し居れり。

【註二】共同バルブ株式會社 は前の洋紙株式會社と姉妹會社の關係に在り、バルブの共同販賣を目的とす、加盟會社は前記三者の外鴨綠江製紙を加へ、資本金は三百萬圓、内七十五萬圓拂込(王子二萬六千八百株、富士一萬六千株、樺太九千六百株、鴨綠江三千六百株)大正十一年八月の設立に係る、而して設立前は各社就中富士、王子の兩社は激しく競争

せしが、爾來生産制限、價格協定等の手段に依り、市場を統制し居れりと云ふ。

【註三】日本板紙販賣合資會社 は明治二十八年設立せられたるものにて、當時製紙業に於ける二大競争會社たりし富士製紙及び東京板紙、並に各自の契約販賣店なりし服部中井兩商店の出资より成り、其目的は無謀の競争を避け、市場を獨占するに在りたれども、日清戦後紙價の騰貴と共に、關西に有力なる競争會社顯はれ、更に是等と競争するに至りしかば、三十二年三月遂に解散の已むなきに至れり。

【註四】日本洋紙合資會社 は明治三十二年四月、洋紙業者が其競争を防がんが爲めに造りたるものにて、資本金十萬圓一口五百圓とし、東京大阪三十名、名古屋、静岡、北海道等に於て五名の洋紙商並に製紙業者よりの幾分の出资を加へ、重要製紙會社と特約して、其製品の販賣を、必らず此會社に委託すると同時に、此會社は出資者たる洋紙商の外、販賣することを得ずと爲せり、斯くて競争防止の希望を達し得たるも、何等生産制限の手段なかりしに、日露戦後は更に各地に新會社の勃興を促し、供給過多の結果、此會社の維持も困難と爲りて、四十四年十月是亦解散の不幸を見るに至れり。

【註五】板紙共同販賣所 は前記會社の解散せる翌月、東京板紙、富士製紙、北越製紙、西成製紙、岡山製紙、及び美作製紙の六製紙會社が設立せる、資本金十五萬圓の株式會社にして、各社の重役を以て株主とし、東京に本店を置き大阪に支店を設け、一定の契約の下に、其製品を内國及外國に販賣し居るものなり、而して此契約に於ては、内國賣と外國賣とを區別し、外國賣は一切此會社に一任するも、内國販賣に付きては種々の制限を設けたり



例へば

- (1) 會社の一箇月の販賣高を二千三百九十一噸とすること。
  - (2) 會社が各社の爲め、内地に於て販賣すべき一箇月の割合を定めたること。
  - (3) 會社は製品三千噸以上を貯蔵すべからざること。
  - (4) 市場賣價、販賣手数料は各社と協議の上之れを定むること。
  - (5) 會社は毎月末、翌々月分の引取注文書を各社に發すること。
  - (6) 内地賣上金の三分を積立て、之れを輸出獎勵金に充つること。
  - (7) 此契約違反の場合、其度毎に壹萬圓を、自己以外の者に支拂ふこと。
  - (8) 各會社は其板紙を此會社に賣渡すか、又は委託販賣を爲すの外、他に賣渡すことを得ず(但し專賣局への賣込は此限りにあらず)。
- 即ち此會社は原則として製品を買入れ、時に委託販賣を行ふものなるが如し。板紙共同販賣所は相當の成績を舉げて大正五年頃まで持續せしが、新たに高崎板紙會社が創立せられ、北越製紙が脱退して競争を開始せし爲め、同年之れを解散するに至れり、其後紙價暴騰の好況時代に入り、各社は事業を擴張し、新設會社は簇出し、其數二十餘と爲りたる上に、再び不況に入り、各會社舉つて苦境に陥りたるを以て、大正十四年九月板紙同業會なる「カルテル」を組織し、生産制限、賣價協定並に輸出獎勵を行ふことと爲せり(後に述ぶべし)。

【註六】人造肥料販賣株式會社 は明治四十一年供給過剩、需要減少の餘、是亦關西に於ける三大會社(大阪硫曹、大阪アルカリ、攝津製油)が其無謀の競争を避けんが爲めに組織せるものにて、資本金五拾萬圓、大阪五其他は各二、五の割合を以て出資し、各會社重役中より三名宛の委員を選出し、支配人は三社に無關係なる者を選び、原料供給者たる三井物産を相談役と爲せしが、一定の手數料を收めて經費に充て、從來の取引先を此會社に引繼ぐことと爲せり、然れども、當時人造肥料會社は、東京の人造肥料を始め、關西にすら尙ほ競争會社の存するありて、充分の効果を舉ぐることはざりき。

然れども此會社の成立を機とし、斯業の共同利益の増進と同業者間の親善を圖る名目の下に各肥料會社は人造肥料聯合會を組織し、肥料取締法の緩和を運動し、或は價格維持の爲めに委員會を組織し、卸賣値段の協定を行ひ、或は燐礦石の輸入商を加盟せしめ四十三年には過燐酸肥料の價格協定に成功し、原料の共同購入をも行ひ、翌年共同輸出をも實行し、大正五年には南洋の燐礦石拂受同盟を組織して共同拂下を行ふことと爲せり、然るに大正九年に至り過燐酸同業會なるものを設立せし爲め、此會は單純なる利益増進機關と爲りたり。

過燐酸同業組合は、過燐酸の普及、取引の改善、商品の統一等種々の目的を行はんが爲めに設立せられたる團體なれども(一)需給の調節(二)海外輸出並に大口需要に對する共同販賣(三)原料及材料の共同購入(四)會員に對する原料及製品の賣買、仲介等をも行ふものとす。

【註七】國油共同販賣所 は明治三十七年十一月、日本、賣田兩社の石油の一手販賣を目的



とし、無益の競争を防ぎて以て、内油の統一を圖らんが爲めに起り、始めは資本金五拾萬圓の組合なりしが、翌年之れを株式組織に改めたるものなり、然るに幾干もなく内江の爲め日本石油先づ分離し、後賣田石油の合併する所となれり、(佐野垣内兩學士「本邦企業者聯合及合同」並に依田氏「事業經營之新勢」參照)。

(乙) **完全なる共同仕入** 凡そ共同仕入は往々小商人が、廉價の仕入を目的として之を試むることなきにあらざるも、多くは製造家が原料を仕入れ、農家が肥料を仕入れ、若くは一般消費者が日用品を購入する場合に行はるゝもの、即ち非商業的の目的に出づること多きが如し(買入行爲其ものは商業的なるも、買入れたまゝ、之を販賣するにはあらず)而して其持續的のものには、産業組合中の購買組合(之に原料購買組合と所謂消費組合との別あり)の如きものと、會社組織に依る原料購買會社との別あり、然れども、専ら原料の購買を目的とする組合若くは會社が稀なるは、販賣の如く同業の競争激しからず、又多少の競争之ありとするも、原料商品の多くは、其仕入時期が一時的のものなるが爲めなるべし。(前記共同販賣會社の部參照)

一、**一時的共同仕入** は例へば資力乏しき同種類の小賣商が協同して、直接生産者より多量購買を爲し、之を所要の割合に應じて分配するものにて、其目的は(一)其地

卸賣商又は問屋の手を省き(二)生産地の生産者、其組合、若くは卸賣商より、多量購買を爲す爲め、廉價に仕入るゝことを得ること(三)荷造費、運賃を省き得ること等の利益を收めんとするに在り、近時の小賣商店は其經營の困難又昔日の比にあらず、同業者の競争も少からざるがゆゑに、其仕入にも、又販賣の方法にも、互に協同するの必要を見るに至れるものなり、然れども種々の利害關係を有する小賣業者は、永く協同一致の行動を採ること能はず、殊に協同より享くる利益少き場合に於て然りとす。

又他の例は往々小農の肥料、農具購入、若くは小製造業者の原料仕入に於て、之を見る所なるが、例へば某組合に屬する製絲家が、春蠶又は夏秋蠶の出廻初期に於て一の共同仕入所を設け(多くは組合の事務所を以て之に充つ)仲買人又は農家の持込む原料繭を協同にて仕入れ、各自の要する數量を受取り、代金の計算は、總仕入數量を以て總仕入金高を除したる平均價格を算出し、各自の引取る繭の品質に應じて、此價格へ若干増又は若干引と爲すこと、猶ほ取引所の賣買に見るが如し。

二、**持續的共同仕入** は例へば、小賣商人が組合を設け、絶へず共同にて仕入を行ふ



ものにて、往時は白絲割符商人が特權として共同輸入を爲し、又十組問屋の如き問屋の組合か、諸種の商品の共同仕入(並に販賣)を獨占したること、嘗て述べたる所の如し、而して是等の組合は、一時に多量購買を爲し、之を分配せるものにあらずして唯或規約の下に、仕入と販賣とを獨占したるに過すと雖も、例へば大阪に於ける砂糖仲買の組合(十一組ありたり)の如く、組合の名に於て、砂糖商より入札にて買入れ之を組合員に分配するが如きことなきにあらず。(白絲の割符も亦然り)。

我邦に於ては嘗て日本橋の鯉魚節問屋が組合を組織して、土佐其他の産地より共同仕入を行ひたるが如き例之なきにあらずれども、小賣商人が共同して仕入を行ふが如きとあるを聞かざるなり、然るに米國には小賣商人の購買聯合(Buying exchange; Co-operative buying association)あり、其組織は單純の地方的聯合(プール)に止るものあれば、又相當の會社を設立せるものありて、或は數人の同業者が協同し、或は商店の名に依て、大量仕入を行ひ、數量割引を利用することあり、或は獨立の事務所、倉庫等を設けたる會社組織と爲し、種々の方法に依りて出資金を集め、營業の利益を分配するものありと雖も、時期を経過すると共に、會員の好奇心も減少する爲め、出

資額を増加し、遂に販賣員を使用して勸誘するの必要を見るに至り、自然營業費も膨脹し、未だ問屋に代るべき良法たるを信する能はずと云ふ、殊に此種の組合は現金拂を要求し、買主自ら荷物を引取るを常とし、商品も資金の關係上期節的ならざる必要あるを以て、此點の短所あるを免れざるが如し。(Copeland: Principles of Merchandising, pp. 58-60)

此他持續的共同仕入の適例は、産業組合中の購買組合(Co-operative store)にして、之に次の二種あり。

- (A) 原料、購買組合 小農又は小工業家が、肥料、種子、農具、若くは原料、機械等を共同にて買入るゝを目的と爲すものにて、即ち是等の貨物を直接生産者又は輸入商より廉價に買入れ、以て大生産者に對抗せんとするもの、少くも大規模生産者の競争に對して、其獨立を維持せんとするものなり、獨逸に於て始めて組合の設けられたるは、此種のものに屬し(一八四九年靴工及木工の原料購買組合なりしと云ふ)。
- (B) 消費組合 は消費者が飲食物、薪炭、吳服、化粧品、家具、雜貨の如き日用品を共同して廉價に買入れ、之を組合員たる消費者に販賣することを目的とするものにて



即ち卸商、仲買人の如き中間商人の経費を省き、組合自ら小賣商の地位に立ち、而も數多の小賣商を兼ねるものなり、而して組合員の出資を以て購買資金に充て、隨て現金買と爲すを得べく、又組合員に賣捌く爲め、貸倒の損害を避くることを得、品質を確實にして低價ならしむることを得るも、組合員は總會に出席して議事に與る者少く、經營は主として若干の理事、監事の掌裡に在り、是等は一定の報酬を受くるに止るを以て、其人を得ざるときは、其效極めて少きが如し、外國にて此種組合の濫觴は英國「ロッヂデール」の消費組合（一八四四年）なりと云ふ。

尙ほ此組合を細別すれば次の如き區別あり。

- (一) 労働者の消費組合 之にも亦工業労働者の組合と、農民及手工業者の組合との別あり。
- (二) 中等社會の消費組合 即ち官吏、教師等、俸給生活者の組合。
- (三) 學生の消費組合 一學校内に於ける學生の組合なり。

## 第二目 不完全なる共同賣買

(甲) 不完全なる共同販賣 是市中の共同賣出の如く、景品又は割引を共通にするもの、若くは賣價、區域等を協定する「カルテル」聯合の如き類を云ふ、投機者の行ふ所謂「賣崩」の如きも、亦數人の協同に出づるときは、一種の不完全なる共同販賣と見るを得べし。

「カルテル」(Combine or Combination(英)); Kartell (獨) とは石炭、石油、煙草、羊毛等、農、鑛業の生産者、又は綿絲、織物其他の製造業者が無益の競争を避け、若くは過剰生産を防がんが爲め、貨物の生産高、賣價、販路、原料の購買、賃銀、利益分配等、經營の條件に關して協商するものにて、違約者に對しては相當の制裁、多くは罰金を加へ、以て其乖離を防ぐも、利益を異にする爲め、永續すること稀なるを常とす、而して此聯合が無益の競争を避けんとする其目的は「トラスト」(Trust)に異らざれども、「トラスト」の如く所屬會社が其獨立を失ひ、指揮經營一切の權利を「トラスト」本部に委託するが如きものにあらず、各會社の事業は依然獨立に存在し、内部の組織經營に關しても、完全なる自由を保ち、唯前記の如く、賣價其他の條件に關してのみ、協定の規約に拘束せらるゝものとす、「カルテル」は多く生産過剰、需要激減、新稅賦課等、不況の際に按出せ



らるゝものなるも、トラストは市場好況にても、尙一層獨占的暴利を貪らんが爲めに生まるゝこと少からず、カルテルは同業者より成るも、トラストは相關聯する異種の事業をも併合するが如き差異あり、要するに「カルテル」は主として販賣上に關する一時的局部連合なれども、「トラスト」は事業其の物を併合する永久的全體合同即ち一大會社の如きものに外ならざるなり、彼の利益分配「カルテル」若くは會社組織の共同販賣所の如く、「カルテル」中聯合の程度最も高きものにて、尙ほ「カルテル」にして、決して「トラスト」にはあらざるなり、次に販賣に關する其の重なる種類を示さん。

(一) 賣價の「カルテル」(Price combine [英]; Preis-Kartell [獨]) は聯合の加盟者が、或一定の代價より安くは販賣せざることを約するものにて、其商品は或一種類なることあり、又全部なることあり、最低代價を約すも、秘密割引又は無貨送達を爲すときは、其效少きを以て、是等をも併せて契約すること少からず、而して此聯合は内國の市價を維持すると同時に、過剰生産に陥り易きを以て、過剰商品を處分する爲め、輸出廉賣(Dumping)を行ふを常とす。

(二) 販賣區域の「カルテル」(Territorial combine [英]; Gebiet-Kartell [獨]) 各會社又は其聯合が、其販賣區域を定むるものにて、之にも單に國內の或地方を限定するものと國際間に互る廣濶のものとの別あり、又場合に依りては總市場を(一)獨占區域(二)共同區域及び(三)自由區域の三種に分ち、獨占區域は一定の會社の販路、自由區域は何等の制限なき普通の市場(即ち外國市場の如きもの)又共同區域に於ては、賣價、其他の販賣條件を協約するものあり、英國の帝國煙草會社と米國煙草「トラス」トとが、煙草の販路を相争ひ、其結果遂に英本國及英領印度を前者の區域、又米國は後者の販路と定めたるが如き、又一九二六年成立したる歐洲鋼材「カルテル」(獨佛、白、盧の四箇國にして、表面は生産制限なれども、價格の協約あるや疑を容れず)の如きは、國際販路「カルテル」の適例にして、我邦内外石油「カルテル」は三區域分割の一例なり。

(三) 販賣條件の「カルテル」(Conditions' combine [英]; Conditionen-Kartell [獨]) は代金支拂期間を餘り延ばさずとか、多大の割引を爲さざること、景品を附せざること、諸掛を買手持とすること等に關して協約するものを云ふ、賣價の「カルテル」に伴ふこと多



し。

此他(四)生産高制限の聯合(五)分配聯合(販賣組合は嘗て述べたり)等あり、分配聯合には利益分配注文分配、販賣高分配之は販賣聯合に伴ふ等種々あるも、販賣條件に關するものは前記三者にして、其他は間接に關係あるに過ぎざるものとす。

【註】内外石油「カルテル」 我が石油市場はもと米國「スタンダード・オイル」會社の獨占市場なりしが、越後地方の内國石油業漸く勃興し、且つ「アヤチツク」會社を親會社と爲せる「ライザング・サン」社も亦漸次市場を蠶食し來り、内國二大會社たる賣田及日本と是等二社とは、四社對立の状態にありしが、偶々此石油兩社が英領印度方面に於て協定を行ひ其波動として内外四社の「カルテル」を見るに至れり、即ち明治四十三年二月にして、一箇年の契約なりしが、今其要旨を窺ふに

- (一)販路の限定 臺灣を内油、滿韓を外油の獨占市場として、内地を内外兩油の共同市場に充つ。
- (二)供給額の制限及分配 内地の供給額を、一箇年一千萬箱と爲し、内
  - 外油 六百五十萬箱(六十五%)
  - 内油 三百五十萬箱(三十五%)

内 日本原油を用ふるもの

外國原油を用ふるもの

四三・四三%  
一七・一四%

日本石油百三十八萬箱(三九・四三%)

臺灣供給額 一箇年十二萬五千箱と定め、専ら内地産の原油を用ふ。

内賣田石油五萬箱 日本石油七萬五千箱

右の結果、内油の供給總額は三百六十二萬五千箱

日本石油百四十五萬五千箱 賣田石油二百十七萬箱

(此内賣田石油の輸入原油より精製せらるべき高を、一箇年六拾萬箱に限りたるを以て、同社の越後産石油は百五十七萬箱と爲るの理なり。

(三)賣價の協定 毎月一回各社より一名宛の代表者を出して、標準相場を定む。

(四)監督の方法 石油の重要集散地には監査所を設け、各社より一名づゝの検査役を出し、各社の販賣及出荷を監視せしむ。

(五)違約處分 單獨にて割引、割戻、懸賞、其他の方法に依り、市場を亂する者あるときは、違約金を課す。

(六)期間 明治四十三年二月一日より、四十四年一月三十一日まで滿一年

然るに幾何もなく、賣田石油の秘密賣、外油側の輸入無制限「ラ」社の市價引下等、規約の精神に反すること起りたるより、九月三十日限り之れを破棄することゝ爲せしが、爾

第二章 賣買の分類 第六節 販賣の組織に依る區別



來數ヶ月内外油共に二、三割方の暴落を見るに至れり。

(二)日本板紙同業會 是我邦板紙製造會社十九社中、唯臺灣製紙一社のみを除きたる十八社の聯合にして、黃板紙の需給を調節し、市價の維持を圖る目的を以て大正十四年九月に成立し、我邦「カルテル」中典型的のものと稱せらる。其規約の要旨は次の如し。

- 一、會員中より七名の委員を選出し、事務を處理せしむ。
- 一、我邦現在の板紙總生産高は其需要に對し、約二割の過剩あるものと推算するを以て之れを生産制限及び輸出奨励の方法に依りて調節す。
- 一、前項の目的を達する爲め、會員は毎月標準生産高一噸に付毎月金四圓を輸出するものとす。

一、會員の希望に依り、毎月各社生産高の二割を限り、之れを認め、休轉一噸に付十五圓を補償金として交付す(其他休轉の項省略)。

一、輸出奨励金は左記輸出先に限り、輸出したるものに、之れを交付す。

甲、天津、上海、漢口、廣東及上海以南の支那各地、一噸に付十圓

乙、歐米、濠州、南洋及び佛領印度支那以南の各地は一噸に付二十圓

丙、印度は一噸に付三十圓

輸出港は門司、神戸、大阪、横濱の四港とす。

一、市況に著しき變動ありたる場合には前記輸出金及び輸出奨励金を、前月中に増減す。

ることを得。

一、實行期間は十四年十月より十五年三月までとし、必要ある場合は協議の上延長することを得。

一、會員にして本規約に違反したる場合は、一回に付金三千圓以上金二萬圓以下の違約金を本會代表者より徴收せらるゝも異議なきものとす、其金額は會員過半数の決議に依り決定す。此違約金は先づ輸出金を以て之れに充て、不足あるときは追徴す。

(三)「セメント聯合會」は大震災後「セメント」の暴落せし際(大正十三年七月、八月頃)成立せしものにて、生産制限及び出荷制限を行ひ、輸出の數量は其例外とし、内地の最低賣價を定め毎月出荷一椀に付十錢宛を積立て、其一部を保證金として聯合會に供託し、大部分は之れを各會社に分配す、此聯合會は十三年十月五日、五箇年の期限にて設立し、之れに加盟せる者十八社に及びたるを以て(加盟せざるものは四小會社なり)事實上全會社の「カルテル」と稱することを得べし。

〔乙〕不完全なる共同仕入 とは例へば製造家が原料購買の最高價格を約し、若くは其購買區域を定むるの類にて、是亦一種の「カルテル」に外ならずと雖も、原料の購入が一時的なると、其競争の程度甚しからざると、賣方の勢力少きとに依り、之を行ふこと稀なるが如し、彼の數人共同して試むる買占團體(Carter)若くは、組合又は會社



組織依りて之を行ふ *Trade* の如きも、亦此種類に屬するものとす。

### 第三章 商品と其引渡

#### 第一節 商品の意義及種類

##### 第一項 商品及商品能力

一、商品の意義 商品 (Goods or Merchandise) ; Waren (獨) 普通の意義は、商人が營業の目的物として賣買する貨物を總稱す、隨て商人が賣買する貨物にても、自家の生活資料として買入るゝ貨物、例へば米麥、衣服の如きは商品にあらず、又商人が營利の爲めに賣買するも、其營業の目的物にあらざる以上は、是亦商品にあらざるがゆゑに、例へば呉服商が偶株券の賣買を試むるも、其株券は商品にはあらざるなり、而して商品は貨物なるを以て、有價證券の賣買を營業とするも、一般に商品とは稱へず、又不動産の如きも之に含ましめざるを常とす、然れども農産物たると鑛産物たると海産物たると、將又製造品たるとを問はざるものとす。

凡そ商品なる語は、之を取扱ふ商人の側より起りたるものなるがゆゑに、前記の



如く主觀的に解するの習ひなれども、更に國民經濟上より觀察するときは總ての生産貨物が商業的賣買の目的物たり得る時より商品たるの性質を有し、消費者の手に移りて、其生命を終るものと見ざるべからず、蓋し商品なる性質は、物自體が有するものにあらず、貨物が生産されたる後、消費せらるゝまでの間に於て、一時附着せしめらるるに過ぎざるものなるに、農作物なり製造品なり、之を仕上げて販賣し得るに至れば、尙ほ農家又は製造家に存在し、未だ商人の手に移らざるも、商品供給高の一部を成し、市場を左右するものなればなり、例へば地主が收めたる小作米の中、自家消費の分量を除き、餘剩米を賣るべく決意したる其瞬間に、それだけは商品化して市場の供給量と爲るが如し、換言すれば米商が之を買入れて始めて商品と爲るにあらずして、地主が販賣を決意したる其時に、商品たる性質を帯ぶるものとす、但し地主、漁業家、製造家等生産者の側に在る分量は、往々不明にして、且つ決意如何は明かならず、又之を賣買するの意思は之ありとするも、其程度は商人の如き強きものにあらず、商人の仕入れたるものは、必らず賣捌くの必要あり、且つ其金繰の期間も短少なるを常とするがゆゑに、齊しく百石の米穀を賣物として擔する場合

に於ても、地主と商人とは市場の供給を加ふる程度に於て異なる所なかるべからず、然れども是れ唯程度の差異にして、性質上の差異にあらざるが故に、商人の手に入りて商品と爲るて、商人本位の解釋も亦便なきにあらざれども、商品の需要供給を觀察する場合に於ては、特に此點に留意せざるべからず。

商品は此の如く、生産者の販賣を決意せる時、製造品の如きは製成品と成れる時より、消費者の手に入るまでの名稱なるがゆゑに、貨物の種類に依りて、此性質を有する時期を異にする外、同一種類の貨物にても、其期間の長短に差異なきを得ず、例へば野菜、生魚の如き直に消費すべきものは、生産者が直に之を消費者に賣渡すか、又商人の手を経る場合に於ては、其數少く時期短きを常とするも、金物、織物、紙類、化粧品、の如きは、多數の商人の手を経、隨て商品たる時期も長きが如し、然れども同じ織物にても、消費者が直接機屋より買入るゝが如き場合には、商品たる性質は、機屋に在る短時日なれども、普通の徑路の如く、賃機屋又は下機屋より元機屋、それより地方の間屋、買次商、此間屋より、都市の間屋、それより小賣商、小賣商より始めて消費者に入るが如き場合に於ては、仲介者の手を経ること多く、其商品たる期間も、亦從



て長きものとす。

更に食料品、原料品、及製造品の三種に別ちて此關係を考ふるに、

(一)食料品 (Food (食); Spices (調)) の中、野菜、生魚、肉類の如き、保存上困難なるものは、前述の如く、商人の手を経る場合に於ても、其時期短少なれども、是等の貨物と雖も、罐詰、冷蔵等の方法に依り、保存性を有せしめたるときは、種々の商人を介して、遠く海外に賣買することなきにあらず、又食料品中にても、我邦の米、麥、大豆、外國の小麥、其他の麥類の如き、若くは酒類、味噌、醬油、茶、珈琲、砂糖、乾物の如く、保存に耐へ、且つ同一品種の物は、孰れにても變りなきが如きものは、商品たる期間長く、遠く各國間に賣買せられ、商人の手を経ること多くして、商業賣買の目的物とし、頗る重要な地位を占むるものとす、而して食料品は商業上營利の目的物として重要なのみならず、一般生活費中の主位を占むるものにて、其市價の高低は直に生活費に影響し、生活の難易を生じ、貨銀を左右して、總物價を上下せしめ、國民經濟上、社會上及ぼす所少からざるを以て、國家は種々の政策を設けて、之が調節を圖るを常とす、關稅政策、開墾獎勵、米穀法に依る賣買、其他の米價調節策等は、即ち其適例なれども、斯る人爲的

施設に因りて影響を蒙る商人の利害も亦尠少にあらざるべし。

(二)原料品 (Raw material (材); Rohmaterial (材)) とは棉花、羊毛、繭の如き製造用原料、並に石炭の如き所謂助成品を謂ふ、但原料品と製造品とは、往々比較上の語にして、絶對的のものにあらず、例へば棉花は綿絲の原料なれど、其綿絲は綿織物の原料、織物は更に衣服の原料たるが如し、即ち製造品に半成品、製成品の區別ある所以なれども、普通原料品と云へば、前記の如き始めの原料を指すを常とす。

原料品は食料品と異なり、其消費者は一般人にあらず、少數の製造業者にして、是等製造業は或は、其地方に原料品の産出ある爲めに起ること少からざると同時に(陶土の産地に陶器業、養蠶地に製絲業、山林地に製紙業起るが如し)全く其産出地と隔離せる地方に製造業の興ることも珍しからず、交通の便利多大なる上、各國國產獎勵の爲め、競て保護關稅を課し、國內に原料なき製造業(例へば我邦の毛織物、綿絲等の如し)をも獎勵するの傾あるを以て、現今は殊に斯の如き工業少からざるを見らるなり、而して前者の場合に於ては製造業者は原料生産者より直接に仕入るゝことなきにあらねど、後者の場合に於ては多く仲買問屋の手を経るが如し、此場合例



へば奥羽の蘆を信州にて消費し、北海道の軸木を大阪にて使用するが如き、若くは九州の石炭を東京にて消費するが如き、内國産の原料又は燃料にて足ることあるも、棉花を米國、印度、支那に、羊毛を濠州に仰ぐが如く、遠く海外の輸入に俟つことあり、商業、運輸、保險、其他經濟上影響する所頗る廣きを見るべし。

(三) 製造品 (Manufactured Goods (英); Manufakturwaren (獨)) の中直に消費せらるゝこと普通なるもの、例へば菓子其他の製造食料、個人の嗜好に適すべき靴、貴重品、衣服の如きものは、商人の手を経る機會少きも、是等の外一般製造品は能く保存に耐へ、多量に製出せられ、日常廣く需要せらるゝがゆゑに、商品たる期間長く、商人の手を経る機會も亦隨て多きを常とす、現今商業貿易の盛なるは、主として製造業の盛大なるに因るものなれど、其商品として重要な程度は、國內にても地方に依りて同じからず、又國家としても農産國と工業國とに依りて差異なき能はざるなり、尤も農産地又は農業國の如きも、食料、原料を賣り、之に依て種々の製造品を求むるものなるがゆゑに、製造品は是等の地方に於ても亦重要な商品なりとす。

二、商品の發展 商品は所謂經濟財の一種にして、人の需要に適する物なるに、人の

需要は時と所の異なるに依りて同じからず、一國一地方に於て商品たる物も、他國他地方に於ては商品たること能はざるものあり、嘗て商品たりしものも、今は人の願るなきものあれば、又往時商品たる能はざりしものも、現今商品として廣く賣買さるゝもの少からず、羅紗、牛肉は都會の必需品にして、其營業者少からざるも、山村水廊には其必要なく、麥稈は嘗て農家の些々たる副産物に過ぎりしが、現今は本邦重要輸出品の原料たるが如し、要するに商品は土地に依りて異なる外、時勢と共に變化し増加して已まざるものなり、概言すれば人民の多數が牧畜又は農業に従事する間は其思想幼稚に、欲望も自から少きがゆゑに、需要する貨物も少く、商品の種類も亦從て少しと雖も、稍進みて工藝に熟する者出づるに至れば、假令手工時代にても其商品は著しく増加し、更に現時の如く工場工業の域に進むときは、各種の商品市場に溢れ、之が原料、一般食料と共に、轉換交流して已まざるを見るべし。

凡そ商品の増加は文物制度の進歩、人口の増殖、富の蓄積に伴ふものにて、(一) 發明發見、(二) 之に伴ふ工業の發達、(三) 交通の便と、之に伴ふ人の來往、並に通信の達發、(四) 富力に伴ふ奢侈的傾向等は、更に之を助長せしむる重なる原因なりとす。



(一)發明、發見、諸種の發明が商品を増加するは、現今獨逸を始め各國が、或は理化學の應用に、或は機械の新工夫に力を注ぎ、之れが爲め絶へず新規の商品を市場に提供するを見ても明かなる所にして、人造藍、人造樟腦、若くは人造絹絲の類が往々天工を奪はんとするは、人の驚嘆する所なれども、往時に於ても各種の發明が商工業を一變したるは、歴史の證明する所なり、現今製造業に於て有名なる英國の如きも、千七百年代に於ては、尙ほ家族經濟時代を脱せざりしが、蒸汽機械の發明と共に俄然諸工業の勃興を促し、更に汽船、鐵道、電信、電話の諸發明が之を助けて、以て商業の趣を一變するに至りしものなり。

【註】蒸汽機械は千七百六十九年に、ジェームス・ワットに依つて發明せられ、始めて之れを試みたるは、鐵山なりしが、幾何もなく製造業に用ふるに至れり、次で製糖機の發明あり、更に「カートライト」の織機發明は大いに斯業の發達を促し、千七百八十五年、佛蘭西の「ペルトレー」は、綿、布、漂白を、又蘇格蘭の「ペル」は、キヤラコ（キヤラコ）の採染を考へ、同九十三年棉花の種子除去機械の發明など、相俟つて英國綿絲業の發展を助長すること少からざりき。

其他新大陸、新島嶼の發見は、豊富なる新原料を供給し、金鑛、銀鑛の發見、鐵山、炭坑の探求は、通貨工藝品の増殖を助け、新原素、新金屬例へば千八百二十七年に「ウエー

レル」が「アルミニウム」を發見せしが如し、若くは新藥の發見等、商品を増加せしむるの大原因たるや、多言を要せざるなり（此の如き發明、發見を促す原因は、限りなき人口の増殖と、科學の進歩なり）

(二)製造業の發達、が商品を増加せしむるは、屢述べたる所なるが、製造業は、常に其製品を市場に散布するのみならず、一方其原料品、燃料、其工場（工場）の機械、工男、工女の食料等を需要し、更に其會社員、職工等が、俸給若くは賃銀に依りて購求する諸貨物の需要高を計上するときは、一種類の工業若くは一工場と雖も、商品の賣買を増加する原因たること少からざるを知るべし。

(三)交通、通信の便、交通の便開けて貨物の運輸増加し、若し其便なくんば商品たる能はざる貨物をも、市場若くは工場に搬出して商品たらしむるは、吾人の目撃する所なるが、其他人の交通は新規の貨物に接して、之に對する欲望を増加し、若くは其利用法を案出せしめ、或は通信機關の發達は、新聞雜誌其他各種の廣告手段を供して、市内は固より遠隔の地に在る者の購買心を喚起せしむるの作用（即ち欲望を惹起し、其商品の能力を數量的に増加す）あるを知らざるべからず、往昔我邦の茶、煙草、砂糖が支那より、紙が高麗より傳はりたる、現今の諸工業が歐米に模倣せる如き、一



に皆交通の賜に外ならずと謂ふべし。

(四) 生活の向上 質素勉勵は個人を富まし、國家を富強にする所以なれども、財力に伴ふ相當の享樂的慾望は、國民經濟上、社會上強ち咎むべきものにあらざるのみならず、多少享樂的の欲望なくんば、人は活動するものにあらず(但し奢侈を可なりと云ふにあらず)一國が自然の富源に滿つるも、人民に欲望なくんば、之を利用する方法を講せず、文化も亦隨て低位に在るを免れざるがゆゑに、之に新貨物を提供し文化を普及し、種々の欲望を喚起せしむるは、商業者が新販路開拓の爲めに、極めて必要なるのみならず、其國民も亦利する所少からざるを見るなり、現に我邦の如きも、歐米商人が貨物交易の目的にて渡來し、貿易を強ひられたる爲めに、開港通商と爲り、之に伴ふて其文化を吸收することゝ爲り(之が爲め歐米人に乘せられしこと少からざれども)先づ其感化を蒙りたる關西地方が富に於ても又人に於ても、遂に關東、東北を凌ぐを見るべし(東北の貧弱なるは、天恵少きこと、其一原因たるに相違なきも)由是觀之隣邦支那を導きて文化を普及せしめ、新貨物の販路と爲すは、我邦始め歐米各國の利益なると同時に、此國を開發して、將來恐るべき大生産國たらし

むるものに外ならざれども、斯くて相互に有無相通するに至らば雙方の利益少からざるに至らん、要するに國內一地方に於ても、亦一國に於ても、多少奢侈的(實は享樂的)傾向のある地方にあらざれば、商品能力を發揮するに由なく、此傾向は其土地、其國の財力如何に俟つべきものなれば(財力に伴はざる眞の奢侈的人民は好得意にあらず)歸する所は、財力の多少が商品能力を決する、客觀的重要條件の一なりと謂ふべし。

三、商品能力 商品は前記客觀的諸條件に因て支配せらるると同時に、又商品自體の性質に因て、其能力を左右せらるること少からず、其重なるもの次の如し。

(一) 保存の難易 凡そ商人は廉價の地若くは時に買入れ、之を高價の地若くは時に賣ることを目的と爲すものにて、之が爲め往々甲地より乙地に致し、或は秋期に仕入れて明春を待つことを要するものなるがゆゑに、此間の保存(と運搬と)に耐へざるものは、商品たるに適せざること言を俟たず、現今生肉、野菜、鶏卵の如き損敗し易き貨物の貯藏術大に進歩し、往時に比すれば此點に於て、商品能力を増加したるもの少からず、例へば濠洲の冷蔵羊肉を、我邦始め遠く歐米に輸送するが如きは、其適



例なれども、元來是等の貨物は、需要者が其新鮮ならんことを欲するものにて假令冷蔵罐詰などの保存法を施すも、之が爲め費用を要する一方、其潑刺たる風味を失するの弊あるを以て、單に幾分商品性を補ふに至りしと云ふに止り、他の保存に耐ゆるものゝ如く、到底充分の能力を有する能はざるものとす、但し茲に保存に適すとは、腐敗、變質、揮發、毀損の虞少く、且つ發火、爆發の如き危険少く、容積過大ならずして、保管の手敷を要せざるものを云へども、凡そ物質は時の wear and tear を蒙らざるもの、殆んど之なしと云ふも不可なき有様なるに、之を動し、之を遠きに致すときは、種々の損害を生ずるの常なれば、保存し易しと云ふは、唯程度の問題なりと知るべし。

例へば金物の如き、最も保存の容易なるものにて、錆を生ずるの虞あり、織物の如きも蟲喰、褪色、黴などを生ずることあり、米も亦蟲害、鼠害、變質の虞あり、殊に梅雨中の如きは甚しく品質を損することあり、棉花が發火し、乾藪が黴を生ずるが如き、一見保存上何等の缺點なきが如く見へながら、尙且つ短所を有するもの少からず、即ち荷造、保管の注意を要する所以なりとす。

(二) 運搬の難易 運搬し易き貨物とは、價格に比し重量又は容積小にして、運送中破損、變質少く、運賃低廉なるものを云ひ、其難易は保存性と相俟ち、商品能力を左右すること極めて大なりとす、現今汽船、鐵道は都鄙遠近を縦横に聯絡し、之を往時に比すれば、輸送の便なる、運賃の低廉なる、洵に隔世の感ありと雖も、而も空箱、空行李、障子、柱の如き嵩張るもの、陶磁器、硝子器の如き毀損し易きもの、石油、火薬の如き危険なるものゝ如きは、運賃割合に高きのみならず、其高率の運賃を支拂ふ外、尙ほ石油の揮發、硝子の破損等、荷主の損害は免れざるがゆゑに、此條件は商品賣買上最も考慮すべきものにて、從て商品能力に影響すること少からずとす、尤も石炭、礦物、材木、石類の如き、重量又は容積の割合に價格の低廉なる貨物は、海陸共に特別の低賃率と爲して、以て貨物の交通に便するを常とす。

(三) 代替性の多少 代替性とは見本、又は銘柄の如きものに依りて、或數量の貨物全體を代表し得るを云ふ、代替性ある米穀、石炭、織物の如きは、賣買容易なれども、繪畫、彫刻の如きは、一々現品を提供するの必要ありて、商品たるに適せざるを常とす、近時製造工業の勃興に伴ひ、工場製作の貨物夥しく、是等の製造所は殆んど同種の機



械を用ひ、而も大規模生産を行ふがゆゑに、手工時代の如き雅致特色を有せざると同時に、著しく代替性を有するに至り、自から商品能力を増加することと爲れり。

(四) 需要の廣狹 貨物の中には需要の廣き米、麥、紙、綿布の如きものあれば、又需要の狭き書畫、骨董樂器、高價の家具の如きものあり、需要廣きものは狭きものに比し、商品能力多きを常とするも、需要狭き貨物にても、上記の如き贅澤品にあらず、其向の必要品にして、且つ其供給に限りあるとき、例へば貴重なる書籍、日本の樟腦の如きは、比較的商品能力を有するものとす、日用必需品に商品能力多く、奢侈品に少きが如きも、亦需要の廣狹に基くものなり。

(五) 供給の多寡 供給限りありて獨占的の性質を有するものは、供給限りなき物に比し、賣買上有利なるを常とす、是れ古畫、骨董、盆栽の如き、或は寶石の如き貨物が、法外の高價に賣れ、日用品の如き必要物が低廉なる所以、又凶作の際米價の暴騰し、戦時輸入を絶たれたる商品、例へば染料、藥品の如しが、異常の能力を表はす所以なりとす、然れども供給に限りあることは、各個の利益を多からしむると同時に大體より觀れば、商品としての能力は却て少き場合あるを忘るべからず、蓋し需要者の少

きと、高價なるとは、其轉帳を稀ならしめ、奢侈的商品なるときは、經濟界の影響を蒙り易く、賣買數量の少きときは、總利益を多からしむること能はざるがゆゑなり。

## 第二項 商品の種類

商品の種類は千差萬別にして、其區別の標準に依り、種々の分類を試むることを得べく、法律的觀察に依るものは、嘗て述べたる所なるが、更に他の重要なるものを列擧して概説すべし。

一、生産地域に依る區別 商品が内國産なるか、又は外國産なるかに依りて、之を内國品 (Domestic goods) と外國品 (Foreign goods) とに別ち、内國品又は外國品を外國へ販賣する時は輸出品 (Exports)；Ausführwaren (獨) 又外國品を内國へ買取る時は輸入品 (Imports)；Einführwaren (獨) と稱す、但し税關にて内國貨物と云へば、外國品にては輸入手續を了りたるものをも含ましめ、所謂通過貨物 (Transit goods)；Transit-waren (獨) とは、例へば米國より機械を買入れ、之を支那へ販賣するが如きを云ふものとす、而して内國品は、其需要供給を知ること易く、運賃、保險料等の諸掛も、亦低廉



なるがゆゑに、其賣買比較的容易なれども、外國品の賣買即ち輸出入は、商品の需要供給を知ること難く、諸掛には運賃、保険料の多き外、輸入税、通關手数料等を要し、經營資本も著しく多く、諸般の手續煩雜なるを常とす。

此他同一種類の商品を産地に依りて區別するは、商業上一般の習慣にして、例へば、陶器を區別するに九谷焼、有田焼、唐津物、瀬戸物、備前焼などと云ひ、米を尾張米、美濃米、越後米などに別ち、棉花を支那、印度、米國、埃及等に區別するが如し、是れ各種の商品が産地に依りて、其特質を異にするが爲めに、往々單に地名を以て其物の産地と種類とを表はすのみならず、遂に其商品の代名詞と爲りたるものも珍しからざるを見るべし、例へば單に「九谷」と云へば九谷焼の陶器を意味し、「米澤」と呼びて米澤織の紬を指し、又關西にては陶器を唐津物と稱へ、關東にては瀬戸物と云ふが如し、外國にても英國の「マンチェスター」は綿製品の産出を以て有名なるがゆゑに、單に Manchester goods (「マンチェスター物」と云へば、其綿絲、綿布を意味するが如き例少からざるなり。

二、産出の業務に依る區別 商品は又其生産業の如何に依り、農産品、水産品、鑛産品、

林産品及び製造品の五種に分つことを得、農産品 (Agricultural produce) とは米穀、茶、砂糖、棉花、繭、煙草の如きを云ひ、水産品 (Marine products) とは魚介、珊瑚、鼈甲、鮑、鰯、魚油の種類、鑛産品 (Mineral products) とは鐵、銅、石炭、金銀、硫黃等、林産品 (Forestry produce) とは諸種の材木、薪炭、樟腦、漆、木蠟の如きものを云ふ、而して水産、農産は食料若くは原料を供し、鑛産、林産は専ら原料を供するものなれど、此中に純粹の水産品又は農産品と、多少加工したるもの、例へば鰯、乾鮑、寒天の如き水産製造品、若くは、茶、藍玉、粗製糖の如き農産製造品の區別あるを知らざるべからず。

製造品 (Manufactures or Manufactured goods) は之を大別して工藝品と製作品との二種と爲す、工藝品とは主として手工に依る細工物、器具、彫刻の類を云ひ、製作品は、紙、生絲、綿絲、織物、染料等、其の他の一般の製造品を總稱す、是亦細別して纖維製品 (綿絲、生絲、諸織物等)、化學工業品 (染料、塗料、藥品、人造肥料等)、金屬製品 (製鐵、石油等) 等に分つを得べし。

三、製造上の區別 製造業の上より商品を觀察するときは、原料品、半製品、及製成品の三種に分つを得、原料品 (Raw material) とは棉花、羊毛、繭、鐵鑛、パルプの如く、製造の



原料たるものを云ひ、半製品 (Semi-manufactured goods) とは、生絲、羽二重、粗製糖の如く、更に加工を要するもの、又製成品 (Finished goods) とは、織物、陶磁器、機械、藥品、精製糖の如く、直に一般消費者に販賣し得るものを總稱す。但し此區別は大體上のものにて、前述の如く織物は絲より觀れば製成品なれども、衣服より見れば尙ほ半製品なるが如き關係之なきにあらず、此他製作の方法又は程度に依りて商品を區別し、例へば生絲を座繰と器械に分ち、棉絲を左撚と右撚に大別し、米を玄米と精米、石油を重油と燈油とに區別するが如きは、枚舉に遑あらざるなり。

四、必要の程度に依る區別 一般消費者より觀て、生活上必要なるや否やに依り、商品を大別して必需品、享樂品、奢侈品の三種と爲すことを得、必需品 (Necessaries) とは、米、麥、味噌、醬油、砂糖、綿布、日用器具の類を云ひ、享樂品 (Articles for enjoyment) とは、酒、煙草、絹織物の如く、生活上必ずしも之を要せざるも、身分相當の消費は決して奢侈品にあらざるものを含み、又奢侈品 (Luxuries) とは、高價の酒、煙草、衣服、骨董品の如きを云ふ。而して社會の階級には種々あり、生活程度も亦隨て同じからざるを以て、是亦絶對的の區別にあらずと雖も、一般人より觀察するときは、略之を區別することを

得べきものとす。日用品及び享樂品は其顧客に限りなきと同時に、競争者も少からざるがゆゑに、純利益の割合を多からしむること困難なれども、奢侈品、流行品は、顧客の範圍狭小なる爲め、同業者の數少く、多く上流社會を得意とする丈け、収益歩合も比較的多しと雖も、經濟界少しく不振に陥るときは、忽ち打撃を蒙るの缺點あり、又高價のもの多き丈け資本を要し、奢侈品なる爲め販賣の度數少く、且つ流行品なるときは、「ローズ」の損失を免れざるなり。

五、營業上の區別 商品には前記の如き種々の區別あれども、之を販賣する商人より觀るときは、卸賣を除き、諸種の商品を販賣する者少からず、自ら趣を異にする所なり。

甲] 小賣業 の商品は千差萬別にて、一々列舉するに遑あられども、之を大別して(一)飲食物に關するもの、(二)衣服に關するもの、(三)家具其他の器具に關するもの、(四)藥品に關するもの、(五)化粧品及小間物、(六)出版物に關するもの、(七)古物に關するもの、(八)其他雜品に別つことを得べし。

(一)飲食物 穀類、乾物、生魚、肉類、野菜、酒屋の販賣品、菓子類、西洋食料品の如し。



- (二) 衣服、吳服物、西洋小間物、羅紗、洋服の如し。
- (三) 家具、器具、機械、家具、漆器、陶磁器、硝子器、金物、樂器、電氣及醫療器械、度量衡、履物、傘等。
- (四) 藥品、賣藥、醫藥、其他藥品店の販賣品。
- (五) 化粧品、日本の小間物及び西洋小間物。
- (六) 出版物、書籍、雜誌、繪本、印刷繪畫。
- (七) 古物、古道具、古着、書畫の如し。
- (八) 雜品、紙、油、薪炭の如し。

販賣上より觀察するときには、酒屋の商品又は藥屋の商品の如く、習慣上略一定せる一團の貨物あり、是れ固より地方に依りて同じからざれども、例へば東京の酒小賣商店の如きは、日本酒、麥酒、葡萄酒の如き酒類、味噌、醬油、酢、鹽の如き食料の外、薪炭を販賣する者少からざるが如し。

又販賣貨物の中、菓子、靴、下駄、洋傘、提燈若くは足袋の如く、店頭にて製造又は加工の上販賣するものと、全然他より仕入れて販賣するものとの別ありて、前者は大に製造品の賣買に類するも、後者は純然たる商的賣買に屬するものとす。

〔乙〕卸賣の商品は、酒、木綿、羅紗等各専門的に販賣せらるゝを常とす。(卸賣參照)

〔註〕外國商店の販賣品 中重なるものを例示すべし。

(1) Fancy goods (Luxusartikel) 化粧品(我西洋小間物の如し)

(2) Haberdashery (Kurzwaren) 婦人用小間物(絲、紐、リボン、ピン、スカート、フック、頭髮の裝飾品、

縫針、ハース等)

(3) Hosiery (Strumpfwaren) 英大小

(4) Linen drapery (Weiswaren) 麻布類

(5) Millinery (Putzwaren) 婦人服裝類(リボン、帽子、造花の類)

(6) Perfumery (Parfümeriewaren) 香水、石鹼、海綿、齒磨用品等

(7) Waterproof goods (Wasserdicke Waren) 耐水布類

(8) Children's outfit (Kinderausstattung) 小兒用品

(9) Kitchen utensils and household apparatus (Küchengeräte und Haushaltartikel) 臺所用具並に家事用具

(10) Furniture, Carpets (Möbel, Teppiche etc.) 家具及敷物類

(11) Travelling articles (Reisartikel) 旅行用具

(12) Jewelry (Bijouteriewaren) 寶石類

(13) Hardware (Eisenwaren) 鐵器又は金物

(14) Glass ware (Glaswaren) 硝子器

(15) Lacquered ware (Lackwaren) 漆器

(16) Upholstery (Zimmer-Dekoration) 室内裝飾品

(17) Cutlery (Messerschmidwaren) 刃物



- (18) Porcelain and earthenware (Porzellan und Töpferwaren) 磁器及陶器
- (19) Curiosities (Kuriositäten) 骨董品
- (20) Antiquities (Antiquitäten) 古物
- (21) Groceries (Spezereivaren) 乾物、青物及食料品(茶、砂糖、咖啡、香料、果物の如し)
- (22) Provisions (Eiswaren) 西洋食料品
- (23) Confectionery (Konfektoreivaren) 菓子類
- (24) Chemicals (Chemikalien) 化學工業品
- (25) Drugs (Drogen) 藥劑
- (26) Ship's Chandlery (Schiff-proviant) 船用雜貨

六、顧客の目的より觀たる區別 商品の購買者が一般消費者なるや、或は製造業者其他の生産業者なるやに依りて、消費者用品及び産業用品の二種に大別することを得、消費者用品 (Consumers' goods) とは一般消費者が直接使用消費する商品にして、少量に分ち無數の顧客に販賣せらるゝを特色とするも、産業用品 (Industrial goods) は、生産業者が營業の爲めに使用するもの、即ち原料品、機械、器具、燃料の類を總稱し、其數量は一般に多く、顧客も概ね一定するを常とす、而して前者は買手自身若くは其家族の個人的需要を満さんが爲め、普通小賣商店に於て買求めらるゝも、後者は

營業上の目的に出づるを以て、其製品の種類と工場等の作業如何に依りて、各其適する物品を求め、之を買入るゝや、直接製造業者若くは其代理店等よりし、小賣商店に依る場合少きを其特徴とす。

(甲) 消費者用品 を顧客の購買動機及習慣に依り區別するときは、次の三種と爲すことを得べし。此區別は顧客が(一)選擇買 (Shopping) を爲すや否や、(二)便宜の點より買入るゝや、或は小賣商店の中心地より買入るゝや、更に(三)商標商品名等に着眼して買入るゝや否やに依るものにて、即ち次の如し。(Oppeiland : Principles of Merchandising)

(一) 便宜商品 (Convenience goods)

便宜品とは、住宅に在ると、出先とを問はず、便宜手近の商店より買入るゝものにて、品質及代價が一定せるか、或は差異あるも、選擇するの必要なき程度のもを云ふ、例へば煙草、普通の菓子、洗濯石鹼、雜誌、書籍、電球、賣藥、齒磨粉の類にして、此種の商品を販賣せんには、都鄙至る所の小賣商店に配給して、顧客の買入に便せしむるを可とす、即ち廣く顧客を誘引するの必要あるを以て、其製造業者は廣告其他の手段に依り、顧客の購買心を刺戟すべきも、小賣商は特に或商品の需要を喚



起するを要せず、他の同業者に比し、多く顧客を集むることに努力せば足れりとす、而して此種の商品の顧客は、之を消費する毎に引續き買入るゝものなれば、顧客の好意にあらば、資本の廻轉を迅速ならしむるを得、從て比較的少額の資本に依り、商店を經營することを得べし、尙ほ此種の商品の販賣には、特約代理店の必要少けれども、代用品を販賣せらるゝの虞あるを以て、成るべく各商店に配布し置くを要す。

## (二) 選擇商品 (Shopping goods)

選擇商品とは期節品、新規の商品の如く、顧客が同種類の物の中より選擇買を爲すことを欲するものにして、選擇癖は殊に婦人に多きがゆゑに、男物より女物に此特色あり、例へば婦人子供の被服類、呉服物、玩具の如き類にして、男子の帽子、ネクタイの如きも亦之に屬す、男子の被服にても、婦人が求むる場合には固より此部類に屬するものとす(或は男子自身にても)但し、便宜品と選擇品との區別は大別にし、明確に之を分つことは困難にして、例へば日用の呉服物、安ものゝ、シャワ、臺所道具の如きは、兩者孰れにも、屬せしむることを得べく、販賣店にても兩様

に取扱ふを以て、是等の製造業者は、其販賣の方針に迷ふ場合珍しからず、又選擇商品は特別商品とも重複することあり、例へば「ラヂオ」の機械、電氣器具の如き、珍しき間は選擇商品なれども、漸次新奇の性質を失ひ、製品の改良が或會社の特色を有するに至れば、特別商品と爲るの類なり、而して便宜品は需要の起りたる場合、直に買入るゝの必要あれども、選擇品は直に使用するもの少きを以て、顧客の選擇に便なる商店へ赴く機會を待つを常とす、然れども選擇品の顧客は、商店に就き、親しく商品を觀るまで、精確に商品の性質を定めざる習ひなる上、スタイルも變化するもの多きがゆゑに、此種の販賣店は常に諸種の商品を準備し、且つ賣上高を大ならしむるの必要あり、從て顧客の群集する中心地に店舗を設け、又同業者の接近するを便とす。

顧客が選擇商品を買入るゝに當り、特に或る商店を選ぶは(一)其商店の評判と信用(二)配達の如何(三)掛賣の條件(期間)、(四)返品品の受入、其他(五)附隨の便利等に由るも、愈買入を決するは(一)販賣品の「スタイル」及多種類なること(二)其品質(三)代價如何に在りとす、是等の條件を具備せるは、蓋し百貨店が第一位に在るべし、而し



て選擇品の製造業者も、亦卸賣商人を経て小賣商に販賣することあれど、直接小賣商人に卸賣する場合少からず、從て卸賣商は消費者用品の場合の如く、重要な地位に在らざるを常とす、是れ(一)百貨店、連鎖商店、通信販賣店の如きは、多量に仕入るゝ爲め、直接製造元より買入るゝを利とし、其他の大小賣商店にても、卸賣商の信用を利用するの必要少きと、(二)非常に季節的の商品、新奇商品の如きは、市場に於て比較の上買入るゝを便とし、(三)激しき季節物は、緩々卸賣商の手を経るの違なく、(四)製造業者も亦流行品の如きものは、迅速に處分するの必要あるに因る、尤も商品に依りては、卸賣商を介するを便とするものなきにあらざるなり。

選擇品は普通種々の品質、模様、代價等を比較して買入れらるゝものなれば、此種の商品の製造業者は、商品自身の特色を發揮するを勉むべく、廣告、商標等は、餘り効なきを常とす、殊に新奇品、流行品の如きは、販賣期間短少なる爲め、名聲を博するの違なきゆへ、製造家の商標は効力なく、唯季節的のものなるときは、一定の標準品質のものを提供し、其名を賣込み得る場合なきにあらざるも、顧客の需要する「スタイル」等を見誤らんか、到底其得意關係を持続すること能はざるべし。

(三) 特別商品 (Specialty Goods)

特別商品は商品の代價以外、顧客の嗜好に適する何等か特別の性質を有し、顧客は之を買入るゝ爲め、故らに或る販賣店を選択するものを云ひ、即ち購買前豫め商品の性質と商店とを決定するものなり、例へば男子の衣服、靴、高級の家具、蓄音器、農具、自動車の類を含む、然れども齊しく男子の靴にても、「スタイル」の定まれる高價のものは、男女を問はず、特別商品に屬するも、「スタイル」を重んずる婦人の靴は、選擇品にて、普通の靴は便宜品と稱し得るが如く、同一種類の商品にても、三種の孰れかに屬するを見るべし、而して此種の商品の顧客は、普通商品自體の特色か、若くは販賣店の信用に依りて買入るゝを常とするを以て、製造標、小賣商店の商標、若くは品質又は役務に關する商店の世評が、顧客の購買心を左右し、多くは他の商店又は商品と比較せざるものとす、著名の時計、自動車の如きは、蓋し其適例なり、是等の商品は其購買を延期し得るを以て、若し延期するとあるも、便宜品の如く他の代用品に販路を奪はるゝの虞なきを常とす、又便宜品に比し、單價高きも、多くは耐久性あるものなれば、其購買は間歇的と爲るを以て、能く顧客の需



要に應ずべく、ストックを用意せんには、廣く顧客を吸集し得る中心地に店舗を設くるの必要あり、特別品中衣服、靴の如きは、或は毎年買入るゝことあるも、スト  
ーヴ、蓄音器、自動車の如きは數年に互りて使用し得べく、ピアノの如きは一生の  
道具と爲るを以て、是等の貨物の販賣店は製造業者と協力して、絶へず新奇の顧  
客を求むべく、需要の創造に努力せざるべからず、即ち廣汎、且間斷なき廣告、及周  
到なる販賣策の必要なる所以なれども、スタイルは比較的永續するもの少から  
ずとす。

(乙) 産業用品 の顧客は概ね一定の生産業者なるを以て、其數に限りあるを常とす  
るも、例へば製革會社が靴屋に販賣するが如き場合には、其數頗る多く、之に反して  
之を原料とする大會社に販賣すれば、得意先も少く、其研究も容易に、取引關係も親  
密ならしむることを得べし、又自動車の如きも、貨車は顧客の範圍狭きも、客用は其  
數限りなきが如き差あり、前者の顧客は其代價の高低、耐久力、特別の目的に對する  
適否を考ふるも、後者の顧客は、主として外觀、動力、世評等に重きを置くが故に、前者  
の販賣法と後者の販賣法とは自から趣を異にし、客用自動車は之を消費者用品中

の特別品に屬せしむるを可とす、從て同一の會社に於ても、各其販賣部を區別せざ  
るべからず、而して農具、大工道具の如きは、其使用目的より觀れば、産業用品なれど  
も、販賣上に於ては消費者用品と看做すを便とするが如き區別あるを以て、茲に述  
ぶる所は、専ら商工業其他營業上、就中工業會社に販賣する場合に止るものとす。

(一) 据付機械 (Installations)

据付機械とは工場の重要設備を云ひ、其の購買は生産物の種類、作業の性質及其  
規模の大小に應じて決定せらるゝを常とす、印刷、紡績、製粉等の諸機械、機關車、工  
場の汽罐、大金庫の如きは即ち之に屬し、(一)其買入の度數少く、金額多くして(二)製  
品を準備せず、注文に依りて製作し(三)顧客の便宜の爲めに、迅速に修繕品(部分品)  
を供給するを要し、(四)工業上の智識ある専門の販賣員を使用して、直接使用者へ  
賣込むを特色とす、但し例へば小印刷機を地方の顧客へ販賣するが如く、費用を  
要し、且つ顧客の信用も明かならざるが如き場合には、却て卸賣商人を経るを利  
とす、其他低價の標準品を製造する會社が、代理店を使用するが如きも、亦直接販



賣の例外なり、直接販賣の場合には、工業の中心地へ支店を設くるを便とするも、其目的は主として部分品を迅速に販賣するに在るものとす。

据付機械の購買は多く數十日、若くは數箇月以前より考慮せらるゝものなれば、販賣部は豫め是等の需要を偵察し、有望の顧客を吸集するの要あり、又此種の重要機械は購買に當り、技師長を始め、購入主任、重役會議にまで上つて相談せらるゝものなれば、常に宣傳(Missionary sales work)を怠らざる必要あり、而して宣傳の結果は直に顯はれざることあるも、勉めて之を行はざるべからず、米國に於ては製靴機械其他二、三の販賣に貸貸法を用ひ、或は高價の機械に對しては月賦販賣を行ひ、相當の成績を收め居れりと云ふ。

**機械工業の弱點** 機械工業の分化は自から製造業の發達を促し、歐米に於ては此發達は機械に對する内外の需要を増加し、發明改良を促すべく多數の技術家を使用し、絶へず試験を行ひ得たれども、世界の市場が或程度まで飽滿したるとき、單に附屬品若くは臨時の取替位の需要にて、既設大工場が維持し得らるゝものなるや疑なき能はず(ヨーロッパ)、加之一般財界不況に陥るときは、機械の

新需要は激減し、單に修繕品、若くは應急の取替に止りて、如何に需要を喚起せんとするも、効少き短所なきにあらず、尤も財界常態に復するときは、普通の消費財は常に需要せられ、事業の擴張も行はれ、自然機械も購買せらるゝに至るも、斯業經營の困難は依然存在するを以て、機械の製造と其販賣とに對しては、堅實且豫見的の計畫を立てざるべからず。

## (二) 附屬設備 (Accessory equipment)

附屬設備とは主要設備の作業を便にし、或は事務の進行を助け、其他種々の目的に供せらる、機械、器具を總稱す、例へば金錢登錄器、時間記錄器、小型發動機、調革、事務所用家具、貨物自動車、工場用貨車等にして、是等は生産品の種類如何に拘らず、單に仕事を經濟的に行はしむるに過ぎざるものなり、而して(一)此種の商品は多く標準的のものなれば、特に注文に依りて製作する必要なきも、(二)販賣の間歇的なるは、猶ほ据付機械に異らず、(三)購買の決定は、工場長若くは職工長級なれば、勧誘は是等に向て行へば足り、(四)用途が限られざるを以て、販賣先は區々なれども、地域的には廣きに及ぶことを得、(五)販賣の度數は据付機械に比しては多く、一



地方に存在する有望の顧客も多きがゆへに、販賣員を使用するの効あり(六)賣込の宣傳を行ひ、次回の購買を失はざるを勉め(七)販賣屢次なる商品なれば、毎月の販賣高に應じて、販賣員に報酬を與ふるを得べし。

(八)此種の商品中には、例へば扇風器の如く、商店用にも亦家庭用にも使用し得るものあり、それ〴〵販賣法を異にすべきも、這は雙方共販賣高が多き場合に必要あり、(九)販賣の單位(一個の金額、又は一回の金額)多くして、多少の手數を要し、營業用に供せらるゝものは、直接販賣を利とするも、單位小なるときは、普通機械商を経るを便とす、タイプライター、計算機の如きは前者の例にして、是等の商品の如く侵略的販賣策の有効なるもの、若くは注文の細目を充さんとするもの、或は修繕品を迅速に配布せんとするものは、直營の支店を設けて、商品及部分品を備へ置くを可とす。

(十)然れども此種の貨物は、代理店販賣の行はるゝこと多きものにて、殊に一種又は少數の貨物を製造する會社にて、特に自己の販賣員を使用するほど販賣高之なき場合に用ゐらる、代理店は數會社を代表し、從て販賣費の割合を節減し、且つ取引先との關係を親密ならしむることを得ればなり、唧筒、帆繩、鐵道用品の如きは其適例なるべし、而して顧客の數多き地方に對しては、自己の販賣員を派出するも、少き地方には代理店を設くる會社も之なきにあらず。米國製造會社の代理店手數料は一割内外にして、注文を受けたるときは、之を製造所へ申込み、直接顧客へ積送せしむるものも少からずと云ふ。

### (三) 作業用品 (Operating expenses)

作業用品とは工場の作業を便ならしむるも、製品には入らざるものにて、絶へず消費せらるゝを以て、屢次其補充を要するものを云ふ、例へば機械油、燃料、文房具、電球の如き類にして、(一)其購入高多きもの、例へば大工場の石炭の如きものは、幹部の決裁に依るを常とするも、普通の貨物は日常の慣例に依りて、購買係が購入する習ひにして、代價の高下は渠等が最も注意を拂ふ所なり、而して製造會社は是等の貨物を少量づゝ仕入れ、迅速の配達を望むこと珍しからざるを以て此種の用品の製造所は、需要地に倉庫を設くるか、或は其向の商人を経て販賣せざるべからず、多くは商人に販賣する方經濟的なるが如し。



## (四) 加工材料及部分品 (Fabricating-materials and supplies)

此種の貨物は(一)鋼材及鋼管、化學工業品、革皮、護謨の如き半製品(二)蓄音器用小型發動機、自動車用電池、靴の踵用、ゴムの如き完成部分品(三)ペンキ又は「エナメル」の如き仕上用品(四)袋、箱、枝籠の如き容器等を含む、是等の需要者中には、自ら工場を設けて之を製造する者之なきにあらず(例へば自動車會社が自ら「エンジン」を製造するが如し)と雖も、多くは各製造所より買入るゝを常とす、而して此種の商品は(一)一般に大量取引なるを以て、直接需要者へ販賣する場合多く、其品質の確實なること、賣手の信用とを重んずる爲め、取引關係を親密ならしむるの必要あり、又(二)先賣契約にて賣込み、例へば一箇年契約にて自動車製造會社へ「タイヤ」を販賣し、或は建築用鋼材を一定期間、所定の噸數だけ引渡す契約を結ぶが如し。卸賣商と仲立人 普通の加工材料、例へば鋼材の如き商品にて、特定の品名なき場合には、卸賣商は小規模の需要者に對し、或は大製造所の臨時の購入、又は端物の需要に對しては、商賣を行ふことを得べく、又此種のものにて、製造元が異なるも、品質が異らざるが如き場合には、買手は些少の手數料(例へば一分)を支拂ひ、プロ

「カー」を使用して購入することあれど、買手が一定の品質(商標の定れる)を希望するときは、仲介の餘地なきに至る、而して此種の商品中には、消費者用品にも使用し得るもの少からず、例へば小麦粉、砂糖の類は、工業的使用者と卸賣商とを問はず、同一方針に依りて販賣し得るも、貨物に依りては、工業用なれば高度の外交政策に依りて先賣契約を行ひ、小賣の爲め商人に賣込む場合には、巧妙なる販賣組織に依るが如き差異あり。

近年米國に於ては此種の貨物に自社製造の特色を發揮し、商標に依りて販賣せんことを企つる者あり、其宣傳に相當費用を投じ、自動車用品の如きは稍成効を見たるも、靴底革の如きは餘り効力なかりしものゝ如し、畢竟其貨物が容易に分離し得ること、自動車の電池の如く、取替へ得るや否や、又之を使用する完成品其ものゝ商標の信用程度如何に由るものなれど、機械の改良著しく、發達の異常なる米國の自動車工業の如きものは暫く問はず、一般的には廣告の効は少きものゝ如し。

加工材料等の需要は、之を要する製品の需要に左右せらるゝを以て、若し其製



造品が「スタイル」の變遷速なるものなるときは、材料製造者も亦流行の變遷に留意して、其原料の購入を行はざるべからず、而して据付機械の一部なれば、一般財界の影響を蒙ること勿論にして、此點は次に述ぶる原料品に類するものとす。

(五) 原料品 (Primary materials)

原料品とは製造品の材料に供せらるゝ貨物にして、全く加工せられざるか、又は初步の加工を行ひたるものを云ふ、即ち棉花、羊毛、生絲、革皮、生護謨、小麥、粗糖、葉煙草、鐵礦、銑鐵等にして、現今の工業は特定の貨物を生産するもの多きがゆゑに、原料の種類及品質も亦一定するを要す、而も同一品質のものを多量に需要するを以て、農産原料たる棉花、羊毛等も蒐集せられ、格付を定むる必要ある所以なれども、是等は故らに商品を宣傳するの必要なく、概ね常套の方法に依りて販賣せらるゝを常とす、而して原料の購入は多く巨額にして、其費用も亦從て少からざるを以て、購買の決定は幹部又は其主任に依りて行はれ、渠等は僅少の市價の變動にも細心の注意を拂ひ、購入の分量と時日を決するものにして、購入の數量多きほど、代價には特に重きを置くものとす(品位が必要に適するものなるは言を俟たず)。

原料の需要者は、其市場の状態に注意すると同時に、製品市場の強弱を見込み、製品販賣の遲速を精察し、且つ其社の買入方針に依りて購入するを以て、一般財界に支配せらるゝこと少からず、購入品の格付と品質が決定するときは、買價と市場の形勢とが、最も重要な着眼點と爲るを以て、賣買者は需給の集中する焦點に於て、取引するに至る、即ち市場若くは取引所が此種の商品に對して現はるゝ所以にして、此機關に依りて能く大量の現物、若くは先物を迅速に賣買し、時に掛繋に依りて危険を轉嫁することを得るものとす。

六、輸出品の分類 各國産業を異にし、輸出入品を異にし、關稅政策を異にする爲め分類の方法も亦同じからず、例へば次の如し。

- (A) 日本の輸入稅表 は、第一類(植物及動物)、第二類(穀物、穀粉、澱粉類、及種子)、第三類(飲食物及煙草)、第四類(皮毛、骨、角、齒、牙、甲殼類、及其製品)、第五類(油脂類、及其製品)、第六類(藥劑、化學藥、製藥、其調合品、及爆發物)、第七類(染料、顏料、塗料、及填充料)、第八類(絲、縲、繩、索、及材料)、第九類(布帛、及布帛製品)、第十類(衣服、及同附屬品)、第十一類(製紙用パルプ、紙、紙製品、書籍、及繪畫)、第十二類(礦物及礦物製品)、第十三類(陶磁器、硝子、及硝子製品)、第十四類(鐵、及金屬)、第十



- 五類) 金屬製品(第十六類) 時計、學術器、銃砲、車輛、船舶及機械類(第十七類) 雜品
- (B) 支那輸入稅表 (第一類) 飲食物、砂糖、酒類及煙草(第二類) 藥劑、化學藥、製藥及調劑藥(第三類) 染料、彩料及塗料(第四類) 油脂及蠟(第五類) 稅表に掲げざる物品まで十六種に分つ、輸出稅表には車輛、船舶、學術器具、機械類の之なき外、輸入稅表に等し。
- (C) 米國の輸入稅表 (A) 化學藥、油類及、ペイント類(B) 土砂、陶磁器、硝子器(C) 金屬及同製品(D) 木材及同製品(E) 砂糖、糖蜜及同製品(F) 煙草及同製品(G) 農産物及食糧品(H) 火酒、葡萄酒及他の飲料(I) 綿製品(J) 亞麻、大麻、黃麻及同製品(K) 毛及同製品(L) 絹及同製品(M) 紙及書籍類(N) 雜品の十四種と無稅品とに別つ。

### 第三項 商品の集散

一、人に關する集散 商品が如何なる徑路を経て消費せらるゝやは、其種類に依りて同じからずと雖も、之を農産物、家内工業の製品、漁獲物の如き個人的の生産物と、製造會社、鑛山會社の如き大規模の生産物とに分ちて考察するを便とす、前者は普通産出地の仲買人が生産者より買集め、之を卸賣商に賣渡し、卸賣商は之を都會の問屋に送附して販賣を委託するか、又は他地方の卸賣商人若くは小賣商に賣渡す

ものなれど、大會社に在りては、其生産物を問屋に委託し、若くは卸賣商に販賣する者多きも、仲買商を介すること少く、往々自ら代理店を設けて販賣せしめ、尙ほ進んで小賣店を開き販賣することあり、是等の順序は商品の種類に依りて同じからざること、嘗て述べたる所の如し。

二、場所に依る集散 商品の場所に關する集散も、亦貨物の種類に依りて同じからずと雖も、概言すれば農産、水産、手工製品の如き地方的産物は、先づ其地の小都會に集りて、更に各地に散布せらる、其各地に散布せらるゝや、或は直に他の小都會に送附し、或は其大部分を大都市に集中す、更に此都市は市内消費の外國内の他地方に分配することあれば、又海外に輸出するものとす、但し輸出品は一般に生産者又は其組合より直に開港場の問屋へ送附し、隨て開港場に集中するを常とす、而して工場製品は生絲等の外、多く大會又は其附近に於て生産せらるゝを以て、大會より各地の市邑に分配せられ、輸入品は先づ開港場に堆積せられたる後、順次大會より中都小邑に移るの順序なりとす、貨物集散の中心たる條件を考ふるに、

(一) 交通の要衝 貿易港其他の港、又は鐵道の交叉點の如く、交通の要衝に當る地區



は、自おのづから貨物の集中を誘ふものにて、之が爲め小邑が市街地と爲り、遂に大都市と爲りたる例も珍らしからず、横濱、神戸の如きは其適例なり。

(二) 生産地に在ること 生産地に位する都邑にして交通の便あるときは、其地方の貨物を吞吐するを常とす、交通の便なきも、市民富裕にして活動的なるときは、漸次鐵道、海運の便を開かしむるものなり。

(三) 商人の資力と氣風 即ち都市の商人が資力に富み、商業的進取の氣風を有することにして、都市の人口多きも、是等の條件に缺くるときは、貨物を吞吐するの力少し、是れ往々我舊藩時代の所謂城下の都會に見る所なり。

(四) 消費力の多寡 都市自ら多數の人口を擁して、多量の貨物を消費すること、東京、大阪の如き大都會なるか、又は地方の都邑ならんには、其近在が富裕にして消費力を有するときは、物資を集むるの力多し。

(五) 都市の歴史 即ち貨物集散の歴史的因縁を有することにして、古來より貨物の集散地たる地方は、自然の地位形勢も、亦必らず之に適するを常とするも、其他問屋卸賣商、仲次商の如き商人多く、金融の便も備り、地方との間相互の事情も明かなる

を以て、著しき障礙又は他に有力なる競争地の顯はれざる以上、依然貨物集散の中心たるを常とす。

(六) 社、寺、官、衙の存否 神社、佛閣、官衙、大工場、學校等の所在地なる爲め、自から市街を爲し、漸次貨物の集散を行ふに至れる事蹟は、内外共に其例乏しからざるなり。

三、時に依る集散 貨物の集散は亦季節に依りて同じからず。

(一) 生産期 例へば米、麥、其他の農産物、鮭、鱈等の水産物は、其收穫又は漁獲期に於て、又鶏卵の如きは其産卵最も多き晩春の候に於て、其集散最も多きが如し。

(二) 輸出入期 外國への輸出品又は外國よりの輸入品にも亦其季節あるもの多し、例へば茶が夏、秋期に、生絲が夏より初冬に多く、棉花が十二月より翌年七、八月頃まで、羅紗が五、六、七の三箇月に最も多きが如し、尤も鐵塊の如く、年内殆んど均一に輸入するが如きものも之なきにあらず。

(三) 需要期 貨物を生産期に賣買するは、生産者も、仲介商人も共に利益とする所なれども、商人は更に需要期を待ちて之を販賣せざるべからず、即ち各種商品の需要季節に於て、其集散を見る所以にして、例へば肥料が植付前後に、夏物が春期に、春着



の材料が冬期又は秋期より荷動を始むるが如し、

(註) 外國の取引季節 取引季節は國に依りて同じからず、是れ其國と取引する者の最も留意すべき點なるがゆゑに、次に其數例を示すこととすべし。

(一) 米國經濟 に於ても商品の種類に依りて取引季節を異にすること、次に述ぶるが如くなれども、冬期に於ける「クリスマス」春期に於ける復活祭並に六月中の三期は、商人一般の書入時なりと云ふ、六月に取引多きは結婚其他の慶事多きと、前半期の期末なるが爲めなり。

(A) 美術品、裝飾品、家具 の如きは九月末より需要漸く起り、十一月より十二月「クリスマス」までを最とし、更に一月未より四月復活祭前は相當に多忙なれども、前者に及ばず五月より次第に閑散と爲り、七八月盛夏の候を以て其絶頂とす、是れ交際の時期にあらずと、市外に遊樂する者多き爲めなり、我邦の如きも亦然り。

(B) 衣服類、呉服類 の賣行は本邦と同じく更衣の季節、即ち十月、十一月より十二月「クリスマス」まで及び翌年三四月頃を以て盛期とす。

(C) 食料品並に農作物 は其生産季節を以て第一とす、例へば穀物は五、六月より十二月頃まで、棉花は八月より翌年二月頃までの如し。

(D) 本邦重要商品 (一) 生絲は機屋が春向織物原料の仕入を九月頃より始むるがゆゑに十、十一、十二、及一月に於て年内の取引を行ふを常とす、六七月より秋物の需要起るも其高極めて僅少なり。(二) 羽二重 本邦よりの仕入期は三、四月より五、六月頃までに

て、卸賣は九月に始まり、四月復活祭に終る。(三) 絹、手巾、陶器、雜貨 は前記(A)の時期に多し。(四) 花、建 は十二月より三月頃までなり。(五) 茶は新茶の輸入季節即ち六月に起り八、九、十月頃最多し、但し本邦への注文は十二月より三四月頃までに發するものとす。

(二) 佛國里昂 本邦の生絲、羽二重は、多く卸賣商の取扱ふ所にして、先賣約定を爲すもの多きがゆゑに、年内繁閑の差違少けれども、羽二重を原料とする「ロイプ」又は「エルサーザ」の如き衣服は、春期又は夏期に於て盛んに使用せらるゝものなるがゆゑに、春期用としては十一月より二月、又夏期用としては三月より六月頃までに取引多きが如し、七、八、九月は輸入外商の避暑旅行季節なる爲め、比較的閑散なり。

(三) 印度孟買 に於ける一般商品の取引季節は雨期の終り即ち九月より、翌年四五月の交までにて、就中最も多きは Deyali と稱する印度教の正月(十月)の末か又は十一月の始以後の三箇月なるがゆゑに、本邦よりの輸出品は七月より九月、又は七月より十月積出のもの多きを占む。但し夏物、洋傘の如きは、三四月又は五六月に賣行多きが如き例外なきにあらず。

(四) 濠州「シドニイ」に於ては概して九月頃より「クリスマス」までと、「イースター」前後即ち三月より四月までを盛期とす、是れ前者は更衣の季節、販賣季節なると、後者は牧農者の收穫後なればなり、是故に卸賣商は是等需要季節より、少くも三箇月前に注文するを常とす。



(四)輸送期 冬期氷結する諸港例へば浦鹽の如き地方の貨物は、春期氷解の時期を待ちて俄に輸送を試むるを常とす。其他林産物、礦石の如きも、亦地方に依り作業期の存するものなれば、其季節に集散多きや言を要せず。

## 第二節 商品の品質、品名及商標

### 第一項 品質

一、品質の鑑別 凡そ貨物の品質 (Quality) : Qualit  (質) は其種類に依りて同じからざるのみならず、更に產地等に依りて之を細別し、微細の差異も直に其價格に影響するものなるを以て、之が賣買に従事する者は、先づ其品質の鑑別法を知らざるべからず、是れ常に商品賣買に必要なのみならず、之を保管する倉庫業、之を送る鐵道業、海運業、之が損失を填補する保險業に従事する者も、亦少くも重要商品に關する品質上の知識を有せざるべからず、何となれば倉庫業者は證券發行上並に火災保險損害賠償上之を知ることがを要し、運送業者は引換證發行、運賃計算、損

害賠償の點に於て、保險業者は安全價格と損害金額とを算出する上に於て、参考上知ることを要するものなればなり、即ち商品學研究の必要な所以なれども、各種商品の鑑定標準は其種類に依りて區々たるを免れず、或は和蘭標本の如き色相見本に依りて區別し得る砂糖の如きものあり、茶又は酒の如く香味と水色とに依りて判別し得るものあり、又織物の如く材料たる絲の品質、重量、織方の疎密、光澤、染色の強弱、模様等各種の條件を鑑別すべきものあり、或は陶器、米麥の如く實質に大差なき爲め、其產地に依りて大體の優劣を定むるものあり(但し米の如きも内國米のみにて百何十種に及び、其品位を精密に鑑定するは容易の業にあらずと云ふ)又鑛油、金屬、肥料の如く、化學的分析を要するものあり、生絲、羊毛、麻の如く機械的精密の検査を要するものありて、此中化學的若くは機械的の検査は専門の技術を要し、手数を要するも、之を行ふは比較的容易なりと雖も、肉眼又は感觸に依る鑑定は多年の經驗に俟たざるべからず、場合に依りては肉眼鑑定の外、更に分析を行ふことあれども、普通商品の賣買上最も必要なるは、肉眼鑑定にして、是れ商業取引が迅速を尊ぶ上に於て貴重なるのみならず、經驗永くして、且つ鑑定に熟せる者は、驚くべき



鑑別力を有するに至るが故なり、例へば米を鑑定するに掌上に上せて一見し、且つ握りたるのみにて其良否を知り、酒の色を見て之を口に含めば、其優劣を覺り、繭の光澤を見、之を手にし撮み且振りて絲量を推斷するが如き、金銀の色相を見て其含有量を覺るが如き、枚舉に遑あらず、支那の通貨たる馬蹄銀を鑑定するに當り、公估局と呼べる鑑定所の専門技師(支那人)は、多年の經驗に依り、單に銀色を一見して、直に其含有純分を知り、其結果を分析の割合に比較するも、殆んど差異を見ずと云ふ。

**二、品質の表示法** 商品の品質を區別する標準には種々あり、或は産地を以てし、或は商標、色彩、優劣を以てす、例へば次の如し。

(一)産地に依る區別 多く大體上の區別にして、例へば米を區別するに越後米、美濃米、武藏米などと爲し、棉花を米棉、印度、支那に別ち、石炭を夕張、幌内、磐城等に、鯉節を薩摩、土佐、伊豫に、陶器を九谷、瀬戸、清水、粟田、薩摩、有田等に、又原料糖を臺灣、爪哇糖に分つが如し、尤も多くは地名を冠する外、更に之を上中下其他の細別を附するを常とす、例へば越後上米、武藏中米、米棉、ミッドリング、夕張粉炭、土佐中節、九谷上物、臺灣日H等の如し。

(二)商標、並に、商品名に依る區別 例へば洋紙を區別するに富士製紙が旗印、金鷲印、百合印と爲し、酒を區別するに櫻正宗、菊正宗、金釜正宗、銀釜正宗、福娘、月桂冠等をしてするの類にして、前者は同一製造會社が其製品を區別するの例、又後者は各製造元を別つの例なり。

(三)色彩に依る區別 例へば米の玄米と白米、砂糖の黒赤、白又は和蘭標本の色相二十四種、茶の綠茶、紅茶、其他織物、絲、紙、塗物、陶器等、色彩を品質の一條件と爲すもの少からず。

(四)優劣に關する區別 は品質表示法中最も多き方法にして、例へば一番、二番、三番若くは並、中、上、極上の類なり、外國にても此例は屢用ゐらるゝ所にして、例へば Good と Bad, Superior と Inferior 其他 Common, Medium, Middling, Good, Fair, Excellent, Prime, A1, Tip-top 等の如し。

〔註〕外國の分類 (一)米國の棉花 は次の如し、

1. Fair 2. Middling Fair 3. Good Middling 4. Middling 5. Low Middling 6. Good Ordinary 7. Ordinary

以上七種に付き、更に四級に分ぐ、例へば Middling ならば

1. Strict Middling 2. Fully Middling 3. Middling 4. Barely Middling



(1) 茶の分類 茶には綠茶 (Green tea) 紅茶 (Black tea) 烏龍茶 (Oolong tea) 及び磚茶 (Brick tea) の四種あれども、我邦にては綠茶を區別して碾茶、玉露、煎茶、香茶、粉茶の各種と爲すも、輸出向は主として煎茶にして、米國にては之れを次の七種に分つ。

1. Good common
2. Medium
3. Good Medium
4. Fine
5. Finest
6. Choice
7. Choicest

(三) 生絲の分類 横濱市場に於ける輸出生絲は普通次の如き銘柄を用ふ。  
最優等格、羽子板格、秘格、矢島格、八王子格、武州格、信州上一格  
右は大體の區別にして、更に各格の間に細別を設くる者あり、近年は信州上一、武州等の標物を省き、最優の上に最々優、特優などの階級を生ずるに至り、例へば最優に對して素通り三十圓又は五十圓高等を唱ふる習慣あれど、其割合に品質が改良せられたるにあらずと云ふ。

紐育市場に於ては、日本、伊太利、支那等各産地に依りて分類を異にし、日本絲は次の如き分類を用ひ居れり

- (1) Double extra special crack.
- (2) Double extra A.
- (3) Double extra B.
- (4) Best extra.
- (5) Extra.
- (6) Best 1 to Extra.
- (7) Best No 1.

右の格付を横濱の格付と對照すれば、(2)が最優格で、(7)が準八王子格か武州格位に當るを以て、信州上一は(8)のNo. 1に當る、孰れにせよ、内外共に此格付のみに依りて賣買するにあらずして、精密なる検査の結果に依り取引する、習慣なりと云ふ。

(五) 其他の標準 以上の外、材木を區別するに、長さ(一間物、九尺物、二間物の如し) 厚さ(四分板、六分板の如し) 幅(尺、二尺、五の如し) 瓦を分つに片面磨、兩面磨など製法に依り、甘蔗糖、甜菜糖の如く原料に依る等、品質區別の標準も、其種類少からざるを見るべし。

三、商品の標準化 同一種類の商品にても、品質、大小、容積等を異にする爲め、容器を異にし、從て賣價も異なるもの少からず、販賣上不便なるを以て、取引上重要な特徴に依りて之を分類し、商品を統一する方法あり、即ち商品の標準化 (Standardization) にして、近年歐米に於て殊に高調せらるゝ所なるが、此方法は從來賣藥、化粧品、出版物等、商標品名等に依りて販賣せらるゝ貨物には、一般に用ゐられたるものにて、特に嶄新の方法にはあらざれど、例へば野菜、果物の如き農産物にして、種々雜多の品質又は數量のものを雜然と販賣したるものに對し、之を標準化して賣買及其生産に便ならしめんが爲めに、唱導せらるゝに至りしものなり、而して農産物中の棉花、穀物の如く、從來と雖も一定の格付を定めて、賣買したるものに關しても、一層之を精確ならしめて、信用を厚からしめ、之が爲めに特別法を制定せるが如き氣運に向へ



るは、稍面目を新にせる點なるべし。

(一)標準化の方法 商品を標準化する基礎は(一)數量に依るもの(二)品質に依るもの(三)代價に依るもの、三種に分つことを得、數量は例へば一個、一打、一匹等個數に依るものと、一斤、百目、一噸等重量を用ふる場合、一升、十ガロン、一才等容積に依る場合など種々あり、之を函、瓶、包等の容器に收むる場合には、容器をも一定し、之に品名、數量、商店標若くは製造標を附するは、種々の商品に用ゐらるゝ方法なり、品質は其區別明かならざるもの少からざるを以て、特に顧客の需要に適する特徴あるものを製造し、之を宣傳して販賣することあり、例へば酒、清涼飲料、醬油、菓子等の如き製造飲料又は食料品、果物、穀物の如き食料品、其他棉花、羊毛の類は之に屬す、但し是等の中商品に依りては、品質と數量とを結合して、一定の標準を定めたるものなきにあらざらず、例へば月桂冠の一升瓶入、今印の醬油の一斗入樽の如し、而して品質には果物、馬鈴薯の如く、簡單なる検査に依りて之を定め得るものあれば、又染料、塗料の如く、分析を要するものあり、棉花、生絲、羊毛の如きも、精密なる機械的方法に依るべきものあるを以て、精確なる標準を定め、公平なる格付を行はんには、官公吏の検査を要するに至る。

代價に依りて標準化する方法は(一)例へば、ミルク、キヤラメル等の如く、或品質の飴を一定量づゝ收めたるものを、二錢、五錢若くは十錢の如く、一定代價に依りて販賣するものと、(二)總ての販賣品を一定代價十錢、二十錢の如しに依りて販賣する場合並に(三)定價販賣の三種あり、前者の如きは賣買最も簡單にして、後者と雖も顧客は單に商品中自己に適するものを選択するのみにて、代價の如何に思考を費すの勞なきを以て、是亦取引を簡易ならしむるの利益あり、所謂全集物が一圓又は五十錢と定むるが如きも、亦此一種に屬するものとす、而して均一代價の販賣は製造業者の販賣策に屬するも、定價販賣(One price policy)及び一定代價の販賣は、小賣商店の販賣策にして、後者は其賣價に販賣し得るものを、廣く蒐集するの煩勞なきにあらず、前二種は孰れも諸物價低落の際には利益あるも、騰貴の場合、之に應じて引上げ難き短所あるを免れざるなり。

(二)標準化の利益 標準化したる商品は見本、格付又は銘柄等に依りて賣買するに便にして、假令検査を行ふに當りても、少數の見本に依りて其目的を達するを得、斯



る商品は顧客の欲する品質のものを、任意の分量だけ買入れ得べく、其購買も亦簡易なるを以て、標準化せられざるものに比し、多少高價にても販賣し得る利益あり、又生産者又は土地、時節を異にしたる産物にても、特徴を同ふるときは、之を混合して、多量販賣を行ふことを得、品質の信用あれば先物取引も行はれ、且つ價格を知ること容易に、商品の捌け方も迅速なるを以て、擔保品としても、然らざる商品に比し歓迎せらるゝの長所あり、産地に於て不用品を除去し、需要多き一定の品質の荷物と爲すときは、之が爲め、運賃も節約し得べく、中心市場まで搬出したる後分類するの必要なき爲め、保管料をも節約することを得べし、而して工業用と消費者用とを問はず、需要者の用途に適するが如く分類するを以て、買手の購入に便なるのみならず、種類單純なる爲め、大規模の廣告を有効に行ひ得べく、自然大規模生産に適せしむるに至る、殊に品質に關して顧客が迷ひ易き商品なるときは、此方法に依りて品質を信用せしめ、販賣者が之を説明するの勞費を省き得るの利益ありとす、然れども標準的商品を造りて、能く之を販賣せんには、其標準が一般の需要に適し、且つ常に變化なからしむるの必要あり、若し一朝品質の低下、數量の不足の如き缺點

あるものあらんか、忽ち信用を失ふに至るべし。

(三)標準化の奨励 商品の標準化は元來生産者若くは商人が、生産能率増進の爲め又は販賣策として、自ら之を行ふべきものにて、往々組合の力に依りて之を達する者なきにあらざるも、標準の定め方精確ならざるものあり、其統制力も乏しきのみならず、全國的に統一すること困難なる上、格付、検査の信用薄き憾みあるを以て、歐米各國に於ては、政府の手に依りて之を定めたるものあり、我邦に於ては生絲、綿絲、米穀等、取引所に於て賣買せらるゝ商品は、當業者が其格付を定め、輸出生絲、絹織物の如きは、國費を以て其検査を強制し、羽二重は從來府縣に於て検査を行ひ、商工省が標準を定め、検査費の一部を補助し居たるを、昭和二年三月三十日公布の「輸出絹織物取締法」に依り、政府が検査することゝ爲れるものなり、其他輸出の石鹼、燐寸、眞田、飲食物、硝子、珐瑯鐵器等には、各取締規則ありて検査を行ひ、是等の目的は、粗製濫造を防止するに在るも、之が爲め間接に製品の標準化を促すの効あり、又飲食物、肥料の取締法の如きも、之を助くる手段と爲り、其他産業組合の發達、出荷組合の奨励も、亦大に標準化を促すの力あり、各種の試験所、研究所の設備も此目的に便宜を供



するの効なきにあらず。

米國に於ては棉花、羊毛、穀物の如き重要農産物並に其容器に對して、公定の標準を定め、從て公認検査員をして之を検査せしめ、以て其信用を高むることゝ爲せり、棉花の如きは精密なる注意を拂つて公定標準を定め、從來國內に於て用ゐらるゝに止りしも、英、獨の取引所又は同業組合が之を採用せる爲め、殆んど世界的の標準として使用せらるゝに至り、穀物に關しても、一九一六年穀物標準法 (Grain Standards Act) を定めて、其格付を統一し、農務省の認許を受けたる検査員の手に依りて検査を行はしめ、之に對して證明書を交付することゝ爲せり、又羊毛に對しても公定標準を定め、其他家畜、肉類、乾草、馬鈴薯、玉葱等に對しても、亦政府又は州の獎勵に依りて漸次標準化の効を擧げ、果物は (カリフォルニアの如し) 組合の力に依りて、既に相當の成績を收め居れり、而して果物及野菜類の容器は貨物の標準化に先んじて標準化せられたるものなるが、一九一五年標準樽規則 (Standard Barrel Act) を定め、翌年標準容器規則 (Standard Container Act) を制定し、從來農産物の容量が區々にして、往々不正のものありしを、其大きさを定め、種類を限定し、之を統一することゝ爲せり。

四、商品の單純化 (Simplification) とは製造品中比較的不必要の種類を除去して、製品の種類を減じ、依て以て勞力、材料及資本の節約を圖らんとする方法なり、米國に於ては一九一七年以前に於ても、會社に依りては、既に此方針に依りて經營したる者あり、フォード、モーター會社の如きは其適例なれども、同年以後に於ては、戰時の必要土政府は極力此主義に依らしめんことを期し、二百六十九種の工業に對して製品の種類を限定せんことを命じ、之が爲め資本、勞力の二割五分乃至三割を節約し得たるものさへありたるが、戰後に於ても尙ほ此主義に依りて經營する者少からず (例へば、ペンキ、タイヤの如し) 商務大臣「フーザー」は一九二一年に於て、再び此方針を採ることゝ爲せり、此政策は管に製造上に利益あるのみならず、之が爲め販賣少き種類を擁するの不利を避くることを得るを以て、製造業者も亦卸、小賣の商人も堆荷を減じて、資金の廻轉を迅速にし、其収益率を増進し得るの利あり、殊に市價低落の際に於て然りとす、之を難する當業者は、同業者の競争上多種の貨物を造らざるべからずと云ひ、商人も亦製造所が多種の物品を分布するを以て、競争上陳列するの必要ありと稱するも、需要の少き貨物を省くも、販賣上著しき差異あるもの



にあらず、假令之が爲め多少の不利益あるも、之が爲め資本、勞力を省き、或は資金廻轉の利益を收め得るに比すれば、些々たるものに過ぎざるが如し、尤も單純化も亦程度問題にして、極端には行ひ難く、且つ商品の性質に依りては、殆んど之を行ひ難きものも之なきにあらず、例へば裝飾品、流行品の如きは之に屬するも、是等と雖も既に舊式と爲りて需要の稀なるものを省くが如き方法に依りて、幾分單純化を行ひ得られざるにあらず、我邦に於ては此主義に依りて改善を加ふべき製造品、蓋し尠からざるべしと信ず、之を行はんに實用的の商品中尙ほ家内工業的に經營せらるゝものを工場工業に改め、更に製品を單純化して、以て大規模經營に進ましむるに在り、一方に於て同一貨物の小規模製造業者が、組合の力に依りて先づ製品を統一し、然る後大規模に赴かしむるも、亦一策たるを失はざるべし。

【註】米國に於ける單純化の例 世界大戦中(一九一七—一九一八)米國に於て單純化を行ひたる二、三の例を擧ぐれば次の如し。

(一)「ペンキ」 家庭用の「ペンキ」の種類は従來四十種乃至百八種ありたるが、政府は之れを制限して、製造業者は三十二種以上を製造せざることをし、尙ほ容器の中數種を排除することゝ爲せり、此制限は一九一八年以後に於ても、多少變更を加へて繼續し居れり

と云ふ。

(二)絞、押、機(Household wringer) 家庭用絞押機(洗濯物の)は、大いさ及び型の九割を省きたり。

(三)「マイア」 當時自動車の「マイア」は二百八十七種に上りたるが、之れを三十二種に減じ且つ二、三年内に九種と爲すの條件を附せり、然るに一九二一年十月當業者の二、三の組合は、客用新規の自動車には、「マイア」の大きさを十四種(「リムサイズ」五、「マイアサイズ」九)に限ることを約するに至れり。

(四)農具 最もよく單純化されたるものにて、例へば鋼製の犁は三百十二種より七十六種と爲し、種蒔機械は七百八十四種より二十九種に減じ、某大製造所にては、耕作用荷馬車の馬具を千七百三十六種より僅かに十六種に減少したりと云ふ、而して此の如き政策の結果として、金物商其他之れに類する卸賣商店にては、著しく型録の商品を減じ中には九萬種のものの中減するに至れる者ありき。

**五、品質と販賣** 凡そ商品は顧客の使用目的に適合せしむべきものなるがゆゑに

強ち品質の優良なるを以て、販賣上得策とのみ謂ふべからずと雖も、本邦の商品は内地にても又海外にても、少しく販路を得るときは、忽ち粗製濫造の弊に陥り、其聲價を失ふこと珍しからず、是れ顧ふに暴利を收めんとするの希望と、同業者の競争激しきと、小規模なると、其制裁乏しきと、商業道德に缺くる所ある爲めなるべきも、



此の如きは英獨商品と競争して、海外に發展し得る所以の途にあらざるなり、例へば支那向輸出石鹼に二割三割の澱粉を混じ、香水、インキの如きも、徒に其瓶商標紙のみを美麗にして肝要の内容物を粗悪にし、捺染綿ネルが一回の洗濯に依りて脱色するが如し、尤も支那、印度、南洋の下層社會のみを相手とする商品は、價格の低廉を以て競争するの必要上、粗製品(濫造の悪品にあらず)を以てするは、免れざる所に於て、我信州其他關東の生絲は、米國向を目的と爲すが故に、太絲即ち粗製品を製造し、現に獨逸の商品が印度、南洋等に於て成功せるは、其外形のみを、英國品の如き優良品に模し、品質を低下して廉賣したる爲めなりと云ふ。

**六、品質と法規** 賣買の目的物に瑕疵ある場合、即ち形狀、品質等の條件を具備せざりし場合は如何と云ふに、若し顯はれたる瑕疵ならんには、之を受取りたる買主の過失なれば、賣主に責任なきも、隠れたる瑕疵なるときは、之が爲め買入の目的を達すること能はざる場合に限りて、契約の解除を爲すことを得べきも、其瑕疵の程度少く、略目的を達し得る場合なれば、單に損害賠償のみを求むることを得べし、但し此權利は買主が之を知りたるときより一年以内に行ふことを要す(民法第五百七

十條)而して注文と異りたる場合も、亦一種の瑕疵と見ることを得ざるにあらざるも、普通之を錯誤と解し、其引渡を無効と爲すものとす、實際に於ても注文違ひの貨物は之が受領を拒み、代金の支拂を爲さず、若し其まゝ期限を経過するときは、賣主の不履行と爲りて、契約を解除し、且つ損害賠償を求むることを得るの理なり、但し是等の規定は當事者の意思に依りて任意に定むることを得るものなれば(時効の外)取引上一定の習慣ありて、賣主買主共に之に従ふの意思なるときは、前記の適用之なきものとす。

前記の規定は商人と顧客との間、又は一般人と一般人との間に關するものなれど、商法は商人間の賣買に關して特別の規定を設け、買主が貨物を受取りたるときは、遲滞なく之を検査し、若し瑕疵あることを發見したるときは、直に賣主に通知せざれば、契約解除又は損害賠償を求むることを得ず、若し其瑕疵が直に發見すること能はざるが如きものなるときは、買主は六箇月以内に之を通知するを要す、但し右は賣主が瑕疵あるを知らざる場合にして、若し之を知り、故意に賣渡したるものなるときは、買主は民法の規定に依り、此事實を知りたる時より一箇年間請求權を



有するものとす(商法第二百八十八條)而して買主が契約を解除したる場合、賣主と營業所所在の市町村を異にするときは、其貨物を(腐敗等の虞あるときは、其競賣代金を)保管し、又は供託するの義務あり、又賣主注文違ひの貨物を送附したるときは、之が受取を拒むことを得るも、此場合に於ても、其貨物を前記の規定に依り、保管又は供託せざるべからず(商法第二百八十九條及第二百九十條)是れ商業取引を保護せんが爲めなれども、當事者の意思に依り左右し得ること、一般の場合の如し。(數量不足の場合も亦之に準ず)。

七、品質の保證 内外共に商品に「請合」又は「保證」若くは「Guaranteed」等の文字を記載し、以て品質の眞正なること、純粹なること若くは堅牢なることを示し、以て販賣の手段に供することあり、販賣策としては、貨物の種類に依りて、多少の効力之なきにあらずれども、之を法律上より觀察するときは如何と云ふに、元來賣主は買主に對し、瑕疵なき貨物を供給するの義務あるものなれば、特に擔保の義務を約するときは、一層明確に其義務を負擔するの理にて、例へば鐵の鑄物は多少の錆を生ずるを免れざるがゆゑに、其火鉢を賣りて、些少の錆あるも、別に法律上の瑕疵とはならざれ

とも、特に錆の無きことを請合ひたるときは、之あるものは取換ゆるの義務あるが如し、然れども單に刃物に「請合」の刻印あり、又時計に二十箇年請合等を保證するも、甚漠然たるものにて、商店も顧客も意に介せざるの習慣なるがゆゑに、是等は法律上何等の意味を爲さざるものとす。

【註】外國の請合用語の類例を示すべし。

1. All goods guaranteed 諸商品請合
2. We guarantee our apparatus 當店の器具は保證附に御座候
3. Every machine fully guaranteed 器械は總て充分保證仕候
4. The hair remedies are guaranteed to cure dandruff in 30 days. 此毛髮藥は三十日以内に頭垢を癒し可申候
5. I guarantee satisfaction 氣に入ること請合
6. A reliable timekeeper thoroughly constructed and absolutely guaranteed. 時計は確實にて、製作完全なれば充分保證可仕候。

## 第二項 品名及商標

一、商品の名稱 (Trade name) には産地、製法、色彩等を以て表はす普通名稱と、同種類



の商品中自己の製造又は販賣に係る商品なることを區別せんが爲めに附したる特殊名稱との二種あり、例へば若狹塗、米棉、ベゼマー、銅、紅茶の如きは前者に屬し、社會に自然と稱へらるるに至りたるものなれど、後者は「ミツツ」石鹼、クラブ、齒磨、(醬油にて「龜甲萬」と稱す)の如く、製造家又は商店が自己の製造なること、又は販賣品なることを示さんが爲めに、特に按出して附したるものあり、前者は商品の種類を區別するを目的とし、後者は自家の特別品なることを表示して、他の類似品と區別し、以て販賣上に便せんとするものなり、普通商品名とは此特殊名稱にして、英國にても前者を「Trade description」と呼び、之を區別し居るが如し、而して商標も亦之と目的を齊ふし、商品名を貨物に附着せんには、紙片に記載するを便とするがゆゑに、之を作り、紙片を貼附せんには、裝飾的圖案を以て、美觀を添ゆるを得策と爲すがゆゑに、之を描きて以て一目其商品たることを了知せしめ、且つ自家の商品たる證明票と爲し、他の類似品を排斥せんとするものなり、尤も現今にては圖案を按出するに焦慮し、又一見人の目に觸るゝは、其美麗なる圖形のみなるがゆゑに、商標は圖案なるが如く見ゆるも、商標は前記特殊商品名を表示する標識に外ならず、圖案は偶此名

稱を直覺せしむる手段に外ならざるなり、然れども暫く起源、目的を問はず、單に「商標」と云へる方面より觀れば、特別名稱を表はす文字の如きは、其一部に過ぎざるものと知るべし。

商品名の組立には種々ありて、或は商標と爲すべき圖案を取りて作りたる麒麟麥酒、蜂印葡萄酒、三ツ矢サイダー、今印の醬油の如きものあれば(此中にも普通の圖案を採れるものと、(今)の如く、商店標を用ゐたるものとの別あり)又花王石鹼、クラブ、齒磨、モデル、齒磨の如く、圖案に關係なき、多少の意義を有するものあり、又丸善、インキ、柏木、デアスターゼの如く、製造元の名稱を冠せるものありて、一定することなし、外國の商品には、之を製造又は販賣する人名又は會社名を附したるもの頗る多きも、亦之に關係なき名稱も少からず、例へば Marshall's Continuous Index Ledger, Smith's Steel Signals, 若くは Paradox Inkstand, Lifebury Soap, Never Fail 等の如し、此他外國にても亦我邦の如く、動物其他の圖案に因める名稱を附し、若くは最上、堅牢等の意味を寓する名稱を用ふること少なからず、例へば Eagle Brand, Falcon, Phoenix (鳳凰) Standard, Victoria, Fearless, Record-breaker 等の類なり、孰れにせよ、商品名を考ふるには、



(一)稱へ易きこと(二)從來同一種の物に之なきこと(三)其商品の性質に適すること(例へば寶丹、富貴竈の如し)(四)顧客に快感を興ふること(五)販賣地の習慣に適せしむること等に注意せざるべからず。

二、商標 (Trade mark (英) ; Fabrikzeichen oder Schutzmark) (獨)とは、普通製造家が自己の製造品なることを示し、又商店が其販賣したる商品なることを示さんが爲めに、商品に貼付又は表示せる標識にして、商品販賣上最も必要ながゆゑに、各國特別法を設けて之を保護するを常とす、而して廣く、且つ永く賣込みたる商標は、一種の資産と爲り、往々數十萬圓以上に上ることあるを以て、登記を行ひて其權利を確保する制度多きも、印度の如く、登録の如何に拘らず、先用者を保護する國あり、又暹羅の如きは、政府は先づ新聞其他に廣告せる者を保護するも、法規尙ほ不完全にして、往々侵害せらるゝの虞あり、支那に於ても亦保護の制度を缺く爲め、日本政府の登録を受け置かざれば、忽ち模倣者を生ずるなどのことあれば、商人は能く是等の點に注意せざるべからず(英國には商標登録の制之あれど、永く賣込みたる商標は、登録如何に拘らず多少の保護を受け、詐偽的に侵害したる者は、之を訴へ得ると云ふ)。

商標を選定するに當りて注意すべき事項は、商品名の場合と同様(一)特別顯著にして、同一商品に、之を類するもの之なきこと(之は特許局發行の商標公報を調査するか、同局に就きて問合せば可ならん)(二)稱へ易きこと(三)成るべく商品に關係あること(但し此條件は必らずしも必要にあらずして、グブラ、齒磨、麒麟麥酒の如きも、固より不可なりと云ふにあらずれども、他の條件に差岡なき限り、此點をも考慮に置く可とす)(四)美術的圖案を作り、色彩の配合等にも留意し、勉めて快感を興へしむること(五)模倣を防ぐ爲め、精密ならしむること(尤も是は絶対に豫防すること能はざるものにて、扱こそ保護法の設けられたる所以なれ)其他(六)販賣先の習慣を調査すること等なりとす。

商品を販賣するに當り、其地方の風俗、習慣、宗教嗜好、氣候等を調査するの必要あるは、言を要せざれども、織物の模様、商標の圖案、並に商品名を考案する上に於て、亦最も必要なを知らざるべからず、是れ賣込地の習慣に反する圖形ある爲め、品質や代價やは之に適するも、殆んど顧客を得ること能はざるが如き例珍しからざればなり、内地に於ける習俗の相違は甚しきものにあらず、偶之あるも迷信的嫌惡を






招くが如きこと少く、又習俗の調査も容易なれども、海外殊に半開未開の人民は往  
往宗教的迷信的の感念著しきものあるを以て、新に商品の販路を開かんとする者  
は、此邊の調査を怠るべからず、我邦の尊崇する龜を、支那にて嫌ふが如きは、既に有  
名なる事實なるが、此他之に類する豫想外の好惡少からざるを見るなり、次に數例  
を擧げて參考に便せん。

(一)支那人の好惡 は次の如し。

(A) 圓形 好むものは、鹿、蝙蝠、鶴、龍(但し之は皇帝の記表とし、高貴に過ぐるを以て、民間に  
は用ゐず)麒麟、蝶、金魚(らんちゆう)と呼ぶ、目の飛出せるものに限る(鯉(水に躍る)鳳凰、獅  
子、牛、馬、孔雀、牡丹、桃、石榴、佛手柑、梅等の如し)。

嫌ふものは、烏、鼠、燕、狗、兎、龜(龜其物は千鶴萬龜と稱し、之を好むも、之に似たる鱉は多  
淫なりとて嫌ひ、龜を畫くも之に似、又之れを聯想せしむる故、斷然之を避くべきなり)  
貓、楓樹、梧桐等なり。

(B) 形狀 方形、圓形、八角等は好むも、三角、六角、五角(  )扇面形、如意形、古錢形(  )花  
朵形(  )等を忌むと云ふ。

(二)暹羅人の好惡 暹羅は佛教國なるを以て、佛畫、佛像等の意匠を、擗寸、箱、罐の如き一時  
的のもの、又は下廻り品に用ゆるを忌む、其喜ぶものは象、龍、草花、小鳥、胡蝶の類なりと  
云ふ。

(三)印度人の好惡 印度にても回教徒と、印度教徒とは自ら其好惡を異にし、回教徒は其  
教祖「モハメット」の肖像、墳墓、寺院其他回教に關係ある事物一切の撮影又は描寫を一  
種の破戒と考へ、又食器、珠に皿の内部に、動物の繪を施すことを忌むも、印度教徒は、其  
信仰する諸神(魔神、死神は除く)殿堂、神聖なる禽獸(鳩、孔雀、牛等)を畫くも、之を嫌はずと  
云ふ、其他一般には、烏、鼠、猫、豚等を不祥として嫌む、又尊敬、親愛するものにては、首のみ  
牛身のみものを好まず、花は概ね之れを喜ぶを常とす。

(四)露西亞人の好惡 露西亞は宗教の信念熾んなる國なれば、之に對し不敬と爲るべき  
圓形を避くるを要す、又鯉の鱗上りは不吉として嫌ひ、鳥は一羽より二羽を喜び、而も  
其相和合せる描法を好むと云ふ。

(五)智利人の好惡 智利にては、純黄色、雙斗形(棺桶に類する爲め)人魚(清心丹の)其他の奇  
形(胃散の三面紳士)圓羽、張飛、日本武尊等を嫌ふ。

### 第三節 荷造及荷印

#### 第一項 荷造の種類及注意

一 荷造 (Packing (英) ; Verpackung (獨)) は又包裝とも云ひ、商品運送の爲め、函、俵等の容  
器へ收むる方法にして、斯く造りたるものを荷物 (Package (英) ; Paket (獨)) と稱す、而



して荷造が二重以上なるときは、内部の荷造を内装、又外部の荷造を外装と稱す、例へば織物又は生絲の如く、包紙にて包みたるものを布片にて包み、澁紙にて包被し之を箱入蓮包と爲すときは、箱と蓮とは外装、其他を内装と稱するが如し。

荷造は貨物の種類と運送の遠近とに依りて同じからず、殊に内地と輸出向とは自ら異り、輸入品は更に趣を異にするを以て、總ての種類を列舉し、其方法を説くは本書の能くする所にあらざるがゆゑに、次に其重なるものを説明すべし。

(一) 散荷 は又「バラ積」若くは無裝貨物 (Goods in bulk) と稱し、商品に何等の包装を施さざるものを云ふ、材木、石炭、土砂、銑鐵、鑛物、鮭、鱈の如き廉價にして、包装を施さざるも、品質を低落せしむる虞之なき貨物に用ゐらるゝを常とするも、外國にては小麥其他の穀類を穀物倉庫に出入せしめ、日本にては農業倉庫の米穀にも之を用ゆ。

(二) 蓮、又は「アンペラ」包 とは貨物に内装を施さず、直に蓮又は「アンペラ」荳蔴又は荳葦と書くに包みて積送するものにて、例へば疊表、花蔴、麥稈、眞田、包装用の麻絲の如し。

(三) 吠、又は「依入」 是亦粗製品に多く行はるゝ方法にして、吠入とは藁又は「アンペラ」

の吠に入るゝもの、例へば骸炭、硫黃、大豆、砂糖の類、又依入とは藁にて造れる依に入れたるものにて、米穀、肥料、食鹽、石炭に行はる、其費用少なきも、共に雨露の侵入、貨物漏出等の缺點なきにあらず。

(四) 函詰 は内外共に最も廣く行はるゝ方法にして、織物及其原料、生絲、陶磁器、硝子器、漆器、化粧品、紙、茶等に用ゐらる、而して齊しく函入と稱するも、單純の箱入もあれば、内面に金屬板を張りたるものあり、又小箱、壺、罐等に入れたる後、之を若干數量づつ函詰と爲したるものあり、其用材は普通樅、松、杉、檜等を用ひ、軽くして強靱に費用も亦少きを尊む、貨物を直接に收むる内箱の如きは、脂等の爲め、貨物を汚損せざるものならざるべからず、其釘の打込方等は最も注意を要する所にして、釘の抜けたる小孔より雨露浸入して、貨物を汚損する例なども珍しからざるなり。

【註】小箱入箱詰 とは例へば葉巻、煙草、洋菓子、の類、壺入函詰は商品を素焼又は陶磁器製の壺に入れ、之を數多合して木箱に入れたる乾酪、蜜糖の類、罐入箱詰とは麥酒、葡萄酒、香水、油の如きもの、罐入函詰は食料品の罐詰「アニリン」染料、牛酪、乾酪の類、其他袋入「ボール」箱の函詰等あり。

(五) 樽詰 樽に從來我邦の酒、醬油の如き液體のみに用ゆるものと、西洋式太鼓形の